

平成 27 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 1 1 0 |

平成 28 年 3 月 14 日（月曜日）

総務委員会会議録

平成28年3月14日 月曜日

午前10時00分開議

午後 6時59分閉議（実時間454分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第17号・平成28年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第24号・定住自立圏形成協定の締結について
1. 議案第25号・八代市過疎地域自立促進計画の策定について
1. 議案第26号・木々子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第27号・深水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第28号・仁田尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第29号・辻辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第30号・釈迦院辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第31号・小川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第32号・責・川原谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第33号・樺木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
1. 議案第39号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市一般職の職員の給与

に関する条例の一部改正について

1. 議案第41号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について
1. 議案第42号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
1. 議案第43号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について
1. 議案第44号・八代市個人情報保護条例の一部改正について
1. 議案第45号・八代市行政不服審査条例の制定について
1. 議案第46号・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
1. 議案第47号・八代市携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
1. 議案第48号・八代市市税条例の一部改正について
1. 議案第49号・八代市消費生活センター条例の制定について
1. 平成27年陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（八代市総合計画（後期基本計画）平成28～29年度実施計画について）
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成28年4月1日付組織再編について）（八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて）（コミュニティセンター施設の一部管理業務委託について）

○本日の会議に出席した者

委員長 堀 口 晃 君

副委員長 堀 徹 男 君
 委 員 亀 田 英 雄 君
 委 員 鈴木田 幸 一 君
 委 員 中 村 和 美 君
 委 員 成 松 由紀夫 君
 委 員 西 濱 和 博 君
 委 員 前 川 祥 子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 岩 本 博 文 君
 財務部次長 辻 本 士 誠 君
 財政課長 佐 藤 圭 太 君
 財政課主幹兼
課長補佐 尾 崎 行 雄 君
 理事兼納税課長 松 本 秀 美 君
 企画振興部長 福 永 知 規 君
 企画振興部次長 増 住 眞 也 君
 企画政策課長
（政策審議監担当兼務） 宮 川 武 晴 君
 情報政策課長 生 田 隆 君
 総務部長 坂 本 正 治 君
 総務部次長 丸 山 智 子 君
 人事課長 中 勇 二 君
 広報広聴課長 豊 本 昌 二 君
 理事兼危機管理課長 東 坂 幸 君
 秘書課長 松 川 由 美 君
 文書統計課長 橋 口 幸 雄 君
 市民環境部長 木 村 秀 一 君
 市民環境部次長 堀 泰 彦 君
 市民活動政策課長
（消費生活センター所長兼務） 久木田 昌 一 君
 人権政策課長
（人権啓発センター所長兼務） 濱 田 大 祐 君
 市民課主幹兼課長補佐 福 本 桂 三 君

教育部
 教育部総括審議員兼
次長 釜 道 治 君

健康福祉部
 健康福祉部次長
（福祉事務所次長兼務） 山 田 忍 君

部局外
 議会事務局長 桑 崎 雅 介 君
 議会事務局首席審議員
兼事務局次長 國 岡 雄 幸 君

○記録担当書記 小 川 孝 浩 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（堀口 晃君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付しております案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、所管事務調査において、先日前お知らせしておりました案件以外にも、お手元配付のレジュメのとおり、本委員会において調査が必要であると思われる案件につきまして、調査項目に追加し、審査をいたしたいと思います。

◎議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（堀口 晃君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、岩本でございます。本日もよろ

しくお願いいたします。

総務委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従いまして、説明をさせていただきたいと思いますが、各予算案件で、一般会計につきましては、全体の歳入を辻本財務部次長が、歳出での総務費、その他関係分を辻本財務部次長及び増住企画振興部次長、議会費関係分を國岡議会事務局次長、消防費の総務部関係分を丸山総務部次長が説明いたします。

そのほか、議案第17号の平成28年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算の外、議案第24号以降の事件議案、条例議案の総務委員会関係分につきましては、それぞれの担当課長が説明をいたします。

例年長時間に及びまして、大変お疲れになられるかと思われませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） よろしくをお願いいたします。

○財務部次長（辻本土誠君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本土誠君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部次長の辻本でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして、説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いいたします。

総務委員会付託分について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ21億5684万2000円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ619億8521万8000円として

おります。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては、4ページから7ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費となっておりますけれども、繰越明許費補正の誤りですので、申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

では、改めまして、第2表、繰越明許費補正では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定の追加を行っております。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費の並行在来線経営分離対策事業で、175万6000円の限度額設定を行っておりますが、これは、昨年8月25日に発生しました台風15号による、肥薩おれんじ鉄道の災害復旧に係る経費において、被災箇所数が多く、年度内完了が困難であることが判明し、肥薩おれんじ鉄道株式会社の予算の繰り越しが示されたことから、本市の補助についても繰り越しを行うものでございます。

また、同項の自治体情報セキュリティ強化対策事業は、国の補正予算に基づき、今度の補正予算をお願いしているもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額の3174万5000円の限度額設定を行っております。

続きまして、款3・民生費、項1・社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業も、国の1次補正予算に基づくもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額の6億1741万1000円の限度額設定を行っております。

続きまして、款4・衛生費、項1・保健衛生費の千丁地域福祉保健センター管理運営事業で、1651万円の限度額設定を行っておりますが、これは、パトリア千丁の空調機が故障したため、

改修工事を発注しましたが、空調機が受注生産であるため、年度内の完了が見込めないことから、繰り越しを行うものでございます。

次の項２・生活環境費の環境センター建設事業で、１億３３７０万円の限度額設定を行っておりますが、これは、国の補助が２７年度予算での前倒しとなる見込みであることから、今回補正するもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額を繰り越すものでございます。

続きまして、款５・農林水産業費、項１・農業費のフードバレー事業（創生加速化）で、１８７３万１０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、国の１次補正予算である地方創生加速化交付金を活用するため、今回の補正予算にお願いしているもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額を繰り越すものです。

次に、項２・林業費の道整備交付金事業で、９５０万６０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、林道岩奥南川内線において、舗装を計画している施工区間の一部において、そのまま舗装するだけでは危険性が高いため、復旧工法の調査、検討に不測の日数を要したものでございます。

また、同項の市内一円林道新設改良事業で、１０９７万円の限度額設定を行っておりますが、これは、山のみち地域づくり交付金事業で実施している林道菊池人吉線の山都町施工区間について、工事の工程上、繰り越して実施することとなり、市の負担金についても工事完了確認後に支払うこととなったこと、また、林業専用道路菖蒲谷線開設事業については、必要となる用地の承諾に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が見込めなくなったため、繰り越すものでございます。

次の項３・水産業費の水産物供給基盤機能保全事業で、１１８８万１０００円の限度額設定

を行っておりますが、これは、大鞆漁港の機能保全工事に先立ち、機能保全の方針を検討するものです。施設の重要度や利用形態について検討するに当たり、関係機関との協議、調整に不測の期間を要したため、繰り越すものでございます。

続きまして、款６・商工費、項１・商工費ですが、日本DMO活性化事業と記載されておりますが、正しくは、日本版DMO活性化事業でございますので、申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

改めまして、日本版DMO活性化事業（創生加速化）で、３２１２万８０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、国の１次補正予算である地方創生加速化交付金を活用するため、今回の補正予算にお願いしているもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額を繰り越すものです。

また、同項の県南広域観光連携推進事業（創生加速化）で、６５万５０００円の限度額設定を行っておりますが、これも地方創生加速化交付金を活用するため、今回の補正予算にお願いしているもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額を繰り越すものでございます。

次に、同項の東陽交流センター「せせらぎ」・「菜摘館」管理運営事業で、９０８万３０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、温泉タンク増設工事において、タンクの納入に期間を要するため、繰り越しを行うものでございます。

５ページに移りまして、款７・土木費、項１・土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業で、１１０６万７０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断が義務化された大規模建築物の所有者が耐震診断を行い、その費用に対する補助の申請が

10月下旬となり、完了には現地調査や第三者機関の評価が必要となっているため、期間を要することから、繰り越すものでございます。

次に、項2・道路橋梁費の道路維持事業で1億239万3000円の限度額設定を行っておりますが、これは、坂本町の2路線において、落石防止網を設置するもので、境界確認に不測の日数を要したため繰り越すもの、及び国の1次補正に伴い、新たに坂本、泉地区の災害防除工事を繰り越して実施するものでございます。

次に、同項の市内一円道路改良事業で、8356万4000円の限度額設定を行っておりますが、これは、市内の5路線において、主に地権者との交渉に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、同項の橋梁長寿命化修繕事業で、1020万円の限度額設定を行っておりますが、これは、橋梁補修の委託において、特殊点検車両の使用が必要であります、全国的に橋梁調査が集中し、点検車両の手配に不測の日数を要することから、年度内の完了が困難となったものでございます。

次に、項5・都市計画費の南部幹線道路整備事業で、6378万1000円の限度額設定を行っておりますが、これは、工事がふくそうし、資材搬入の調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことによるものでございます。

また、同項の八の字線道路整備事業で、6532万円の限度額設定を行っておりますが、これは、地権者の土地が買収により道路で分断されるため、残地の取り扱いについて、地権者との協議に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、同項の八千把地区土地区画整理事業で、5549万6000円の限度額設定を行っておりますが、これは、地権者による移転先家屋の建築に伴う住宅メーカーとの価格交渉及び工程

等の度重なる調整により、建物除却に不測の日数を要したことから、工事着手がおくれ、年度内の完了が困難となったことによるものでございます。

続きまして、款8・消防費、項1・消防費の消防施設整備事業で、90万円の限度額設定を行っておりますが、これは、簡易水道事業特別会計において、坂本町西部地区統合簡易水道整備事業の繰り越しに伴い、消火栓3基の設置負担金も合わせて繰り越すものでございます。

続きまして、款9・教育費、項7・社会教育費の八代妙見祭普及展示事業（創生加速化）で、95万1000円、次の無形文化遺産等活用事業（創生加速化）で、3014万9000円の限度額設定を行っておりますが、これは、地方創生加速化交付金を活用するため、今回の補正予算をお願いしているもので、年度内に事業完了が見込めませんので、歳出予算と同額を繰り越すものです。

続きまして、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業で、468万6000円の限度額設定を行っておりますが、これは、東町農道災害復旧工事において、入札不調となったため、年度内の工事完了が困難となったものでございます。

次に、同項の林道施設災害復旧事業で、420万円の限度額設定を行っておりますが、これは、林道市ノ俣支線において、残土処理計画に変更が生じ、不測の日数を要したためであり、また、項2・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業では、2470万円の限度額設定を行っておりますが、これは、市道5路線における災害復旧において、関係機関との協議に不測の日数を要したこと、また、工事に伴う迂回路確保のための地元調整に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

それでは、次に、6ページをお願いいたします。

第3表・債務負担行為補正で、今回債務負担行為の廃止をしております土量計算システムリース経費でございますが、これは、平成27年度に導入予定でありましたが、熊本県林道設計基準の見直しなどに対応するため、システム改修の調整に相当の期間を要したことから、平成27年度に導入することが困難となったため、債務負担行為の廃止を行い、改めまして平成28年度当初に計上することとしております。

次に、第4表・地方債補正では、追加及び変更を行っておりますが、詳しい内容は、14ページの歳入、款21・市債で説明します。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

11ページをお願いいたします。

まず、款13・使用料及び手数料、項1・使用料、目8・教育使用料、節3・社会教育施設使用料で、48万円を計上しておりますが、これは、地方創生加速化交付金を活用し、博物館が実施します八代妙見祭普及展示事業に係る入場料収入でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で、3677万2000円を計上しておりますが、これは、国民健康保険特別会計繰出金の補正に係る国民健康保険基盤安定保険者支援分負担金2809万8000円と、障害福祉サービス給付事業のサービス利用件数の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金867万4000円でございます。次に、節2・児童福祉費負担金で、3390万9000円は、手当額改定や過年度現況届提出による追加給付の増加に伴う児童扶養手当負担金462万3000円、保育所運営費負担金2883万8000円、そして、子ども・子育て支援新制度改正によるシステム改修経費に伴う子どものための教育・保育給付費負担金44万8000円でございます。

次に、節3・生活保護費負担金5625万円は、生活保護世帯数の増加に加え、医療扶助1件当たりの単価の伸びなどによる生活保護費負担金の増加でございます。

次に、12ページをお願いします。

項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、1億1929万5000円を計上しておりますが、内訳としましては、まず、通知カード・個人番号カード関連事務補助金2201万1000円は、国の1次補正に伴い、マイナンバー関連事務の委任に係る市町村交付金の再算定がなされたことによるものでございます。次に、自治体情報セキュリティ強化対策費補助金1515万円は、国の1次補正に伴い、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る自治体を支援するための補助でございます。次に、地方創生加速化交付金8213万4000円は、国の1次補正に伴い、地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るための交付金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、6億1741万1000円を計上しておりますが、これは、国の1次補正に伴い、低所得の高齢者世帯を対象に1人当たり3万円を支給する臨時福祉給付金事業補助金でございます。

次の目3・衛生費国庫補助金、節2・生活環境費補助金で、4456万6000円は、環境センター建設事業に係る経費のうち、エネルギー回収推進施設での売電を実施するため、特別高圧配電線の引き込み工事に係る経費に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

次の目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金2397万6000円は、坂本地区及び泉地区の災害防除工事に係る補助であります。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、

目１・民生費県負担金、節１・社会福祉費負担金で、２１１９万４０００円を計上しておりますが、これは、先ほど国庫支出金でも説明いたしました、国民健康保険基盤安定負担金１６８５万７０００円と、サービス利用件数の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金４３３万７０００円でございます。次に、節２・児童福祉費負担金で、１４４１万９０００円を計上しておりますが、これも、先ほど国庫支出金で説明いたしました、保育単価の改定による保育所運営費負担金でございます。

１３ページに移りまして、項２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金で、２２７１万８０００円を計上しておりますが、これは地方バス路線維持に係る熊本県生活交通維持・活性化総合交付金２０９０万円と、公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿システム改修費補助金１８１万８０００円でございます。

次に、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金の６億３１１５万７０００円は、まず、担い手確保・経営強化支援事業補助金７億９８２５万７０００円がでございます。これは、国の１次補正に伴い、総合的なＴＰＰ関連政策大綱に即し、力強く、持続可能な農業構造に向け、意欲ある農業者の経営発展を促進する取り組みを支援するものでございます。

なお、次の熊本県農業農村整備事業補助金１９９５万円の減額、及び農業基盤整備促進事業補助金１億４７１５万円の減額は、国における農地中間管理機構との連携強化方針に伴い、当初予定していた地区について、事業採択の見直しが行われ、見送られた地区が発生したことに伴うものでございます。

次に、款１７、項１・寄附金、目１・総務費寄附金、節１・総務管理費寄附金で、１４００万円を計上しておりますが、ふるさと納税制度の拡充により、ふるさと元気づくり応援寄附金への寄附申し込みが、当初の見込みを上回った

ことによる増額でございます。

次に、款１９、項１、目１、節１・繰越金の３億６８７１万１０００円は、本補正予算の一般財源でございます。

１４ページをお願いします。

款２０・諸収入、項４、目５、節８・雑入で、５６８万４０００円は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金返還金でございます。これは、平成２５年度の県補助金により、日本製紙八代工場に導入されました木質バイオマスエネルギー施設において、平成２６年度から売電が開始されたことにより、平成２７年度から平成４０年度までの１４年間、毎年度５６８万４０００円ずつ、均等に補助金が返還されるもので、市を通して県に返還いたします。

次に、款２１、項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債で、１５１０万円を計上しております。これは、先ほど国庫支出金でも説明しましたが、自治体情報セキュリティ強化対策事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の１００％を予定しております。

次に、目２・衛生債、節１・生活環境債で、８４６０万円を計上しております。これは、先ほど国庫支出金でも説明いたしました、環境センター建設事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の９５％を予定しております。

次の目３・農林水産業債、節１・農業債で、３２６０万円を計上しております。これは、説明欄にあります県営経営体育成基盤整備事業負担金の１８４０万円の減額から、６つ目の農業基盤整備促進事業の４１９０万円までの総額１億７５０万円の減額補正は、先ほど県支出金でも説明いたしました、当初予定していた地区での事業採択の見直しに伴い、事業費の確定による起債借入額の減額でございます。

また、一番下の県営土地改良事業負担金事業（ＴＰＰ関連）の１億４０１０万円は、国の１

次補正に伴い、県営土地改良事業について実施することとなった事業の負担金に係る市債で、起債対象経費である負担金全額の100%を予定しております。

次に、目4・土木債、節1・道路橋梁債で、1960万円を計上しておりますが、これは、先ほど国庫支出金でも説明しましたが、市内一円道路整備事業である坂本地区及び泉地区の災害防除工事に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%を予定しております。また、節3・港湾債では、八代港県営事業負担金を560万円減額しておりますが、これは、当初予算計上分の事業費確定に伴い、国直轄事業などの6つの負担金が増減し、その影響でそれぞれの起債対象経費の90%である、総額7060万円の市債が減額となった一方で、国の1次補正に伴い、新たに負担金6500万円が追加されたため、その負担金に係る市債として、起債対象経費である負担金全額の100%である6500万円が増額されたことによるものでございます。

以上、今回補正の歳入の説明といたします。

続きまして、歳出を説明します。

15ページをお願いいたします。

款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費では、309万8000円を計上しておりますが、これは、ふるさと納税事業における寄附総額の増額に伴いまして、寄附の申し込みや入金管理、特産品の配送管理等を一括管理するふるさと納税業務委託料が不足したため、補正するものでございます。

なお、寄附総額のうち、市への直接申し込み分の見込みは、当初予定の3000万円に対し、4400万円を見込んでおります。

次の目6・情報推進費では、3174万5000円を計上しております。これは、国の1次補正に伴い、自治体情報セキュリティ強化対策事業として、マイナンバー系ネットワークとイ

ンターネット接続系との分離や、指紋認証の導入などを行うための経費でございます。なお、特定財源としまして、国庫補助金と市債がございます。

次に、目7・交通防犯対策費では、生活交通確保維持事業で、1億8089万2000円を計上しております。これは、地方バス路線の維持費に係る補助金で、産交バス株式会社及び株式会社麻生交通に対して補助するものでございます。なお、特定財源として、県補助金があります。

次に、目の10・諸費では、1億3097万3000円を計上しております。まず、市税還付金事業の2400万円は、主に法人市民税において高額の還付が生じたことから、還付金に不足が見込まれ、補正するものでございます。次に、国県支出金等返還金事業の1億697万3000円は、生活保護費国庫負担金など過年度に交付された国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。なお、特定財源としまして、諸収入の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金返還金がございます。

続きまして、項3・戸籍住民基本台帳費、目1・戸籍住民基本台帳費では、2201万1000円を計上いたしております。これは、国の1次補正に伴い、マイナンバーカードの発行等に要する経費について、マイナンバー関連事務の委任に係る市町村交付金の再算定がなされたため、補正を行うもので、財源は全額国庫補助金でございます。

16ページをお願いいたします。

項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、363万7000円を計上しております。これは、公職選挙法の改正に伴い、既存のシステムの改修を行うものでございます。

ページが飛びまして、20ページをお願いいたします。

下の表で、款12・諸支出金、項1・基金費、

目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費、節25・積立金で、1400万円を計上しております。これは、ふるさと納税による寄附申し込みが、当初見込みより多くなったため、積立金の不足額を補正するものでございます。

以上、歳出の説明といたします。

これで、平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号の総務委員会付託分の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 予算書は、財政がつくんなつとですよ。ちゅうところで質問をしたいと思うんですが、細かい話のことですが、今、説明の冒頭に補正という、だけ、訂正をお願いしますという話だったと思いますね。DMOの訂正だと。今回、先日の特別委員会で、議案の正誤表のあったじやなかですか。その辺でですね、どのあたりまで訂正で、どのあたりまでが正誤表で、どこから先が差しかえというとの、そげんとの基準のつくつとんなつですか。

簡単に、何かこう、正誤表を出したり、訂正をしたりという部分がですね、見受けられるような気がして、何か基準のあつとなら教えていただければと、初めに。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。あ、財政課長、ごめんなさい。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。財政課、佐藤でございます。よろしくお願いします。

その正誤表の基準とかでございますけども、一応、基準としては、要は簡易な訂正につきましては正誤表で対応ということで、例えば、予算が抜け落ちたりしたときは、追加提案と

か、そちらのほうで考えているというところでございます。あくまでも簡易な訂正につきましては正誤表で対応しているというところでございます。（委員亀田英雄君「訂正は」と呼ぶ）

訂正も含めまして、簡易なやつは正誤表で対応しております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 小さな話やけん、あんまり言う話じゃなかつたですが、簡単に訂正をお願いしますとかですたい、正誤表ば出されることについては、もう少しですよ、気を引き締めてしていただきたいなと思うもんですから、そげんした話をしとつとですが、ちゃんと説明できるような話ばしとってもらうたほうがよかですよ。

簡単な訂正ちゅうことで、正誤表ちゅうことですたいね。はい、確認しました。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） では、続きで2つ、二、三ほど。

繰越明許費でですよ、在来線の分離対策事業があつじやなかですか。予算の概要にあつとですが、繰り越し、おれんじ鉄道の繰り越しですたいね、災害復旧に係る経費であるが、災害箇所が、箇所数が多いということなんです、予算の積算はきちんとしてあるはずなのに、数が多かったけん繰り越すという話は、ちょっとおかしかような気のすつとですが、どう思われますか。

○委員長（堀口 晃君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。よろしくお願いします。

先ほど提案理由説明の中でありましたとおり、

8月の災害を受けまして、経営のですね、安定費とともに、この災害復旧費につきまして、市から補助するということで、12月補正で御承認をいただいた予算でございます。

大分、複数箇所ありましてですね、一応完了してから負担金を払うということを、前回取締役で、会社のほうでですね、そういう方針を定められましたので、私どもとしてはやむを得ずというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 今、答えになってないような気がしますけど、もう一回、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。事業主は、ちょっとわかりにくいですよ。事業主体が向こうだけ、それについて払うしかないという話と聞こえたんですが、私の質問はですね、予算を出した、積算は大体きちっとして行われととですけん、箇所数の、この説明の中にですね、箇所数が多く、年度内困難であることが判明したという話は、ちょっとおかしかっじゃなかかなと。そげんした話じゃなかでしょうて、予算も出されたときにですよ、ということについて伺いたいんですが。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい、済みません、説明が不足しております。

積算の際にはですね、全ての箇所を、現地踏査も踏まえまして、箇所と金額については調査済みでございます。

いきなりふえたということではなくてですね、なかなか工事のほう、数が多くてですね、工事のほう、災害復旧の工事のほうが進捗しなかったの、やむを得ずということになります。ふえたということよりは、進捗が思いのほか遅れなかったということで、第79回取締役会のほ

うでですね、御承認いただいておりますので、そこはもう、地元自治体としてやむを得ずというところでございます。済みません、説明がなくて、申しわけありません。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） もう少し精査されて、現地を踏査されたんならですたい、これは、そんときに説明のあればですね、これは間に合わぬですけん、繰り越しになるでしょうねという話のあったつならよかですばってんが、初めから数の、今になって数の多かけん繰り越すという話は、私は違うと思うとですよね。だって、そげんして積算したはずですけん。年度内に終わつとが当然の話ですけん。今になって、数が多かったけん、繰り越しますという話は違うでしょうという話ばしよとです。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画振興部、福永です。

今、亀田委員のお尋ねのほうですけれども、全く当然の話だと思っております。肥薩おれんじ鉄道、災害を受けて、その復旧を行っているところですけども、運送、人員輸送ということで、安全第一、これを優先しておられます。

それと、全線にわたって被災箇所がございすもんですから、それを行うに当たって、現在の、これはちょっと言いわけになってしまひすけども、工事請負のキャパシティというの問題もあると、私のほうは考えております。

そして、沿線の各自治体、これは全て、このような事務処理を行っているということで、我がほうだけ、完成してくれということが、ちょっと言えなかったもんですから、今後は、こういうことがないように、おれんじ鉄道のほうにもきちんと申し入れをさせていただいて、災害

というのは予測できないことではありますが、その災害復旧についてのきちんとした予測、そのもとに予算のほうは提案させていただきたいと思います。御迷惑かけて申しわけございません。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。迷惑ちゅう話じゃなかったですが、工事期間の長うなればですよ、同じ工事期間が長くなれば、工事費が、また余計かかっちゃなかろうかという心配もしますですたい。その意味もあつてですよ、きちんとした積算のもとに出してもらおうほうがいいんじゃないですかちゅう話ですたい、私の話は。数の多かったけん長引くですもんねて、繰り越しますという話じゃ、それは、だって、事業者負担になってきますけん、結局。工事期間が長くなれば長くなるほど、事業者負担があるでしょう。その部分も正確に、もう少し見積りの段階ですな、精査しなければ、後で工事費がふえるということにならないようにお願いしたいというふうに思います。

もう一点いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 生活交通の確保維持事業、これはバスの補助金なんですよ。前に、前回の前回、総務委員会に、またおったつです、県の補助金について、県から、県にもう少し要望されて、県の補助金を上げてもらう努力をされたらいかがですかという話を、前回の総務委員会に所属したときに、お話ししたと思うとつです。あつて1億ですか、これ、1億8000万のうち県から2000万しか来ぬとですもん。ずっと経緯ば見とればですね、もっと以前は県から来よつたはずなんですよ。そういう努力をされましたか、その後。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川

武晴君） はい。企画政策課、宮川でございます。

県からの補助金につきましては、平成26年度が1283万5000円となっております、今回が2000万を超える補助をいただいているというところは、一応努力をしたというところでございます。

経緯といたしまして、私どもで策定いたしました公共交通網形成計画、これを策定しましたことによりまして、市単独路線でありましたものが、県補助と、1路線認められましたことから増額となっておりますので、今後も引き続き改善に努めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。2点、さっきの亀田委員と一緒に、肥薩おれんじ鉄道は、今出なかったけど、工事を何カ所をとすることは、どういう工事箇所か、具体的にわかりますか。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。工事は、ちょっと今、手元に、12月に補正をいただきましたときなんです、のり面の崩壊とかですね、木の枝折れであるとかですね、主にはのり面の崩壊が、やっぱり雨が降ったということですね、線路に直接ではないんですけど、安全運行上、ちょっと影響が出るというような箇所が多かったと記憶をしております。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 朝、定時に、私、家の下を通るわけで、そんなに、感じがないわけですから、多分小さな工事かなて、それを引き延

ばすちゅうのは、ちょっとどういうもんかな。
また、大きい工事だったら、人命にかかわるので、多分不通になって、おれんじ鉄道が開通しないんじゃないかなというふうに思うわけですので、今、質問をしたわけですけど、なるべく早くですね、そして、人的な災害にならないから引き延ばして、繰越明許でしてあるかもしれませんが、早急にですね、やっぱりするようには、学生の人たちもですね、今、ダイヤが変わってなくて、順調に、朝から定時に通っているようですので、いいと思いますが、早目に、これは市からも要望したほうがいいと思うんです。
もう一点、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） ふるさと元気づくり応援基金について、ちょっとお伺いしますが、これ今、どれくらいたまって、これは、目的税になっとなかな、ちょっとそこをお願いします。

○委員長（堀口 晃君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。財政課、佐藤でございます。よろしくお願いします。

ふるさと納税の件でございますが、今後の財源確保の方策といたしましてですね、平成27年度から、多くの自治体が力を入れておりまして、ポータルサイトの活用とか、お礼の品の充実を図ることですね、事業を拡充し、現在取り組んでいるところでございます。

現在の、まず、ことしですね、ことし27年度の寄附金額が4348万5000円を見込んでおりまして、これが3月11日現在の数値でございます。

これまでためてきた基金の総額でございますけれども、27年度の最終といいますか、基金残高の見込みが5659万9000円を予定しておるところでございます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。ちょっと、これ

は、もう一回お聞きしたいんですが、5659万9000円、27年度で積み立てがということですが、具体的にどういうのに使うというのは、お礼とか何とか、していただいた人にお礼なんかというのは、ちょっと、八代はどうかわかりません、新聞で見たときに、このお礼をですね、商売にしているというような、新聞で見たわけでありまして。それはもう聞きませんが、もうちょっと、これがどがしこで、して、どれだけを、例えば、市の行事にと、使うという具体的な計画ちゅうのはあるんですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。27年度で申しますと、この基金の活用でございますけれども、薬物乱用防止教室、それから、DV防止講座、それから、日奈久の防波堤壁画、それから、乳幼児健康支援事業、豊かな心を育むための講演会事業等々、ことしだけでも9つの事業に充当予定でございます。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。というように、民生費なんかが、ちょっと多いような感じがするわけですけど、本当、民生費はですね、財政的には困難な分がありますので、結構だと思えますので、有効的にですね、せっかく他地域から、この八代を発展させようという人たちの税で、金でございますので、使っていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、要望ですね。

はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。確認と、ちょっと考え方ですけども、地方創生の加速化交付金で8213万とが出とってですけど、中身が、DMOとフードバレー、それに妙見祭関連だったと思うんですが、数字的にどれぐらい、この8213万のうちの内訳というか、それ

と、あと推進交付金もあったと思うのですが、2分の1が。10分の10と、加速化と推進交付金の今後の、市としての振り分けというか、方向性というか、こういう考え方で、こういうことをやっていきたいみたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） それでは、お尋ねですね、地方創生関連に関します交付金の関係でございますけれども、今年度におきましては9月にですね、地方創生の上乗せ交付金で、タイプ1、タイプ2というのをですね、御承認をいただいているところでございます。

このことにつきましては、タイプ1につきましては、クルーズ関係ということと、タイプ2につきましては、定住や婚活、フードバレー関係の補正をいただいているところでございます。

ただいま御質問の3月補正につきましては、一応10分の10という大変財源的にも有利な加速化交付金のほうを申請しております、クルーズ、または日本版DMO、フードバレー、妙見祭といったものを組み合わせてですね、そのクルーズ船のお客様への対応をやっていこうということで、それと広域連携分ということでですね、県南での連携した取り組みというところを補正、あわせましてお願いをしているところでございます。

こちらは、やっぱり10分の10というのは、財源的にも大変有利ということで、全国からですね、予定を上回る提案があつていところで、現在審査をいただいているところでございまして、私どもとしましては、精いっぱい努力をやっておりまして、この件につきましては、また、ちょうど市長も上京しております、石破大臣との意見交換をする時間もつくっ

ていただいておりますね、精いっぱい努力はしているところで、見通しまでは、済みません、今私どもから述べるところまでは至っておりませんので、御了承いただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） あと、予算、よければ総額で。今回分。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。今回10分の10ですので、そちらに記載してある8000万を超える金額は、そのまま歳出ということとなっております。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。執行部は大変努力されているのはわかっておりますけれども、加速化を精いっぱい頑張ってもらって、加速化で、なかなか難しいところは、今度は推進交付金あたりもあるのでですね、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかありませんか。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。補正資料の15ページでございますが、自治体情報セキュリティ強化対策事業についてお伺いしたいと思います。

これは、繰越明許も設定ということの扱いがされたということですが、この強化事業の具体的内容をですね、ちょっと私どもにもわかりやすく御説明いただきたいというのが1点と、2点目は、繰り越しして、いつまでの時期を目途としてお取り組みになるかというのと、今回の費用がおおむね3000万ということで、30

00万を見積もられた根拠の概要について、参考までにお伺いしたいと思います。

以上3点お願いします。

○情報政策課長（生田 隆君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、生田情報政策課長。

○情報政策課長（生田 隆君） 情報政策課、生田でございます。

ただいまの御質問についてお答えします。

まず、この事業につきましては、昨年6月に発生いたしました日本年金機構からの情報流出というものを教訓に、マイナンバー制度導入を受けて、情報セキュリティを強化しようということで、昨年の12月25日に総務大臣からの通知で行う事業でございます。

この事業の主な内容といたしましては、3つ、大きな柱がございます。まず、1つ目が、マイナンバーを利用する事務系では、情報の持ち出しを禁止すると。2番目といたしましては、マイナンバー事務系と、LGWANとしまして、自治体同士の専用ネットワークがあります。と、インターネット系のネットワーク、この3つを明確に分離をなさないと。それから、マイナンバーの利用系におきましては、2要素認証、生体認証とパスワードというような形で認証をなさという、この3つの柱が、この補助の趣旨でございます。

今回の補正につきましては、まず、ネットワークの分割のために必要な機器の導入と、具体的に申しますと、3つに分割することで、パソコンのほうは、当然不足をしております。それと、ネットワークを3つに分割しますので、そのためのネットワーク機器の導入、それから、先ほど3番目に申しました、指紋認証のためのサーバーと、指紋認証、各パソコンに1台指紋を認証する機械が必要ですので、その分の予算のほうを、今回の補正で計上しているということでございます。

あと、これに、完全に3分割に分割するためにはですね、あと一つ、仮想化で、インターネットに接続する際に、仮想化を用いて、インターネットに接続ということで、ネットワークをインターネットと分断するものですから、職員のパソコンが直接インターネットに接続できないということで、それを画面転送という形でですね、仮想的にやりとりをするというような装置が、また必要になってまいりますので、その点につきましては、当初予算をお願いをしていくと。

それから、稼働時期でございますけれども、大体10月を予定をしているということでございます。

国のマイナンバーの相互利用というのが、1月に予定されておりますので、それまでの時期ということで、大体10月をめどに導入をしたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。わかりやすい説明、ありがとうございました。

全国民、もちろん八代市民ですけど、マイナンバー登録の対象になっていて、セキュリティ関係については、いろんな方面からですね、心配の声もございますので、万全の体制で、着実に進めていただきたように、改めてお願いして、意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかありませんか。

○委員（亀田英雄君） なければ、一ついいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ふるさと納税事業が1400万ふえて、309万8000円の歳出だと。その積算根拠ていいですか、内訳の詳細な話を、ひとつ教えていただきたいのと、緑の産

業再生プロジェクトの金の流れというとは、ちょっとわかりにくかったもんですけん、わからぬだったもんですけん、それについて、ちょっと、この金の流れば教えてもらえんですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。ふるさと納税の細かい内訳というところでございますけども、今年度、平成27年度は、寄附見込み額、総額4500万を見込んでおりまして、そのうち歳出に係る分でございますけども、クレジットの決済で43万、それから、ふるさとチョイスというホームページを立ち上げておりますトラストバンクへの業務委託が、今回計上しておりますけども、309万8000円。それから、PR業務委託等々ございまして、あと報償費、お礼の品の報償費に1500万程度でございまして、歳出の総額がですね、2012万4000円程度でございまして、寄附額に占める割合としましては、大体44.7%が歳出ということになります。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 次、緑の再生プロジェクトについて。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、財政課、佐藤です。

緑の再生プロジェクトの返還金……（委員亀田英雄君「金の流れですね、どこから来て、どげん流れていくのかということ」と呼ぶ）金の流れ。これは、平成25年度の県補助金によりまして、日本製紙八代工場に導入されました木質バイオマスエネルギー施設におきまして、平成26年度から売電が開始されたことによりまして、平成27年度から平成40年度までの14年間、毎年度568万4000円ずつ、均等

に県に返還していくということで、金の流れは、日本製紙から一旦市を経由しまして、県のほうに行くということになります。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳入等について、財務部から説明をお願いいたします。

○財務部次長（辻本士誠君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君） はい。それでは、引き続き、座らせていただきまして、説明をいたします。

それでは、別冊となっております議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算をお願いいたします。総務委員会付託分について、――申しわけありません、平成28年度八代市一般

会計予算をお願いいたします。長時間の説明になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計予算書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算でございますが、今回、予算総額を歳入歳出それぞれ604億3000万円と定めております。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債でございますが、内容につきましては、9ページから12ページの表で、説明いたします。

次に、第5条、一時借入金でございますが、本市の歳計現金に不足が生じた場合に、その支払いの資金を補うため、一時的に金融機関から借入れを行います、その借入れの最高額を85億円と定めております。

第6条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2表・継続費でございます。款4・衛生費、項2・生活環境費の環境センター建設事業で、総額を47億円とし、その年割額を平成28年度で17億9000万円、平成29年度で29億1000万円と定めております。

10ページをお願いします。

第3表・債務負担行為でございます。まず、財務書類等作成業務委託でございます。期間を平成29年度から30年度まで、限度額を530万4000円に設定しております。

次に、画面転送型インターネット接続導入経費でございます。期間を平成29年度から33年度まで、限度額を6858万5000円に設定しております。

次に、八代地域イントラネット更新経費でございます。期間を平成29年度から平成33年度まで、限度額を2億8808万8000円に設定しております。

次に、市県民税納税通知書作成等業務委託（コンビニ収納対応）でございます。期間を平成28年度から29年度まで、限度額を533万9000円に設定しております。

次に、軽自動車税納税通知書作成等業務委託（コンビニ収納対応）でございます。期間を平成28年度から29年度まで、限度額を397万5000円に設定しております。

次に、固定資産税納税通知書作成等業務委託（コンビニ収納対応）でございます。期間を平成28年度から29年度まで、限度額を642万9円に設定しております。

次に、戸籍システム更新経費でございます。期間を平成29年度から33年度まで、限度額を2612万8000円に設定しております。

次に、健康管理システム更新経費でございます。期間を平成29年度から33年度まで、限度額を1582万7000円に設定しております。

次に、訴訟事務委託（一般廃棄物収集運搬業務委託）でございます。期間を平成29年度から訴訟契約終了年度まで、限度額は訴訟契約により決定した額としております。

次に、土量計算システムリース経費でございます。期間を平成29年度から33年度まで、限度額を146万9000円に設定しております。

次に、企業振興促進条例補助金（工場等建設補助金）でございます。期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額を854万2000円に設定しております。

次に、企業振興促進条例補助金（工場等建設・用地取得等補助金）でございます。期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額を1億2620万4000円に設定しております。

次に、企業振興促進条例補助金（用地取得等補助金）でございます。期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額を568万100

0 円に設定しております。

次に、土木積算システムリース経費でございます。期間を平成 29 年度から 33 年度まで、限度額を 1552 万 5000 円に設定しております。

次に、日奈久浜町ポンプ場電気設備改築工事その 2 でございます。期間を平成 29 年度まで、限度額を 9600 万円に設定しております。

次に、学校図書館管理システム使用料でございます。期間を平成 29 年度から平成 33 年度まで、限度額を 1796 万円に設定しております。

次に、八代市小・中・特別支援学校情報教育システムリース経費でございます。期間を平成 29 年度から平成 33 年度まで、限度額を 4 億 8684 万 8000 円に設定しております。

ここで、大変申しわけございませんが、新庁舎建設関係の債務負担行為が 2 件、記載漏れがありましたので、追加して説明いたします。正誤表を出しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

まず、新庁舎建設基本・実施設計業務委託で、期間を平成 29 年度まで、限度額を 1 億 3905 万円に設定しております。

次に、新庁舎建設オフィス環境整備支援業務委託で、期間を平成 29 年度から平成 32 年度まで、限度額を 1665 万 9000 円に設定しております。大変、失礼しました。

次に、11 ページをお願いします。

第 4 表・地方債でございます。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているものでございます。詳細は、51 ページ、52 ページの歳入、款 21・市債のところで説明いたします。

続きまして、17 ページをお願いします。歳入でございます。

歳入につきましては、52 ページまでと、相

当なページ数となりますので、国県の支出金など、事業に伴う特定財源につきましては、主なものを説明いたします。

それでは、款 1・市税でございます。まず、項 1・市民税、目 1・個人で、46 億 7800 万円を計上しております。前年度と比較しますと 9870 万円の増でございますが、決算見込みから算出したものでございます。

次に、目 2・法人で、8 億 8610 万円を計上しております。前年度と比較しますと 1 億 6090 万円の減でございますが、これは、法改正により、平成 26 年 10 月以降から、事業年度が始まる法人の税率が 2.6% 引き下げられたことによるものでございます。

続きまして、項 2・固定資産税、目 1・固定資産税では、土地、家屋、償却資産に係るもので、75 億 2381 万 3000 円を計上しております。前年度と比較しますと 3 億 5062 万 9000 円の増でございますが、主には償却資産における北陸新幹線開業による路線の延長に伴い、関係市町村への配分額の増が要因でございます。

次に、目 2・国有資産等所在市交付金は、4402 万円を計上しております。これは、国・県の施設が所在する市町村に交付されるものでございます。

続きまして、18 ページをお願いします。

項 3・軽自動車税は、平成 28 年度からの一部税額改正を考慮し、前年度の決算見込みから、前年度より 4330 万円増の 3 億 7170 万円を計上しております。

続きまして、項 4・市たばこ税は、前年度の決算見込みなどから、前年度より 2800 万円減の 8 億 6000 万円を計上しております。

また、項 5・入湯税は、前年度の決算見込みから、前年と同額の 1330 万円を計上しております。

続きまして、19 ページをお願いします。

款２・地方譲与税でございます。項１、目１・地方揮発油譲与税でございますが、１億３３００万円を計上しております。これは、国税である地方揮発油税の４２％が、市道の延長、面積に応じ、市町村に交付されるものでございます。

続きまして、項２、目１の自動車重量譲与税でございますが、国の見込みを参考に、３億６４００万円を計上しております。これは、国税として徴収されます自動車重量税の１００分の４０７が、市町村道の延長、面積に応じ、市町村に交付されるものでございます。

続きまして、項３・特別とん譲与税でございますが、前年度と同額の２３８０万円を計上しております。これは、外国貿易船の入港に際し、船の純トン数に応じ、港の所在市町村に譲与されるものでございます。

続きまして、２０ページをお願いします。

款３・利子割交付金では、１８００万円を計上しております。これは、県が徴収した県民税利子割収入のうち、個人に係る利子相当分の５分の３の額が、個人県民税の収入割合に応じ、県から市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款４・配当割交付金で、４４００万円を計上しております。これは、県に納入された配当割に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の５分の３に相当する額が、個人県民税の収入割合に応じ、県から市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款５・株式等譲渡所得割交付金では、国の見込みを参考に２３９０万円を計上しております。これは、県に納付された株式等譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率を乗じて得た額の５分の３に相当する額が、個人県民税の収入割合に応じ、県から市町村に交付されるものでございます。

続きまして、２１ページをお願いします。

款６・地方消費税交付金で、２７億７６００万円を計上しております。これは、県の地方消費税収入額の２分の１相当額が、国勢調査の人口及び事業所・企業統計調査の従業者数などに応じて市町村に交付されるもので、６億７６００万円の増となっておりますが、平成２６年４月から消費税が５％から８％に引き上げられたことに伴い、地方消費税率が１．０％から１．７％へ引き上げられた影響を加味し、前年度の決算見込みなどから算出したものでございます。

続きまして、款７・ゴルフ場利用税交付金で、５７０万円を計上しております。これは、県に納められたゴルフ場利用税の１０分の７に相当する額が、ゴルフ場設置に伴い、市町村の財政需要が増加することなどに配慮し、ゴルフ場所在の市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款８・自動車取得税交付金でございますが、６５００万円を計上しております。これは、県に納められた自動車取得税に９５％を乗じた額の１０分の７に相当する額が、市町村道路の延長及び面積に応じて、市町村に交付されるものでございます。

続きまして、２２ページをお願いいたします。

款９、項１・地方特例交付金、目１・減収補てん特例交付金で、前年度の決算見込みから４６５０万円を計上しております。これは、個人住民税における住宅ローン控除による減収分を補填するもので、国から交付されるものでございます。

続きまして、款１０・地方交付税では、前年度の決算見込みや国の見込みに基づいて算出した結果、１６０億６１００万円を計上しております。これは、国から交付されるもので、基準財政需要額と基準財政収入額の差額に対し交付される普通交付税、及び特別な財政需要を考慮して交付される特別交付税でございます。

前年度と比較しますと、５億２４００万円の減でございますが、合併算定替えによる特例分が今後５年間で段階的に削減され、一本算定へと移行することに伴う減少や、地方財政計画に反映したことによるものでございます。

続きまして、款１１・交通安全対策特別交付金では、２３００万円を計上しております。これは、道路交通法違反で納付される反則金が、交通事故の発生件数等をもとに、国から交付されるものでございます。

続きまして、２３ページをお願いします。

款１２・分担金及び負担金でございます。まず、項１・分担金、目１・農林水産業費分担金で、９４５０万円を計上しております。主なものは、節１・農業費分担金の市内一円の排水路改修工事の事業分担金９２００万円がでございます。

次に、項２・負担金、目１・総務費負担金９６４万円は、八代地域イントラネット運用に係る氷川町負担金でございます。

次に、目２・民生費負担金で、７億６６３８万１０００円を計上しております。節１・社会福祉費負担金３０１１万９０００円は、主には、老人福祉施設入居者負担金でございます。節２・児童福祉費負担金７億３６２６万２０００円の主なものは、説明欄の最後に記載しております施設型給付公立保育所保育料と、施設型給付私立保育所保育料などでございます。

続きまして、２４ページをお願いいたします。

款１３・使用料及び手数料でございます。項１・使用料、目１・総務使用料で、１９２０万８０００円を計上しております。市営の中央駐車場及び新八代駅東口駐車場の使用料が主なものでございます。

次に、２５ページになりますが、目３・衛生使用料２４４８万８０００円は、主には、斎場使用料及びパトリア千丁の温泉入浴料である地

域福祉保健センター使用料などがございます。

次に、２６ページに移りまして、目６・土木使用料でございますが、２億６３７４万８０００円を計上しております。節１・道路橋梁使用料４１６０万２０００円は、電柱などの道路占用料が主なものでございます。次に、節４・住宅使用料２億１９２６万１０００円は、市営住宅全３１団地分の公営住宅使用料などがございます。

次に、目８・教育使用料で、６０７３万円を計上しております。主なものは、節２の幼稚園使用料１２９８万１０００円のうち、幼稚園保育料、及び節３・社会教育施設使用料３４００万９０００円での公民館や厚生会館などの使用料、２７ページになりますが、節４・社会体育施設使用料９０４万７０００円での夜間照明使用料などがございます。

続きまして、２８ページをお願いします。

項２・手数料、目１・総務手数料で、７３７６万４０００円を計上しておりますが、主なものは、住民票や印鑑証明などの発行に係る、節３の戸籍住民基本台帳手数料５８１０万円でございます。

次に、目３・衛生手数料３億３５２３万３０００円でございます。主なものは、次の２９ページになりますが、節２・生活環境手数料での清掃センターへの搬入ごみ処理手数料や、ごみの有料指定袋処理手数料でございます。

次に、３０ページをお願いします。

款１４・国庫支出金でございます。項１・国庫負担金、目１・民生費国庫負担金は、７２億５１０１万８０００円で、前年度より１億５６５３万９０００円の増になっておりますが、その要因は、節１に記載しております障害者自立支援給付費負担金１２億６８７０万１０００円で、５７４９万９０００円の増、及び節３に記載しております生活保護費負担金が２１億２７９３万８０００円で、７０４４万８０００円の

増となっております。

まず、節１の社会福祉費負担金１７億８５４６万７０００円で主なものは、説明欄２つ目の障害者の生活介護に係る障害者自立支援給付費負担金でございます。次に、節２・児童福祉費負担金３３億３７６１万３０００円でございますが、私立の保育所運営費負担金、中学校まで支給される児童手当負担金、ひとり親家庭に児童を養育する手当を支給する児童扶養手当負担金が主なものでございます。

引き続き、３１ページをお願いします。

項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金では、４１２３万７０００円を計上しております。前年度に比べ７８０６万６０００円の減となっておりますが、これは、昨年度までで市町村合併推進体制整備費補助金が廃止となったことで、５５１１万９０００円の減、また、マイナンバー制度事業の制度開始に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金３２１万７０００円が１５２７万４０００円の減、及び通知カード・個人番号カード関連事務補助金１２０１万６０００円が３３６７万７０００円の減となったためでございます。

なお、新たに地方創生推進交付金２６００万４０００円を計上しておりますが、これは、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みに対して交付されるものでございます。

次に、目２・民生費国庫補助金では、４億４１７５万４０００円を計上しております。節１・社会福祉費補助金３億２１０２万３０００円の主なものは、まず、地域生活支援事業補助金で、これは、障害者や障害児が自立した日常生活、社会生活を営むために行われる地域活動支援センターや日常生活用具給付事業などに対して補助するものでございます。次の、臨時福祉給付金事業補助金で、平成２６年度から引き続き低所得者の消費税率引き上げによる影響を緩和する対策としての市民税非課税者への３００

０円の給付のほか、新たに、経済政策の成果を低所得者にも広めるために、障害、遺族基礎年金受給者に３万円を給付するものでございます。次に、節２・児童福祉費補助金１億１６４５万５０００円の主なものは、子ども・子育て支援交付金で、子ども・子育て支援新制度における子育て援助活動支援事業や、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業などの、地域子ども・子育て支援事業等に対する補助でございます。

次に、目３・衛生費国庫補助金１２億３８３０万８０００円でございます。前年度と比較して１０億９２４８万３０００円の増加は、主には、節２・生活環境費補助金の中に記載しております循環型社会形成推進交付金の増によるものでございます。

次に、目４・土木費国庫補助金１０億２６３１万７０００円でございます。前年度と比べ２億６０７１万９０００円の増加は、主に、次の３２ページになりますが、節２・都市計画費補助金の中に記載してあります南部幹線道路整備事業３億５７５０万円が、１億３７５０万の増となっております。

ページを戻りまして、３１ページから３２ページにかけての、節１・道路橋梁費補助金２億６９６９万円の主なものは、再度、３２ページに移りまして、東西アクセス線改良事業及び橋梁長寿命化修繕事業でございます。節２・都市計画費補助金６億９２９２万８０００円は、南部幹線や西片西宮線、八の字線の道路整備事業、また、一番下の八千把地区土地区画整理事業などでございます。節３・住宅費補助金３９６９万９０００円は、公営住宅ストック総合改善事業補助金や、下から２番目の老朽危険空き家等除却促進事業補助金などでございます。また、節４・港湾費補助金２４００万円は、鏡港泊地のしゅんせつ工事によるものでございま

す。

次に、目５・教育費国庫補助金２４８２万３０００円は、前年度と比べ２億５５１９万４０００円の減となっておりますが、主には、小・中学校校舎などの耐震改修事業が完了したことによるものでございます。

続きまして、３３ページの下段をお願いします。

項３・委託金でございます。次の３４ページになりますが、目２・民生費委託金２９０３万６０００円は、節１・社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金が主なものでございます。

続きまして、款１５・県支出金でございます。項１・県負担金、目１・民生費県負担金で、２８億５０１５万６０００円を計上しております。まず、節１・社会福祉費負担金１６億８８９６万円でございますが、これは、説明欄一番上の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、１つ飛んで、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、これも同様に保険料軽減分に係るものでございます。また、次の障害者の生活介護等に係る障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。次に、３５ページに移りまして、節２・児童福祉費負担金１１億４０１９万６０００円でございますが、これは、私立の保育所運営費負担金、児童手当負担金が主なものでございます。

次に、項２・県補助金、目１・総務費県補助金１２５７万７０００円は、坂本町の大平発電所及び泉町の五家荘発電所２カ所分の熊本県電源立地地域対策交付金が主なものでございます。前年度と比較しますと、５６２万５０００円の減でございますが、前年度には空き家バンク事業に取り組むための地域づくり夢チャレンジ推進補助金５８４万８０００円があったことによるものでございます。

次に、目２・民生費県補助金では、４億３３８４万２０００円を計上しております。前年度

と比べ６９８９万７０００円の増加は、主に、節１・社会福祉費補助金の中で、次の３６ページになりますが、一番下にあります介護基盤緊急整備特別対策事業補助金１億１６００万円の増によるものでございます。

ページを戻りまして、３５ページから３６ページにかけての、節１・社会福祉費補助金の主なものは、上から３番目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金や、３６ページに移りまして、最後に記載の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金でございます。次に、節２・児童福祉費補助金の主なものは、小学生の放課後児童クラブに対する放課後児童健全育成事業等補助金や、その下３つ目、多子世帯子育て支援事業費補助金でございます。

３７ページに移りまして、目３・衛生費県補助金では、７９５５万８０００円を計上しております。前年度と比べ１３３５万９０００円の減額は、主に、節１・保健衛生費補助金の中で、上から２つ目の健康増進事業費補助金の中の肝炎ウイルス検診事業において、平成２３年度から４０歳以上７０歳以下を５歳刻みで実施してきましたものが、昨年度で終了し、本年度から４０歳のみとなることで、１１６５万２０００円の減となったことによるものでございます。節１・保健衛生費補助金５５８７万１０００円では、乳幼児医療費助成事業費補助金が主なものでございます。また、節２・生活環境費補助金２３６８万７０００円は、小型合併処理浄化槽設置事業費補助金が主なものでございます。

次に、目４・農林水産業費県補助金では、８億３３１５万２０００円を計上しております。前年度に比べ８６５１万６０００円の減額は、主に、節１・農業費補助金において、前年度に農業基盤整備促進事業補助金２億５１４０万円があったことによるものでございます。そのような中で、節１・農業費補助金７億１４７４万

6000円でございますが、主なものは、3つ目のイグサの優良品種や高品質な畳表を生産する組織の育成、及び畳表トレーサビリティ導入に対するいぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業補助金、38ページに移りまして、説明欄の上から3つ目、地籍調査事業費補助金、その4つ下の青年就農給付金〔経営開始型〕事業補助金、さらに、その4つ下の多面的機能支払交付金事業補助金で、これは、農地や農業用水等を保全管理する活動や、水路等の軽微な補修など、地域資源の質的向上を図る活動に対する補助でございます。節2・林業費補助金1億1407万3000円でございますが、主なものは、39ページに移りまして、林道の舗装整備に係る道整備交付金や森林・林業・木材産業基盤整備交付金、及び木材関連施設の導入に対する緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金がございます。節3・水産業費補助金433万3000円は、水産基盤整備交付金で、これは、八代・鏡地先において、二枚貝等の着底を促進する事業への補助でございます。

次に、目6・消防費県補助金では、3845万8000円を計上しておりますが、前年度に比べ2491万8000円の増加は、消防団活動に必要な資機材、被服等の整備経費などに対する球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金分でございます。

続きまして、40ページをお願いします。

項3・委託金、目1・総務費委託金で2億6986万8000円を計上しております。前年度と比べ7335万円の減は、平成27年度に県議会議員選挙及び県知事選挙、並びに5年に一度の国勢調査が実施されたためでございます。主なものは、節2・徴税費委託金の県民税徴収事務委託金でございまして、また、節4・選挙費委託金に参議院議員選挙委託金、節5・統計調査費委託金に経済センサス委託金がございます。

続きまして、41ページをお願いします。

目5・土木費委託金1575万円でございますが、前年度と比べ530万7000円の増は、主に、節4・都市計画費委託金530万円で、5年に一度の都市計画基礎調査が実施されることによるものでございます。

次の、目6・教育費委託金254万7000円でございますが、主なものは、節1・小学校費委託金の小中一貫教育推進事業委託金でございます。

次に、款16・財産収入でございます。まず、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入2093万3000円は、土地建物貸付収入や日奈久埋立地メガソーラ貸付収入、自動販売機設置料が主なものでございます。

42ページをお願いします。

次に、目2・利子及び配当金1391万9000円は、説明欄に記載しております各基金の利子が主なものでございます。

43ページに移りまして、項2・財産売払収入、目1・不動産売払収入1億7208万6000円は、前年度と比べ1億1803万5000円の増でございますが、八千把地区土地区画整理事業保留地の売払収入の増が主なものでございます。

次に、下の表の、款17・寄附金でございます。前年度に比べ2008万円の増となっております。これは、前年度の決算見込みから、ふるさと納税であるふるさと元気づくり応援寄附金を2000万円増加したことによるものでございます。

続きまして、44ページの下を表をお願いします。

款18・繰入金でございます。項1・基金繰入金の主なものは、45ページになりますが、目5・八千把地区土地区画整理事業基金繰入金1億2347万9000円、目6・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金4872万円、目

８・まちづくり交流基金繰入金４６９６万６０００円、４６ページに移りまして、目１０・市有施設整備基金繰入金として、環境センター建設事業に充当します１０億円でございます。

続きまして、款１９・繰越金でございます。平成２７年度からの繰越金を、前年度同額の１０億円計上しております。

続きまして、款２０・諸収入でございます。まず、項１・延滞金加算金及び過料でございますが、目１・延滞金で、前年度の決算見込みから５００万円を計上しております。

続きまして、４７ページをお願いします。

項３・貸付金元利収入の目１・総務費貸付金元利収入で、２３１６万２０００円を計上しております。市が地域総合整備財団の支援を得て、民間事業者に無利子の貸し付けを行っているものに対しての元金返済分である地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

次に、目３・農林水産業費貸付金元利収入で、２５９６万円を計上しておりますが、これは、平成２７年度から３カ年事業として実施している事業で、山村活性化支援対策事業の貸付金返還金でございます。

次に、目４・商工費貸付金元利収入で、５億円を計上しております。中小企業経営安定特別融資預託金元金収入を初めとする各預託金の元金収入でございます。

４８ページをお願いします。

項４・雑入でございます。目５・雑入では、３億８０６６万９０００円を計上しております。主なものとしまして、まず、節２・消防団員等公務災害補償等共済基金収入で、消防団員退職報償金、次の節３・公営住宅共益費などでございます。そのほか、４９ページの節８・雑入で、２億７１４１万３０００円を計上しておりますが、主なものは、説明欄の上から順に、熊本市町村振興協会市町村振興事業補助金、

生活保護返還金、熊本市町村振興協会市町村交付金、清掃センターにおけるアルミニウム等再資源化物販売代金納付金、熊本県後期高齢者医療広域連合派遣職員の給与負担金などのほか、下から４つ目の日奈久温泉施設「ばんぺい湯・東湯」納付金や、下から２つ目の広域交流地域振興施設「よかところ産館」納付金などの指定管理者からの納付金がございます。

最後に、５１ページ、款２１・市債でございます。まず、項１・市債、目１・総務債は、地方財源の不足分を補填します臨時財政対策債１９億６２００万円でございます。前年度と比べ８３１０万円の減であり、地方財政計画を反映したものでございます。

次に、目２・衛生債は、環境センター建設事業で、環境センター建設事業費から国庫補助金及び市有施設整備基金を除いた額の９５％の２１億６４３０万円でございます。前年度に比べ１８億９４０万円の増でございます。

次に、目３・農林水産業債は、２億５６３０万円でございます。節１・農業債で、主なものは、上から順に、昭和地区等の県営経営体育成基盤整備事業負担金の９０％の５１２０万円、第二郡築地区の県営地域水田農業支援排水対策特別事業負担金の９０％の２１００万円、文政地区等の県営海岸保全事業負担金の９０％の１０６０万円、２つ飛ばしまして、郡築地区等の基幹水利ストックマネジメント事業負担金の９０％の３９８０万円、農業基盤整備促進事業では、事業費から県補助金を除いた額の９０％の１５３０万円、そして、農地耕作条件改善事業では、事業費から県補助金を除いた額の９０％の４２９０万円でございます。次に、節２・林業債の主なものでは、道整備交付金事業の４８３０万円、これは林道の開設、改良などの事業費から県補助金を除いた額の９０％、７２０万円と、１００％の４１１０万円の合計分でございます。

次に、目４・商工債は、５５３０万円でございまして、節１・観光債１０７０万円は、東陽交流センターせせらぎにおける源泉水中ポンプ入れかえ工事に係る経費の１００％、また、節２・商工債４４６０万円は、ハーモニーホールの市民ホールの調光設備改修工事に係る経費の９５％でございます。

次に、目５・土木債は、１８億３２０万円でございまして、前年度に比べ２億１４０万円の増でございますが、節１・道路橋梁債の１億１９２０万円の増、及び、５２ページに移りまして、節４・都市計画債の１億４１３０万円の増によるものでございます。５１ページに戻りまして、節１・道路橋梁債の主なものは、市内一円道路整備事業で、歩行空間バリアフリー化推進事業費、道路新設改良事業費、橋梁改修事業費の９０％分、東陽地域の災害防除事業費の１００％分、坂本、東陽、泉地域の道路新設改良事業費の１００％分、東西アクセス改良事業費の９５％分などを合わせた８億５２１０万円でございます。

５２ページをお願いします。

節３・港湾債は、八代港の国直轄事業及び重要港湾改修事業に係る県営事業負担金の９０％の１億３６５０万円と、港湾施設改修事業は、鏡港の泊地しゅんせつ工事の事業費から国庫補助金を除いた額の９０％の４３２０万円でございます。次に、節４・都市計画債の主なものは、南部幹線道路整備事業費から国庫補助金を除く９５％の３億３１９０万円、西片西宮線道路整備事業費から国庫補助金を除く９５％の８３５０万円、八の字線道路整備事業費から国庫補助金を除く９０％の７４７０万円、八千把地区土地区画整理事業費から国庫補助金を除く９０％の１億３３００万円が主なものでございます。

次に、目６・消防債は、５２８０万円で、消防施設整備事業の起債対象事業費から県補助金

を除いた額の１００％の３８３０万円と、防災行政無線整備事業の起債対象額の１００％及び９５％の１４５０万円でございます。前年度と比べ３億５１７０万円の減は、平成２７年度に八代広域行政事務組合の消防本部が実施しました消防無線デジタル化に対する広域デジタル化整備事業があったためでございます。

次に、目７・教育債は、４億２５８０万円でございます。前年度と比べ１０億５０００万円の減は、主に平成２７年度までで行っていた学校耐震関係の事業が終了したことによるものでございます。節１・小学校債の１９００万円は、文政小学校の体育館床改修工事費の９５％分でございます。節２・中学校債９２１０万円は、第六中学校体育館改築に伴う、工事費の９０％の８０９０万円と、泉小中学校スクールバス購入事業費から国庫補助金を除いた１００％の１１２０万円でございます。節３・社会教育債３億１４７０万円は、スポーツコミュニティー広場のコート増設、及び駐車場の整備事業費の９５％の２億４４９０万円と、第六中学校の夜間照明施設の改築事業の９５％の２６１０万円、鏡総合グラウンドの遠的場整備事業費の９５％の４３７０万円でございます。

以上、平成２８年度八代市一般会計予算に係る歳入の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、長時間にわたる歳入の説明、ありがとうございました。

ただいま歳入について説明があったところですが、委員の皆さんにお諮りしたいと思えます。

歳入等に係る質疑については、午後からしたいと思いますが、いかがですか。まだ、でもいいよというならば、この場で進めていきたいと思いますが、あと５分ぐらいの部分でありますけども。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） できる限り進めておかないと、後が大変だと思います。

○委員長（堀口 晃君） いいですか。皆さん、いかがですか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） それでは、このまま続行いたします。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑……

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ずっと委員会を拝聴しよって、各部長さんのほうからですね、予算の説明のときには、何かこう、所見の、所信のようなものを申し述べられるのを楽しみにしとったのですが、今回岩本部長から何もなかったような気がいたしますが、その点について。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。歳出の説明の冒頭に、4部長おりますので、させていただくことになっております。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 了解しました。よろしくお願いしておきます。

債務負担の話です。先ほどの話では、軽微なものだったからと、正誤表は軽微なものだというような説明だったんですが、その欄が抜けとっですよね。正誤表ちゅう話じゃなくて、私は、一般質問でも申し上げたと思うとって、きょうは、軽微なものだから正誤表でよいという話だったんですが、担当者はたまらぬですよ。これについては、ずっと一般質問でも、ずっとしてきたことだし、何といたしますか、大事な部分だと思うんですが、市長は何も言わなかったんですか。そして、なかなか、こういうミス、当初予算ばこぎゃんした形ですよ、

することについては、私は財政の担当としては、なかなか大変なことだと、勇気の要ることだというふうに思うんですが、その辺のことに、何も指示とか何とか、このようなことが起きないようにですたい、何か部長は出しなかったんですか。どげん、どんなことを思いましたか。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） 内容がですね、従来からどんどん議論をしていた中で——（委員亀田英雄君「内容がですね」と呼ぶ）はい。で、報告を受けたときは、それは、一瞬びっくりするようなですね、気持ちにはなりました。ただ、予算をつくっていく際に、いろいろな予算書をつくった後で、いろんな、これもしとかんばんだった、間違いを訂正しとかんばんだったというような状況は、過去にもいろいろございました。そういう間違いに対する対応策というのを、いろいろ検討する際に、検討しましたが、その際の、今回の一番やるべき修正方法は、正誤表しかないというところで判断しまして、そういう処置をさせていただきました。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 市長は何も言いならなかったですかという部分と、今後の善後策はどげんかしなんでしょうか。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） 市長からは、当然厳しいお叱りを受けております。

財務部長としても、こういう予算書をつくる作業に当たっては、まだチェック体制が、今回ちょっと、財政課で事業を持って、財政課で、また自分自身でチェックしていくというようなチェック体制のところにも、チェックがうまく

働かなかったというような気もいたしますので、その点、財政課が事業を取り扱うに当たっては、より一層気をつけるようにというような指導はいたしております。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 軽微なものじゃなかと思うとですよ。ここじゃ、そんな形でおさめんばしょんなかでしょうが、しっかりですよ、今までずっと議論してきた部分ですけど、間違うてよかところと、間違っではいけぬところは、よう分けんばですたい、ここは押さえとかんばというところは、緊張感の、私は足らぬという話ばしよとですよ。くれぐれも、今後なかようをお願いをしたいと思います。

続けてよかですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 一時借入れの金額は、これは毎年同じですか。前年度と対比して、増減がありますか。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。一時借入金の額につきましては、前年度と同額で計上いたしております。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 了解しました。

合併特例債の部分に、ちょっと伺いたいと思います。市債の部分に、今回合併特例債はどのくらいあって、そして、今回交付金が、地方交付税が5億ぐらい下がとるですよ。地方交付税にどれだけ合併特例債は当てにしとつかというところ、数値的にわかりますかね。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。平成28年

度の当初予算での合併特例債の活用、金額ですけども、30億9700万円。（委員亀田英雄君「細かに言うてもらえれば」と呼ぶ）はい。まずは、南部幹線——（委員亀田英雄君「ちょっとですね、私もこれば見てから言えばよかばってんが」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） 資料のページか何かお示しできますか。

○委員（亀田英雄君） 52ページかな。52ページですね。ごめん。

○財政課長（佐藤圭太君） まず、南部幹線で3億3190万円、それから、西片西宮線で8350万、それから、単県道路負担金といたしまして400万、それから、東西アクセス道路整備事業といたしまして4400万、それから、文政小学校体育館床改修事業としまして1900万、それから、第六中学校体育館の改築事業で8090万円、それから、防災行政無線整備統合事業で1100万円、それから、ごみ処理施設整備事業で21億6430万円、それから、ハーモニーホール観光設備改修事業で4460万円、それから、スポーツ・コミュニティ広場整備事業で2億4490万、それから、第六中学校夜間照明施設改築事業で2610万円、鏡総合グラウンド遠の場整備事業で4370万で、合計30億9790万の借入れを予定しているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 委員長、後で資料の請求をお願いしてよろございますか、今の部分について。

○委員長（堀口 晃君） ちょっとお待ちください。

ただいま亀田委員から、この合併特例債についての資料の請求がありました。

お諮りいたします。

本委員会として資料請求することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい、異議なければ、異議なしと認め、そのように決しました。

財政のほう、よろしく願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 続けてございますか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今回交付金の部分にどれだけ充当を予定しているのかというのを、7割交付金で来るでしょう。来るというか、予定でしょう、理論的な部分が。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、地方交付税に算入されます合併特例債の金額でよろしいでしょうか。（委員亀田英雄君「そうです。今年度の予算中ですね」と呼ぶ）はい。過去から言いますと、平成25年度が4億1600万です。26年度が4億3000万で、平成27年度が4億8200万、28年度につきましては、まだ、合併特例債を借りるのはですね、5月とかになりますので、まだ幾ら算入されるかというのは、今のところ、まだわかりません。

（委員亀田英雄君「予算のあるでしょう」と呼ぶ）予算、見込みで言いますと、4億8200万よりも多くなる見込みでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、不規則発言をしまして。

○委員長（堀口 晃君） いえいえ、はい。

○委員（亀田英雄君） いいですか、その分の資料も請求したいというふうに思うんですが、お願いできますか。

○委員長（堀口 晃君） 先ほどと同じように、亀田委員のほうから、資料の請求がありました。

お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい、異議がなければ、異議なしと認め、そのように決しました。

財政課のほうで、よろしく願いいたします。

ほかありませんか。はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） もう、最後ですけん。

教育費が全体で、今回大分下がったんですよ。耐震の終わったけんという話だったんですが、以前から、議会からの提言書の中にもありましたように、教育費の1割の確保という分になっと思うんですが、それは財源の部分で、歳出の部分でもよかったです、そのような手当てがですよ、どうお考えになって、なっとなのでしょうかね、という部分な、——済みません、質問を取り下げます。歳出のときに聞きます。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。

ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 質問の続き、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、よかですよ。はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。10ページですね、債務負担行為の中で、企業振興促進条例補助金ということで、3本挙げてあります。工場建設補助と、それから用地取得補助とですね、それから、それを併記してあるものと3つ、同じようなものなんですけれども、何でそこを3本なのかというのと、それから、債務負担行為をされる分について、年当たりの積算根拠の見込みというようなものについて、お尋ねしたいんですけど。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、財政課、佐藤でございます。

債務負担行為の中で、企業促進条例に3本挙げておりますけれども、まず、1番目の企業振興条例補助金、工場等建設補助金でございますが、これが対象事業がですね、エイブルという、株式会社エイブルさんの分でございます。

それから、次の債務負担行為でございますけれども、これが、同じく企業促進条例に基づくもので、対象がですね、株式会社上組様。

それから、次の企業促進条例の補助金が、対象がですね、櫻井精技ということで、対象の、対象事業者が違うということで、3本挙げているというところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） もう一つ、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） さっきの特例債の話の中ですが、細かい数字は抜きにして、今回約5億下がってつですよね、地方交付税、5億2400万。前年度が4億6000万ぐらい。充当しとらんとなら、10億下がったちゅうお考えなんですかね。という考えか、その辺はどげんお考えですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、亀田委員おっしゃるとおり、もし、合併特例債の対象事業以外の、交付税に算入されない起債を借り入れたら、おっしゃるとおり、今の見込みから、さらに5億円下がったということになります。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） という考え方ができるちゅうことですね。（「はい」と呼ぶ者あ

り）

そのほか、どの部分が、なら、結局圧縮さるっとですかね。合併特例債の算入分があつとつとでしょうが、結局。予定どおりの財政計画とですよ、財政計画はしとなっちゃなかですか、交付系の。それに沿って、今回の交付金が来とつとか。特例債の借り入れも計算して、ちようどよかつかですね、その辺の話、わかりますかね、漠然としとつとですが。特例債があつたけん、これだけ維持しとつとですよというように話なもんですけん、交付金の額が予定どおり来とるのか。特例債がかかつたらんば、これだけ来るとい話がですたい、私は、どうしても理解できぬとですが、交付金は予定どおりの予算なのか、以前の財政計画に沿ってですよ、来とるのか、その辺ちよつとわかりますかね。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。今回交付税の算定におきましては、まずもって、国が示します地方財政計画というのがあります。その地方財政計画によりますと、0.3%の減ということで見込んでおりました。

それから、八代市は来年度から、特例期間が過ぎまして、これから5年かけて、10億円が段階的に削減されていきます。その影響額1億円、それから、ただいま申し上げました国の地財計画によります減、それからですね、もう一つ減の要因となりますのが、地方消費税交付金というのがございますけども、地方消費税交付金も、基準財政の収入額のほうに算入されるということになります。75%算入されますけども、どんどんどんどん、御存じのとおり、地方消費税交付金がふえているような状況で、収入がふえるということは、つまりそれだけ交付税が減るということで、そういうのを勘案して、5億程度の削減を見込んだところでございま

す。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 難しか話になればわからぬですけど、あれですが、ちょっと話を変えます。

特例債の借入額ですよ、計画ですよ。これは、借り入れが計画的に行われとって、特例債も見込みどおり借ってくるわけなんでしょうが。特例債の計画は、ことしは、結局計画どおりだったんですかね。ふえた部分はなかったですか。ことし30億の行われる部分について、以前からの計画どおりなのか。結局特例債が、今回30億になった部分で、どの程度になるのか。わかりますかね。合計が、ちょっと今忘れたんですが、以前特例債の使用は幾らまで計画しとるよという話もあったじゃなかですか。今回これで30億で幾らになっとつかという話ですよ。特例債の計画的に借られると思うんですが、その特例債の計画に沿って30億なのか、という点についてお伺いします。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。平成28年度で申しますと、平成28年度までで161億円を借りる予定であります。

それから、合併特例債の借り入れにつきましては、財政計画に計画しております起債総額というのがございまして、例えば、ことしで申しますと、63億のうち事業債の借り入れが、ことしが47億程度ございました。そのうち環境センターが21億円ということで、要は、通常債でいいますと、ことしが大体27億円程度の借り入れでございまして、ことしの場合は、例年通常債を抑えた形で借り入れを行っているということでございます。（委員亀田英雄君「計画的なのかという話です」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、計画的なのかちゅう話。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。今年度から、——来年度から事業に着工します環境センター、それから、新庁舎建設におきましても、もちろん財政計画に基づいた借り入れを行う予定でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 以前から、そんなには、特例債は使用しないんですよという話があったから聞くんですよ。合併特例債は満額これだけ使えるんですが、これだけしかありませんよ。ちょっと済みませんね、数字が明るくなかもんですけど。それ以上に、リミットに近か話と思うんですよ、以前からの話によると。だから、計画的にされとつとですかねえという話ばしとつとですが、それに整合しとりますか。今の話わかりますかねえ。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。去年までの財政計画がございまして、また、今度新たに財政計画を策定する予定でございます。その際にはですね、庁舎建設の事業費等々、ちゃんと盛り込んだ形で着手しますけども、あくまでも基本構想の策定が終了次第、また新たな財政計画につきましては作成します。その中で、合併特例債の借り入れにつきましても、幾ら借り入れるのかというのは、ずっと検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 財政計画の考え方について、岩本部長、毎年毎年、何か見直すという話もしなつたですよ、以前。そんなもんでよかですかね、大体。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。財政計画は、やはり、そうですね、10年スパンでつくりますけれども、いろんな状況が変わりますので、毎年毎年見直すというのは当然の作業だというふうには思っています。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 何か、10年スパンでしながら、毎年見直すのは当然と言われると、ちょっと返事のしように困つとですが、ちょっと理解不能ですね、私には。

委員長、そんな、今の日本語ありますか。今の話に。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） その時点からの10年なので、10年をあくまでも固定化させて、10年間いってしまつては、物すごく、全然、何というんですか、幅のある、幅のあるとか、固まつてしまつて、うまく、その行政に対応できた財政上の計画ができないという意味で、毎年、10年の計画をつくりますがけれども、それを毎年毎年、ローリングとって、見直していきますけれども、これは必要な作業だというふうには思っています。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 理解しました。納得はできませんが、わかりました。

済みません、最後に、合併特例債は幾らまで借って、借り入れる予定で、幾らまで使用される予定なのか、伺います。現段階でよかですから。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 今、借り入れ限度額から申しますと、408億程度、——失礼しました。借り入れをですね、予定してますのが

401億程度を予定しているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 限度額、済みません、申しわけありません。限度額というところが。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 失礼しました。借り入れ限度額が401億7600万でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） どのくらい使用されるおつもり、今の段階で。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 新たな財政計画をつくりますので、近々につくりますので、そのときお示しできたらというふうに思っております。（委員亀田英雄君「もういいです」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 2つほどよろしいですか。ちょっと教えてください。

39ページの森林・林業・木材産業基盤整備交付金と、緑の産業再生プロジェクトの補助金、この県支出金ですが、これはお金の流れとして、行き先はどういったところに行くんですかね。

それと、あと、その下の地域人権教育指導員の補助金84万、これは2分の1、そのまま指導員さんの人件費だったですかね、ダイレクトに行くんですかね。そのお金の流れを教えてください。行き先だけで。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ちょっと待ってくださいね。

今の答弁していただいた分で。（「時間かか

るようやったら、午後で」と呼ぶ者あり）いや、多分。

はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 済みません、今の2点につきましては、資料がございませんので、資料ができ次第、また。（委員成松由紀夫君「はい、結構です。お願いします」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） まだ、質疑があると思いますけども、一旦休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。午後は13時、1時から行います。

休憩に入ります。

（午後0時10分 休憩）

（午後1時01分 開議）

○委員長（堀口 晃君） 休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

始めます前に、お手元に配付して、——午前中の本委員会で、亀田委員より資料請求がありました、平成28年度地方債の内訳が、今、手元に配付してあるかと思います。

あと、地方債、失礼いたしました。地方交付税の合併特例債に関する算入額、こちらについては、また後日というか、また後からということで、今作成中でありますので、皆さん方にお伝えをしておきます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

午前中に引き続き、成松委員の質問、もう一度お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。午前中申しました、教えていただきたいところなんです、39ページの森林・林業・木材産業基盤整備交付金、並びに緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金のお金の流れといいますか、行き先を

教えていただきたいのと、後、熊本県、同ページの熊本県地域人権教育指導員設置補助金、2分の1の84万ですが、この流れは大体わかっておりますけれども、行き先等、考え方といえますか、を、ちょっと教えていただければと思います。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。財政課、佐藤でございます。よろしくお願いします。

まず1点目、森林・林業・木材産業基盤交付金でございますけども、これは、事業が道整備交付金事業、それから、市内一円の林道施設改良事業に伴います単県補助の分でございます。

それから、2点目の緑の産業再生プロジェクト促進事業の4532万1000円でございますが、事業主体が高原木材、負担割合が100分の55で、事業内容といたしましては、木材製材施設装置、それから、丸棒加工施設装置の設置に係る補助となっております、事業費8899万5000円のうち、補助額が4532万1000円ということで、民間の方々が行います施設整備の補助ということになっております。

それから、もう1点、人権教育事業の84万円の県の支出金でございますが、これは、指導員1名に対しまして、報酬14万の12カ月で、2分の1の補助で84万円を予定しているというところでございます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 考え方としては、これは教育委員会だから、財政のほうではどうこうということが言えないというところの解釈でいいですかね。

それと、この緑の再生で、補助率55ですが、これは、もう何年ぐらいやってますか。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。平成21年度の繰り越し事業から始まりまして、23、24、25、それから、26とやっておるところでございます。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 過去3年ぐらい、民間でいうと、どこら辺が。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 25年度が株式会社南栄、それから、これは繰り越しになると思いますけども、日本製紙八代工場木質バイオマス地域協議会、それから日本製紙八代工場、それから、26年度が、株式会社岩本木材、それから白石林業、それから杉本林業、それから八代林業技術、それから松本林業、それから岩崎林業となっております。

済みません、27年度が、ちょっと今のところ資料がございませんので。（委員成松由紀夫君「去年のはないの」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 去年のは。（「今、資料がないちゅうた」と呼ぶ者あり）じゃあ、資料。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 27年度の補正予算で1件あったと思います。

済みません、今ちょっと、企業名を調べておりますので。（委員成松由紀夫君「はい、後ほどでよろしいです」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。債務負担行為のところのインターネット、それから、イントラネット、この接続導入とか、更新の経費というものがございしますが、これは別として、インターネット光の普及率というものは、八代市内です、ね、わかりますでしょうか。

それから、普及してない部分というところがあると思いますが、そのところからの要望なりは出ておりますでしょうか。

それから、今後は、その普及せざるを得ないところというか、普及してほしいと思われている部分は、どのような形で、市は取り組んでいられるおつもりでしょうか。

その3点をお聞きたいします。

○委員長（堀口 晃君） はい、生田情報政策課長。

○情報政策課長（生田 隆君） はい。光ブロードバンドの普及率ということでお尋ねでございますけれども、現在、全国平均の、エリアカバー率ですね、これが全国平均で98.7%、うち世帯加入率は47.9%となっております。八代市の場合は、一部推計ではございますけれども、エリアカバー率は84%、世帯加入率は34%ということになっております。

今、光が利用できない地域といたしましては、鏡町の北新地局管内、53局でございますけれども、北新地、野崎、文政の一部、それから、9月から一部郡築のほうは開通をいたしましたけれども、海沿いのほうが、まだ整備をされていないと。それから、龍峯地区、龍峯、宮地東地区ですね、と、日奈久地区、二見地区、それから、ケーブルテレビのサービスエリアでございます泉、東陽、坂本地区のほう、光のエリアではないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） あと、2点ありました

けども、その普及していない地域からの普及してほしいという要望があるかどうかということと、普及していくにおいては、どのような形で、市はやっていくのかということ。

○委員長（堀口 晃君） 前川委員、一応歳入に関することに特化して質問していただければというふうに思いますので、今の部分については、多分歳出のほうで、どういうふうな流れなのかというようになところになりますので、よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。
はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 財政課、佐藤でございます。

先ほど成松委員の質問の中で、緑の産業再生プロジェクト促進事業の平成27年度分が抜けておりましたので、御説明いたします。

27年の12月補正です。事業主体、白石林業が購入しましたグラップルつきトラックに対する補助、それから、亀田産業の高性能林業機械購入に対する補助を行ってところでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 済みません、ちょっとわかりにくかった、丸棒何とかの機械とか、今、グラップル何とかと言われたんですけども、普通にわかりやすくというと、どういった機械なんですか。専門用語だと、ちょっとわかりにくい。こういった、こういうこと、木を倒して、こうするもんですとか、運ぶもんですとか、何か、少しわかりやすい表現でお願いします。

○委員長（堀口 晃君） はい、尾崎財政課主幹兼課長補佐。

○財政課主幹兼課長補佐（尾崎行雄君） はい。財政課の尾崎でございます。お世話になります。

そういった木材のですね、搬出用の高性能機械でございます。例えば、木材を伐採するときにつかんで、のこで切りましてですね、そのまま積載車というか、トラックとかに積めるような、そういう複合的な機能を持った機械等の購入でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。

○委員（前川祥子君） よろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） これは、お聞きしていかどうか、ちょっと。

25ページの農林水産業使用料のところの農業使用料とか、区分が、それぞれありますよね、節のところ。その区分のしてあるところの、例えば、農業使用料で、それぞれの使用料が、センターごとの使用料がありますが、この使用料というのは、この区分ごとで、全部同じ料金に、まず、なっているんでしょうか。ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

全部違いますとか、それぞれありますとか、それでも構いません。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。例えば、議員のお尋ねの25ページ、農林水産業使用料でございますけども、それぞれですね、施設ごとに使用料の料金というのは違っております。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。それは、合併当時からということよろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。合併後、見直しをしているところもありますし、消費税が改正になって、使用料の改正を行っているところもありますし、そこはまちまちになっているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかございませんか。

はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 予算書19ページですね、地方譲与税の中の特別とん譲与税のときの御説明に、貿易船の入港の分ということで御説明があったんですけど、昨年同様2380万ですか、これは今回、クルーズ船は対象になってるのでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。特別とん譲与税でございますけども、これは外国貿易に従事する船舶が入港する際に、港湾の所在している市町村に、1海港への入港ごとに純トン数1トンまで20円、それから、1年分を一括納付する場合に、純トン数1トンまで60円譲与されるというものでございまして、あくまでも外国貿易船ということで、クルーズ船は、この対象にならないというところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。47ページなんですけど、民生費の貸付金元利収入の中でですね、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入がですね、過年度分で1000円予算になっとなんですけど、これはどういうことか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 申しわけございません。今、手元に資料がありませんので、また、

調べてから、はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。大体、行政機関等々が貸し付けする場合は、なかなか回収が厳しいというのがですね、今までの常でありまして、そういった意味での1000円予算ということで、全くなかつとじゃなからうちゅうふうな、ちょっと疑問がありましたので、質問させていただきました。

それと、もう一つですね。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい、もう一つ、50ページのですね、これちょっと、このまま考えるなら、おかしいかなと思いますので、質問しますが、教えてください。

雑入の中でですね、雑収入の中で、8番目ぐらいかな、八代支援学校販売学習売上金がですね、50万上がつととかな、売上金ってことで、50万、数字が出とつとですけど、これはどういうことなんですか、教えてください。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。これは八代支援学校において、毎年行っておりますバザーの売上金を雑入として入れ込んでいるところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） バザーの売上金を、市のほうの雑入として入れるということですか、これ。そういう意味の書き方なんですかね。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、おっしゃるとおり、売上金を雑入として入れているというところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。これについて

は、結局、またいろんな形で、また、学校のほうに還元するという意味も含めての雑入に上げてやるということですかね、お尋ねします。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい、教育部の釜です。

支援学校の50万の歳入につきましては、ちょっと入れかわりで、おくれてきましたので、説明があつておられるかもしれませんが、支援学校の文化祭等で焼き物等を、児童生徒がつくりましたもの等々の実習品を販売させていただいております。その収益を歳入に受けておることによってございますが、当然、その実習をするための、焼き物を焼く機材の整備とか、いろんな諸整備について、予算化を当然してまいっておりますので、そういう歳出予算もあるということから、売り上げの部分について50万を、歳入として受けさせていただいておるところでございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかございませんか。

はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどの件ですが、釜次長の顔が見えたので、教育委員会もいらっしゃってるということで、地域人権教育指導員の先ほどの予算の考え方についてどうか、お尋ねします。

○委員長（堀口 晃君） 39ページ。はい、釜次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。予算の考え方ということでございますので、いわゆる幅広い人権教育に対応するという観点から、地域人権教育指導員制度というのは、今後必要だというふうな認識でおります。まず、それが基本的な考え方というようなことござ

います。

前後の御質問の、ちょっと内容が把握できておりませんので、一回席に戻りますが、何か内容について、もうちょっと補足をいただくならばということで、またお答えをさせていただきたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 一般質問のやりとり等々ですね、やらせていただいておりますが、今、釜次長がおっしゃった、ごもつともなところは理解しております。それをですね、しっかりやっていただきたいんですが、この人選に当たってですね、人選に当たって、特定団体のほうから指名人事というか、そういったことが見受けられるのと、以前の答弁の中で、お互いにですね、同じ土俵に上がってやりとりをさせていただくというようなことを、以前の教育長もおっしゃられたけれども、まだ、指名人事的なですね、人選が行われているというようなことですね、そこがしっかりやっていただかなければいけないなど。教育委員会主導、または行政主導で、しっかりそういう人選をやっていただきたいというのと、今後もやっていきたいというのが、どかんと今、お話が出たので、やられて結構なんです、これは平成15年、間違っちゃいけないのは、平成15年設置ではなくて、平成15年に県が認めたということで、この制度は、それ以前からあったんですね。それ以前からあったけれども、いなくても、ほかの部門というか、ほかの、——この間の答弁でも、機能強化というような文言があったと思うんですけども、そういうところで対応ができてたことが、やはり同対審答申の平成14年の問題であつたり、そういったもろもろと、特定団体のほうからのいろいろなお話があつた中で、15年に県のほうに話をして、認められたというような状況ですので、そういったことも

しっかり考えてですね、この84万、2分の1の考え方については、しっかり考えていただきたい。もう答弁はよろしいですので、意見として申し上げておきます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） さっきの債務負担の話に、ちょっと戻りたいんですが、新庁舎に関する部分は、特別委員会に抜くという話であったと、それが前提だったというふうに思っていますが、その辺の見解を、ちょっと伺いたいですね。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） 特別委員会は、歳出部分だけかなというような認識をしております。それで、予算の歳入の全ては総務委員会取り扱いという認識です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ちょっと確認してください。

○委員長（堀口 晃君） 小会します。

（午後1時24分 小会）

（午後1時25分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

今、亀田委員がお尋ねの部分の新庁舎建設についての歳入歳出という部分なんですが、歳入については、全てにおいて総務委員会に付託をされております。それから、歳出については、新庁舎建設については、歳出の部分だけ特別委員会に付託をされているという部分の付託表がお手元にあります。

一応、そこは確認をさせていただきたいと思うんですが。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） それは議運でですよ

ね。

○委員長（堀口 晃君） そうですね。

○委員（亀田英雄君） 当初の初めのとば、ちょっと設置のときのば確認してもらえんかな。それはもう、付託はそれで知っとるですばってん、確認のために、そうなったのは、見落としのあつとです、見落としというか、確認のため。全部、私は、全てという感覚のあったもんですけん。

○委員長（堀口 晃君） 歳入歳出全て、新庁舎に関する分について、全てという認識をされているということですね。

○委員（亀田英雄君） というふうに認識をとったもんですけん。ちょっと確認を、委員長、お願いできませんか。

○委員長（堀口 晃君） 小会します。

（午後1時26分 小会）

（午後1時30分 本会）

○委員長（堀口 晃君） それでは、本会に戻します。

ただいま亀田委員のほうから、新庁舎建設に係る歳入歳出についての質問でございます。

亀田委員については、歳入歳出全て新庁舎建設に関する特別委員会で行うというふうな認識がございました。

この間の議会運営委員会については、歳入については全て総務委員会で行うというふうにしておりますが、その辺の確認をしてほしいということでございますので、議会事務局局長のほうで、よろしいですか。

済みません、局長、よろしくお願いします。

○議会事務局長（桑崎雅介君） 議会事務局、桑崎でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、歳入については特別委員会でも審議可能ではなかったのかということでございます。

ただ、本件につきましては、歳出については、

委員御案内のとおり、議運での決定もござい
ます。歳出についてのみ、特別委員会というこ
とで、お決めいただいたところでございます。

歳入につきましては、第3表、債務負担行為
ということで、文言事項ということで、全て総
務委員会ということで、これまでもお決めいた
だいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） これまでもということ
が、ちょっとわからぬとですが、債務負担行為
の出し方の一つとして、これまでどおりの出し
方ばしたと。だけど、歳入は総務委員会ちゅう
ことの、特別委員会の話であつたかちゅう話で
すたい。その辺の見解ばちょっと。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、桑崎議会事務
局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。失礼い
たします。

誤解を招くかもしれませんが、これまでの
のとおり、例えば、修正等がございました場合
につきましても、特別委員会での、そういった
予算権を持った特別委員会でありましても、通
常、歳入につきましては、総務委員会で、これ
まで審議がなされていたという経緯でございま
す。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 確認ですが、特別委員
会で歳出だけという話ではなかちゅうことで
すたいね。通常の手数の中で、歳入は総務委員
会に振られたちゅう話ですよ。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、桑崎議会事務
局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） 失礼いたしま
す。はい、そのとおりでございます。

以上でございます。（委員亀田英雄君「理解
しました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。49ページの災
害派遣人件費負担金の866万円、これはどこ
を、何人、いつまで、わかりますか。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課
長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、済みません。
ただいま資料がございませんので、後ほど、は
い、済みません、出させていただきます。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 職員さんが派遣されと
つとだけん、どこかぐらいはわからぬ。これは
人事課かな。ぴしゃっと。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。これは、あ
つちの、石巻方面の分だと思えますけれども、
今、人事課長が参りましたので、答えてもらい
たいと思います。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事課、中
でございます。

この派遣は、石巻市への派遣を想定して組ん
でおります。

27年度実績で3名でございましたので、そ
れを見込んで予算を計上いたしております。

以上です。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） もう1件なんだけど、
まあ、そけ座つとんなつせ。大震災、3月11
日で5年経過しましたが、あとどのくらいま

で派遣していく予定なのか、わかればお聞きします。

○人事課長（中 勇二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） 現在5年間継続して派遣しておりますけれども、まだまだ引き続いた派遣が必要ということで、被災地のほうからは、全国市長会等を通じて、かなりたくさんの職員が必要ということで要請があつとります。できる限り継続をしていきたいと思っておりますので、まだはっきり何年というところは、めどが立っておりません。

以上です。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 大切なことですから、なるだけですね、協力をしてあげていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。同じく49ページのですね、雑入の中の生活保護費返還金というのについて、少し教えてください。これ、返還金が収入。

○委員長（堀口 晃君） 山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（山田 忍君） 健康福祉部の山田です。

生活保護費の返還につきましては、保護費を受給しておられる、そういった方が、実は、生命保険金をもらっていたり、交通事故でのですね、賠償金をもらっていたりとか、そのほかにですね、収入があったというような場合につきましてはですね、そちらのお金につきましては、返還をしていただくと、そういったことでのお金をですね、上げておるところです。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、例年そういった見込みがあつて、この金額が出るということですかね、収入に上げられるということは。

○委員長（堀口 晃君） 山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（山田 忍君） はい。出るということではなくて、現に、そういったケースも何件もありましてですね、金額的に上っていると。そういった、隠しておられるようなケースがですね、まみえられるということで、それに対してですね、市の職員のほうでですね、かなり積極的に調査等やっておりますので、現実的にですね、こういった金額が、近い金額がですね、毎年上がっているというのは事実でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、予算として収入に、こうやって組み込まれるということは、もう、確実にこの金額の対象者がいるということになるんですかね、28年度。

○委員長（堀口 晃君） 山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（山田 忍君） これは、あくまで予算ということになりますのでですね、実際は、1年間の業務をしていった中で、そういった方が何人おられるかということになりますので、予算より多かったり、少なかったりという現実がございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 何か、不正受給の実態を見越した予算組みということですかね。

○委員長（堀口 晃君） 山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（山田 忍君） そういった事実がですね、現にありまして、現に、決算等でもですね、かなりの金額、現実に収入しておりますので、そういった現実に即した形で予算を上げているというこ

とですね。実際の金額は、これとは違いますけど、現実、あつてるところからですね、予算に上げてるということです。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。何となく、理解しておきたいと思いますが、なんかちょっと…。いいです。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。
はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、済みません、地方交付税の中でですね、消防費の基準財政需要分の積算額というのが幾らだったかというのを教えていただきたいんですけど。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。交付税の基準財政需要額、消防費に関しましては、また、後ほど提出させていただきます。（委員（堀徹男君「ああ、そうですか」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

執行部のほうに、ちょっとお話をしたいと思うんですが、先ほどから、質問があつてから、なかなか答えられない部分があつて、非常に多岐にわたっていると思いますけれども、極力ここで答えられるような形にしていいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（山田 忍君） 先ほど、鈴木田委員さんのほうから御質問がございました、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入ということで、こちらにつきましては、今現在ですね、滞納額が38万ほどございます。現にございます。そういった中でですね、決算額と申しますと、ここ数年ですね、現実には、決算では収納があつてません。ゼロ円ということなんですけど、予算ということでですね、積極的に収納にですね、努めるというこ

とで、予算につきましては1000円だけなんですけど、計上してですね、その努力をするというところですね、計上しているところです。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。努力をしてるから、1000円ちゅうとはおかしかよ。なあ。一応上げる金額は、今滞納部分の金額を全部上げとつてよかじゃなか、その場合はたい、予算だから。あくまでも予算だから。

ただ、結果として、なかなか収納できなかったちゅうことでの結果であつてはいいいんだけど、1000円しか上げてないということは、努力しませんよとちゅうとの表現としか見られんじゃなかですか。もし、あるならばですよ、この高齢者の、負債、まだ未回収部分があるとすれば、その金額は出しとつてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですかね、山田次長。

○委員長（堀口 晃君） 山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（山田 忍君） そういった考えもありましようが、現実的な問題としまして、現に、ここ数年収納額がゼロというところだったもんですから、いわゆる予算を上げる場合ですね、いわゆる存目ということですね、存費目ということで、費目をですね、上げるということで、1000円上げるという、そういったテクニックもございますもんですから、このですね、例では、そういったことですね、上げてるのではなかろうかというふうなところで理解しております。

（委員鈴木田幸一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） 失礼しました。先ほど堀委員さんの御質問でございますけども、

平成27年度の消防費の基準財政需要額についてお答えします。

平成27年度の消防費の基準財政需要額が、18億8845万6000円となっております。

以上です。（委員堀徹男君「済みません、もう一回、18億……」と呼ぶ）18億8845万6000円でございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で、歳入等に係る質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で、歳入等についてを終了いたします。

執行部の入れかえのため、小会します。

（午後1時44分 小会）

（午後1時45分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

次に、歳出について、説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、桑崎議会事務局長。

○議会事務局長（桑崎雅介君） はい。こんにちは。議会事務局、桑崎でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算中、議会費の審議をお願いするに当たりまして、概要及びその所見について、御説明申し上げます。済みませんが、座りまして説明させていただきたいと思います。

それでは、予算書53ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度予算の議会費総額は、4億14

万2000円で、前年度と比べまして、3931万円、8.9%減の歳出予算となっております。

議会費につきましては、義務的経費の占める割合が大きく、節区分1・報酬から、節区分4・共済費までの経費を合計いたしますと、議会費の88.4%、約9割を占めているところでございます。

平成28年度の予算編成の考え方といたしましては、需用費、委託料等の経常的経費につきましては、前年度実績を踏まえ、可能な限り節減、抑制いたしまして、予算計上をいたしております。本当初予算におきましても、これまでと同様に、効率的かつ効果的な事務事業の推進、並びに目的にかなった予算執行が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議会運営事務事業及び政務活動費交付事業のこれら事務執行にあつては、32名の議員の職務を補助する組織として、職員は十分な情報収集能力を高め、質の高い職務環境を議員に提供することがその責務であるとの認識を、さらに深めていく必要があるものと思っております。

以上が、平成28年度八代市一般会計予算中、議会費を御審議いただくに当たっての概要説明及びその所見とさせていただきます。

この後、予算の節別及び詳細につきましては、國岡首席審議員兼次長より御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議会事務局首席審議員兼事務局次長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、國岡議会事務局首席審議員兼次長。

○議会事務局首席審議員兼事務局次長（國岡雄幸君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局の國岡でございます。

それでは、歳出の議会費につきまして、御説明させていただきます。済みませんが、座って説明させていただきます。

引き続き、53ページ、議会費のほうをごらんいただきたいと思います。款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費におきまして、平成28年度予算といたしまして、4億14万2000円を計上いたしております。前年度に比しまして、先ほど局長から御説明ありましたように、議会費全体で、対前年比マイナス8.95%、3931万円の減額となっておりますが、その中身につきましては、増額、減額それぞれございます。

まず、額が大きいほうからといたしまして、この減額の要因といたしましては、議員に係る共済費、給付費負担分といたしまして、平成27年度の1億273万6000円から、平成28年度が6612万5000円となりまして、3661万1000円の減、及び職員の人事異動等による減が主なものでございます。

一方、増額の要因といたしましては、議員分の期末手当の支給率改定に伴う77万9000円、及び平成25年度、26年度にかけて改修いたしました、議会中継システム機器の保守点検経費68万6000円の増が主なものでございます。

以上の理由によりまして、議会費全体といたしましては、昨年度より3930万円程度の減額というふうになっております。

それでは、説明欄に基づき、節区分とあわせながら説明をさせていただきます。

まず、議員32人、一般職12人に係る予算といたしまして、3億5348万2000円を計上いたしております。議員報酬につきましては、27年度と同額となっております。

次に、議会運営事務事業についてでございますが、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的といたしまして、定例会、委員会の開催などの議会運営全般にかかわる事務処理及び議会運営における費用弁償などの会計処理の実施に伴う事業が、その概要でございまして、その額が3

514万円でございます。節4・共済費8064万7000円のうち、非常勤職員2名に係る経費53万8000円と、以降の節区分の賃金から使用料及び賃借料までの金額、それに負担金補助及び交付金1285万7000円のうち、政務活動費1152万円を除いた額133万7000円が、本事業に係る予算となっております。本事業に係る、平成27年度予算は、3459万4000円でしたので、平成28年度は54万6000円の増となっております。

それでは、議会運営事務事業における主なものを申し上げますと、節7・賃金の321万1000円は、公用車の運転管理業務及び議会事務局の事務補助に係る嘱託職員2名分の人件費でございます。節9・旅費の1439万円は、行政視察として、常任委員会並びに議会運営委員会の国内行政視察旅費600万円のほか、この節の中には、会議出席費用弁償535万円などが含まれております。節10・交際費の60万円は、各種総会の会費などに支出するものでございます。節11・需用費の595万7000円は、市議会だより4万8890部、約4万9000部の年4回分の印刷経費401万3000円、八代市政の概要100冊の印刷経費106万9000円のほか、法令追録代12万9000円などでございまして、昨年度より2.8%の減となっております。主な理由といたしましては、公用車に使用する燃料単価の下落等の減によるものでございます。節12・役務費の12万3000円は、経済企業委員会の海面調査に伴うクローニーベイハイ号の操船料などでございます。節13・委託料の773万3000円は、常任委員会や議会運営委員会などの委員会記録等作成業務委託に要します経費210万7000円、本会議での手話通訳委託として39万4000円、本会議の速記並びに会議録作成の業務委託に要します経費400万円の

ほか、会議録検索システムの保守点検委託料53万円、議会中継システム機器の保守点検委託料68万6000円などがございます。昨年度より6.4%の増となっておりますが、これは、先ほど御説明しましたとおり、平成25年度から2年間かけて改修いたしました議会中継システム機器の保守点検に係る無償期間が終了したため、その保守点検委託に係る経費の増が主なものでございます。節14・使用料及び賃借料125万1000円は、会議録検索システムリース料といたしまして、ソフトウェアリース料89万5000円などが主なものでございます。

以上が、議会運営事務事業に伴う予算でございます。

次に、政務活動費交付事業についてでございますが、節19・負担金補助及び交付金128万5700円におきまして、各会派に交付いたします政務活動費といたしまして、昨年と同額の1152万円を計上いたしております。なお、この節においては、ほかに全国市議会議長会や熊本県議長会及び各種協議会等にかかわります負担金133万7000円を含みました内容となっております。

以上が、平成28年度の議会費の予算概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、ただいま説明が終わりました。

それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

以上で、第1款・議会費について終了いたし

ます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費について、説明をお願いします。

○総務部長（坂本正治君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、坂本総務部長。

○総務部長（坂本正治君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、28年度の歳出予算を御審議をいただく前に、総務費につきまして、関係する各部長より、それぞれの予算案の考え方について述べさせていただきたいと思います。座って御説明させていただきます。

それでは、まず総務部でございますけども、その基本姿勢といたしましては、新たに示されました市長八策に基づきまして、特に、総務部に関係します災害に強いまちづくりと、市民に親しまれる市役所づくりの2つの基本施策を柱に据えた予算とさせていただきます。

まず初めに、災害に強いまちづくりの分野でございますが、昨年度大幅な組織再編によりまして、危機管理課を総務部の所管としたところではございますが、防災消防部門のみならず、あらゆる危機事案に適切、迅速に対応するために、危機管理監を置くなど、その体制を整えてきたところでございます。

昨年からことしにかけまして、台風の襲来や豪雪などによりまして、想定をはるかに超える自然災害を経験いたしました。危機管理に対する全庁的な共通認識と意思決定ルートの再確認はもちろんでございますが、避難勧告などの発令基準の再検討など、さらなる体制や対応策の見直しの必要性を痛感をさせられたところでございます。

新年度におきましては、こうした危機管理体制が十分に機能しますよう、危機管理課といた

しましての存在意義を高めるための取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。

災害に強いまちづくりを進めるためには、ハード面での整備とあわせて、地域住民の皆様への徹底した防災意識の浸透、さらには自主防災組織の強化など、ソフト面での取り組みも重要でありますことから、できるだけ地域に出向きまして、きめ細かな指導や啓発活動などを重点的に行う予定といたしております。

次に、もう一つの柱であります、市民に親しまれる市役所づくりの分野での総務部の役割でございますが、施策や市長の動きなどをいち早く市民にお知らせすることで、市政の動向や方向性について理解を深めていただくことができますので、市役所内部の調整役として、市長のスポークスマン的な役割を担う部署を目指してまいりたいと考えております。

一方、市役所としての機能をフルに発揮するためには、何と申しましても、そこで働きます職員そのもののスキルアップや意識改革が大切な要素となります。総務部では、これまで行政改革の大きな柱の一つとして、職員数の適正化に取り組んでまいったところでございますけれども、今後は、数から質に視点を移しまして、ますます高度化、多様化する行政需要に対応するために、専門職や免許資格職を確保、育成する必要があると考えております。そのためにも、不祥事防止の研修を初めとし、職員としての資質向上に向けました職員研修の充実、さらには人材を育成するための環境づくり、さらに、女性職員が活躍するための方策など、新たな人事評価制度の本格導入に備えた取り組みを充実してまいりたいと考えております。

また、職員の心や体の健康管理も同時に進める必要がございますので、心の健康づくり計画に基づきまして、ストレスチェック制度の新規導入など、職員の勤務環境の改善にも力を入れてまいりたいと考えております。

このほか、文書統計業務では、行政不服審査条例を制定した上で、第三者機関を設置するなど、不服申し立てに対する制度を充実し、より公平性の高い仕組みづくりを進めてまいります。

また、国際交流の分野では、中国の北海市との友好都市締結20周年の節目の年を迎えることから、例年両市相互で行っております受け入れと派遣につきまして、それぞれを記念行事として位置づけた上で、規模を拡大して実施することといたしております。

また、広報広聴の部門では、これまで山間地域の情報提供の手段として、直営で運営をしておりましたケーブルテレビ事業につきまして、所管を企画振興部の情報政策課に移した上で、指定管理者制度の導入を図ることといたしております。民間レベルの柔軟性のある運営がなされるものと期待をいたしているところでございます。

以上、総務部におきましては、新しい体制での事業展開に期待を寄せているところでございますが、今、どんなサービスが求められ、それにどう応えていくのかを基本に、市役所全体の調整機能を果たすために、常にアンテナを高く掲げまして、即応できる部署を目指してまいりたいと考えております。

以上、総務部の新年度に対する総括とさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） それでは、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部長の福永です。

平成28年度企画振興部関係の予算の取り組みについて、どのような考え方が述べさせていただきます。着座させて説明させていただきます。

企画振興部は、組織的には企画政策課、情報政策課、5つの支所と、それぞれ支所ごとに一

つずつの地域振興課、鏡支所のみ地域振興課と市民環境課の２課を所管しており、職員数９４名と、規模的には大きいほうではございませんが、いずれも信頼のおける職員ばかりでございます。

所管事務としては、市政の総合的な企画及び調整、重要施策の調査研究、調整、行政改革、組織、情報化の推進等、全庁的かつ国、県初め民間など、さまざまな主体と連携して、八代市の発展を支える取り組みを行っております。

取り組みに当たっては、状況は時々刻々と変化するものであり、国、県、民間などのあらゆる情報をつかみながら、八代市の方向性を、日々点検、修正し、市長八策をもととした効率的で効果的な施策の実施と推進を図ることを旨としております。

その基本は、多方面との情報交換と連携、誰のために、何のために取り組むのかの明確な目的意識、そして、計画P、実行D、評価C、改善AのPDCAサイクルに裏打ちされたチャレンジ精神あふれる適切な行動によります。

そこで、今年度も地域の声を市政に反映させるため、八代市地域づくり会議を設置し、住民の声を大切にお聞きし、意見交換を行い、加えて多方面からの御意見もいただきながら、施策を進めていく予定といたしております。

また、各支所地域の地域振興拠点、防災拠点としての機能を高めるとともに、地域の実情にきめ細かに合った、スピード感ある地域おこしの支援ができるよう、各支所地域振興事業を実施したいと考えております。

加えて、他にまねのできない地域の特色ある資源として、東陽町の石匠館と種山石工という先人からの遺産を活用し、住民の誇りや広域交流につながる地域振興交流事業に取り組みたいと考えております。

さらに、交通弱者対策も含め、八代市における移動の自由を確保し、さまざまな交通手段の

一つとしての公共交通を、地域の魅力を向上させる政策として、今後につなげていくための持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた取り組みと捉え、公共交通網の計画づくりに継続的に取り組んでまいりる予定としております。

また、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の新たな取り組みとして、氷川町、芦北町との定住自立権構想をまとめ、個別の自治体の枠を越えて、定住策の連携を図り、安心して暮らせる地域として、暮らしに必要な生活機能を確保してまいります。

情報政策では、八代地域イントラネット運用事業、基幹システム運用事業等により、行政事務のより早い、スムーズな運用を図るとともに、マイナンバー制度導入による、より強い情報セキュリティ対策事業、それから、本年度からはCA、ケーブルテレビ事業、——来年度からはケーブルテレビ事業にも取り組む予定としております。

また、担当部署とも連携して、市民の利便性向上に向け、コンビニ収納への対応など取り組みを行う予定としております。

各支所におきましては、まちづくり協議会等の住民自治組織と協働し、地域振興や地域防災としての支所の拠点性を高める取り組みを、個々進めてまいりる予定としております。

最後に、合併による新市誕生から１０周年たち、今後新たな１０年を迎える節目の年に、次世代に誇りを持って八代市を引き継いでいく、そのために将来を見据えた政策の課題に積極的に挑戦してまいります。

貴重な委員会のお時間をいただき、まことにありがとうございました。

以上が、平成２８年度企画振興部取り組み方針です。後ほどよろしく御審議お願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。財務部、岩本です。座って説明させていただきます。

平成28年度当初予算関係での財務部の主な事業について、説明させていただきます。

まず、財政が所管する関係でございますが、ふるさと納税につきましては、財源確保の方策の一つとして、本年度と同様に、インターネットのポータルサイトの活用やお礼の品の充実を図ることで、八代市の魅力発信を行いながら、自主財源の確保のため、事業を拡充し、取り組んでまいります。

また、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化など、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考えを示す、八代市公共施設等総合管理計画の策定を行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図り、将来にわたって持続可能となる財政運営につなげていきます。

さらに、全国的に課題とされている公共施設等の有効かつ効率的な管理運営のためのファシリティマネジメントの推進を図るため、その分野で全国的に活躍されているファシリティマネジャーに、本市が抱える問題の解決のための管理手法に関する指導、助言のほか、本市職員の意識向上のための研修会講師など、年間を通じた本市への支援を予定しております。

また、新庁舎建設に向けた取り組みといたしまして、合併特例債の発行期限である平成32年度の竣工を目指し、基本設計・実施設計に取り組み、防災機能を高め、かつ市民の皆様が利用しやすい庁舎の建設を目指していきたくと考えております。

次に、税関係でございますが、市県民税や固定資産税、軽自動車税などが、平成28年4月から、全国のコンビニエンスストアで納付できるようになります。このコンビニ収納の導入に

よりまして、市内では約40店舗のコンビニで、土曜、日曜、祝日に、24時間納付が可能となりますことから、納税者の多様なライフスタイルに対応できるとともに、特に、県外、九州外にお住まいの方につきましては、これまで、ゆうちょ銀行が唯一の納付窓口となっておりましたが、コンビニ収納が加わることで、納付環境の大幅な改善になると考えております。

また、税の徴収体制につきましては、引き続き、滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と、翌年度への滞納繰り越しの抑制を図ります。

また、徹底した財産調査を行い、差し押さえ等の滞納処分を強化することで、累積滞納額の削減に努めるとともに、税負担の公平性を確保してまいります。

以上、主な事業について申し上げましたところでございますが、財務部は、財政を預かっております。財政面では、財源の確保を図り、健全な財政を維持し、将来にわたっても持続可能なものとなるよう財政を運営していきたいと考えております。

以上、財務部の説明とさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、続きまして、本村市民環境部長。

○市民環境部長（本村秀一君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部長の本村でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして、説明させていただきます。

それでは、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算につきまして、当委員会所管の総務費中、市民環境部が所管をいたしております当初予算の主な事業につきまして、総括及び方針の一端を述べさせていただきます。

まず、住民自治によるまちづくりにつきましては、現在それぞれの地域協議会において、課題は多いものの、創意工夫のもと、多岐にわた

るまちづくり活動を展開していただいております。

このたび体系を見直しました市長八策の協働によるまちづくりの中の住民自治の推進や、平成29年4月に計画を見直しました公民館等のコミュニティセンター移行を着実に推進していくためにも、地域の自主性、主体性を尊重しながら、情報の共有、人材の育成など側面的な支援を初め、財政支援などを、教育部などしっかりと連携を図りまして、決して拙速とならず、地域の皆さんの不安や疑問に思っておられることをしっかりと聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、引き続き地域アドバイザー等による運営支援を行うとともに、一括交付金やコミュニティ活動活性化補助金などの財政支援を、引き続き行ってまいります。

次に、市政協力員につきましては、人口の減少に伴う定数やかけ持ち地区の再編、業務内容などを検討しながら、これまでどおり、制度を継続してまいります。

次に、消費者行政といたしまして、年々消費者被害が多様化、複雑化していく中で、被害未然防止のため、出前講座、啓発リーフレット作成など、消費者意識啓発を進めてまいります。

また、消費生活センターに専門の相談員を置き、相談業務に当たるほか、弁護士による無料相談を定期的の実施し、消費者被害の未然防止及び被害者救済を図ります。

次に、防犯、交通安全等、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。特に、交通事故から市民を守るために、交通安全意識の高揚や正しい交通安全マナーの向上を推進するため、啓発イベントや交通安全教室などを、関係協力機関と連携して実施するとともに、夜間の犯罪発生などを防止するため、地域から要望の多い防犯灯整備について、町内会等に補助を行います。

次に、人権政策につきましては、人権が尊重される平等なまちづくり実現のために、市民一人一人の人権意識の高揚を図りながら、人権教育、人権啓発の推進に取り組むとともに、女性の意欲や行動力を高めるための支援、DV防止、ワーク・ライフ・バランスの推進を図りながら、男女共同参画推進を行ってまいります。

また、明るい社会を築くために、八代の未来を担う人づくりの観点から、街頭指導やヤングテレホンなどの充実を図り、青少年健全育成を、関係団体とともに推進してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度に関する事業でございますが、昨年10月5日の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カードの送付を初め、本年1月からマイナンバーカードの交付などを進めてまいりました。本年度もより早く、より多くの市民へカードを確実に交付できるよう、事業を推進してまいります。

その一環として、マイナンバーカードを使い、全国のコンビニエンスストアから利用できるコンビニ交付事業について、本年6月から住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書の申請、交付ができるよう準備を進め、市民サービスの向上を図ります。

また、昨年8月から総合窓口の一環として、証明書発行の総合窓口化に取り組んでまいりました。本年度も、窓口に常駐の案内係員——フロアマネジャーを継続して配置し、便利、優しい、わかりやすい、早い窓口を目指して取り組んでまいります。

以上が、市民環境部が所管いたしております当初予算に関する総括及び方針の一端でございます。

今後も、市議会を初め市民の皆様の御意見をお聞きしながら、改善すべきところを改善し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えて

おります。

この後、各事業の内容につきましては、担当次長から御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○財務部次長（辻本士誠君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本士誠君） はい。それでは、平成28年度八代市一般会計予算の歳出分につきまして、御説明いたします。座らせていただきまして、説明いたします。

議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算をお願いします。総務委員会付託分について、御説明いたします。

款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費について、御説明いたします。

なお、途中、企画振興部の増住次長と説明箇所を分担しておりますので、御了承ください。

それでは、53ページの下の表をお願いいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、項1・総務管理費、目1・一般管理費で、23億3925万6000円を計上しております。前年度に比べ1億6646万8000円の増でございますが、給与改定に伴う人件費の増が主な要因でございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に県の消費者行政活性化事業補助金、また、その他に熊本県交流職員給与負担金、県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金のほか、ふるさと八代元気づくり応援基金や市民使節団参加負担金などがございます。

まず、特別職2人、一般職175人分で、20億3766万5000円を計上しております。これは、給与のほか、28人分の退職手当などでございます。

次に、秘書一般事務事業の953万2000円は、市長等の旅費330万円、市交際費100万円、市長車リース料80万1000円が主なものでございます。

引き続き、54ページになりますが、説明欄中段の消費者被害救済事業636万6000円は、常時2名体制の消費生活相談員の報酬509万円、毎月2回実施の無料法律相談の弁護士謝礼66万7000円が主なものでございます。

次に、入札・契約・検査事務事業601万4000円は、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会に対する電子入札システム負担金523万6000円が主なものでございます。

次に、出張所関係事業1621万2000円は、出張所に勤務する非常勤職員10名の賃金1256万1000円、社会保険料210万1000円が主なものでございます。

次に、安全衛生・職員の健康管理事業1016万1000円は、職員の各種健康診断委託料910万1000円が主なものでございます。

次に、臨時職員関係等事業2990万2000円は、産休代替等緊急対応臨時職員賃金2400万円、社会保険料404万9000円が主なものでございます。

次に、職員採用・昇任試験事業373万6000円は、職員採用試験及び係長職昇任資格試験に要する経費で、新規事業としまして、改正障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、点字による採用試験に対応するための点字試験実施経費100万6000円を計上いたしております。

次に、職員派遣事業2235万1000円は、熊本県市長会東京事務所、熊本県大阪事務所などに派遣している職員の帰庁報告、赴任、帰任などの旅費169万9000円や派遣職員の住宅借り上げ料375万1000円、県人事交流職員給与等負担金1690万1000円などでございます。

次に、職員研修事業１４５６万１０００円は、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、自治大学校や専門実務などの派遣旅費４５６万３０００円、新規採用職員、メンタルヘルス研修などの事業委託料５７２万１０００円、自治大学校、通信教育、専門実務などの研修負担金３３６万１０００円が主なものでございます。なお、新規事業としまして、平成２７年度から導入した人事評価について、評価を受ける被評価者を対象にした人事評価研修や、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる職場環境づくりに向けた意識啓発を図るなど、新たに制定された法の趣旨を踏まえ、女性活躍推進研修を計画いたしております。

次に、ふるさと納税事業２７３４万９０００円は、ふるさと納税謝礼の報償費１６８３万円、寄附の申し込みや入金管理、特産品の配送管理等を一括管理する、ふるさと納税業務委託７１６万１０００円、また、昨年度から活用している申し込みサイト上での各種特別掲載手段の活用など、さらなるＰＲ拡充を図るふるさと納税広告掲載等ＰＲ業務委託２７５万４０００円が主なものでございます。なお、特定財源として、全額ふるさと八代元気づくり応援基金を予定しております。

次に、財務書類整備事業は、新基準の地方公会計財務書類等作成支援業務委託として、平成２８年度から平成３０年度までの３カ年事業、総額７８４万８０００円の実施を予定しており、平成２８年度に２５４万４０００円を計上し、平成２９年度から平成３０年度までを限度額５３０万４０００円の債務負担行為として設定いたしております。

現在、総務省方式改定モデルにより、財務書類を作成、公表しておりますが、平成２８年度決算から、国の統一的な基準による財務書類の作成が要請されているため、その期首に当たる平成２７年度決算から、地方公会計に関する公

認会計士などの専門家の支援を得て、適切な財務書類を整備するものでございます。

続きまして、５５ページをお願いします。

上から４つ目の北海市交流２０周年記念事業は、中国北海市との友好都市締結から２０周年を迎えるに当たり、友好関係をさらに深めるために実施するもので、まず、派遣分の６０８万４０００円は、公募市民などによる八代市市民使節団の派遣経費４１１万９０００円、技術力向上と国際感覚を身につけるために児童生徒を派遣するスポーツ交流団の派遣経費１８６万７０００円などでございます。

同じく受け入れ分の１０９万６０００円は、北海市青少年民族楽器代表団の受け入れに伴う部屋借り上げ料４６万４０００円、同代表団の歓迎会及び期間中の食事代など食料費４５万４０００円が主なものでございます。

次に、市民活動支援事業２５１万５０００円は、がまだしもん応援事業補助金２５０万円が主なものでございます。

次に、市政協力員関係事業１億１９７９万４０００円は、市政協力員３７７人の報酬１億１１８０万２０００円、市政協力員事務費４５２万４０００円が主なものでございます。

続きまして、目２・文書広報費で、２億５３９３万７０００円を計上しております。前年度に比べ３９３万５０００円の減でございますが、主に、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金の減によるものでございます。なお、特定財源としまして、その他に市広報紙及びホームページへの広告掲載料があります。

まず、本庁の文書管理事務事業５５９９万円は、浄書印刷室のパフォーマンスチャージ料５９０万円、ＰＰＣ用紙代６０６万１０００円、郵便料４０００万円などでございます。

次に、下から３つ目の記者室業務事業１６６万５０００円は、記者室非常勤職員１人分賃金１２３万８０００円、社会保険料２０万７００

0円、新聞購読料19万円が主なものでございます。

次に、広報広聴活動事業3389万6000円は、広報やつしろ印刷費3100万1000円、リニューアルした市公式ホームページのシステム保守料92万円が主なものでございます。

次に、ケーブルテレビ、——ケーブル特別会計への繰出金としまして、1億5097万8000円を計上しております。

続きまして、目3・会計管理費で、838万8000円を計上しております。会計管理事務事業の主なものは、一般会計及び特別会計の決算書などの印刷費137万5000円、公金振替手数料191万1000円、OCR読み取り作業委託料345万6000円でございます。

続きまして、56ページをお願いします。

目4・財産管理費で、2億7181万9000円を計上しております。前年度に比べ5億3966万9000円の減でございますが、昨年度の市庁舎建設基金5億円を、目11の市庁舎建設費に移管したことが、主な要因でございます。なお、特定財源としまして、土地建物貸付収入、自動車損害保険などの保険金収入、庁舎案内板広告料収入などがございます。

まず、本庁の市庁舎管理運営事業1億1622万9000円は、守衛、庁舎案内員の賃金2234万7000円、及び社会保険料284万4000円、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費3842万2000円、電話料763万2000円、清掃業務、コントロール業務、エレベーター保守点検業務などの委託料3299万円、電話交換機リース料227万4000円が主なものでございます。

次からの、支所の市庁舎管理運営事業も同様に、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費や電話など施設の維持管理に要する経費でございます。

次に、本庁の市庁舎施設整備事業788万4

000円は、議会棟西側のひさし、軒裏の補修工事710万円が主なものでございます。

次に、本庁の市有財産管理事業1006万6000円は、所管の公用車の燃料費144万円、市全体の公用車の自動車重量税499万円が主なものでございます。

次に、各種損害保険加入事業3347万9000円は、市有施設の火災保険料1076万6000円、市全体の公用車の自賠責保険料及び任意保険料1070万6000円、市有林の森林保険料382万9000円が主なものでございます。

次に、公共施設等総合管理計画策定事業267万8000円は、平成27年度からの2カ年事業として実施しておりますが、総務省からの要請で、公共施設等の更新、統廃合、長寿化など、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考えを記載した計画を策定する業務委託料234万4000円が主なものでございます。

次に、固定資産台帳システム整備事業424万5000円は、これも平成27年度からの2カ年事業として実施しておりますが、公共施設等総合管理計画策定とあわせ、総務省から要請がなされたもので、平成29年度より新基準による財務書類の報告が必要となったため、その際に必要な固定資産台帳の整備を行うための業務委託料でございます。

次に、廃校施設管理運営事業及び廃校施設管理事業を合わせた729万3000円は、学校の統廃合に伴って廃校となった、旧河俣小のほか4校の維持管理経費で、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費171万1000円、警備、浄化槽、給水設備などの保守点検業務などの委託料363万4000円が主なものでございます。

次に、ファシリティマネジメント推進事業68万6000円は、ファシリティマネジメント推進アドバイザー事業として、公共施設等の管

理運営について、ファシリティマネジメント分野における専門家の知識、ネットワークを活用し、本市の課題解決に向けた職員研修の実施や、官民連携事業への取り組み支援を行うための業務委託料が主なものでございます。

ここで、増住次長と説明者を交代いたします。

○企画振興部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、増住企画振興部次長。

○企画振興部次長（増住眞也君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部の増住でございます。それでは、座りまして、引き続き説明させていただきます。

目5・企画費で、1億2105万7000円を計上しております。前年度に比べ3168万5000円の増でございますが、地域振興交流促進事業、次期総合計画策定事業費の増が主な要因でございます。なお、特定財源の国県支出金は、地方創生推進交付金、その他の2669万2000円は、まちづくり交流基金繰入金などでございます。

説明欄、上から4つ目の定住促進対策事業81万3000円は、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略策定に当たって、広く関係者の意見を反映するために設置する推進会議委員15名の報償費8万9000円や、移住相談会等への出展費用42万4000円が主なものでございます。

次に、定住促進対策事業（創生先行）363万9000円は、新幹線定期券購入補助金で通勤・通学の定期券購入への補助や、移住者交流ネットワークづくり事業委託等149万7000円が主なものでございます。

次に、結婚活動応援事業（創生先行）200万円は、体験型イベント委託100万円と、結婚活動応援補助金100万円でございます。

57ページに移ります。

八代・天草架橋建設促進事業52万5000

円は、八代・天草架橋建設促進期成会事業補助金47万5000円が主なものでございます。

次に、並行在来線経営分離対策事業61万円は、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の事業費負担金でございます。

2つ飛んで、政府要望関係事業218万3000円は、夏、秋の定期と、それから、臨時政府要望の旅費及び印刷製本費でございます。

次に、振興センターいずみ管理運営事業790万円は、振興センターいずみの高圧受変電設備改修費122万5000円や、指定管理委託料613万1000円が主なものでございます。

次に、振興センター五家荘管理運営事業102万6000円は、振興センター五家荘の光熱水費44万1000円、浄化槽維持管理委託料、運営管理委託費等でございます。

次に、住民自治推進事業6854万6000円は、市内地域協議会のコミュニティ活動活性化補助金630万円、及び地域協議会活動交付金6183万2000円が主なものでございます。

次に、協働の推進に関する条例研究事業52万7000円は、条例の骨子や啓発等について、調査研究を行うため、市民参画による会議を設けるもので、ファシリテーター役の講師謝礼6万円、公募を含む委員24名分の委員謝礼43万2000円が主なものでございます。

次に、定住自立圏構想推進事業14万6000円は、定住自立圏構想に基づく共生ビジョンを策定するために設置する懇談会の経費でございます。

次に、次期総合計画策定事業760万円は、平成28年度から平成29年度にかけて次期総合計画、——これは仮称でございますが、を策定するため、28年度は市民の意識調査、各種団体ヒアリング等を実施するものでございます。

次に、八代市地域づくり会議関係事業69万2000円は、地域審議会が設置期間満了によ

り廃止となったものの、引き続き市民の意見を市政に反映させるため、新たな組織として、八代市地域づくり会議を設置するもので、委員の謝礼、費用弁償でございます。

次に、各支所地域振興事業２５０万円は、地域づくり拠点となる支所の地域振興及び防災意識の向上を図るため、各支所の地域づくり活動に５０万円を助成するものでございます。

次に、地域振興交流促進事業２００万５８００円は、石匠館と東陽町に点在する石橋を中心とした交流促進事業委託、地域ＰＲ事業負担金、石橋散策ツアー開催負担金が主なもので、特定財源として、まちづくり交流基金繰入金を予定しています。

続きまして、目６・情報推進費で、２億５１４万３千９００円を計上しております。前年度に比べ８万７千５３００円の減でございますが、社会保障・税番号制度に対応するため、国が行う中間サーバー整備に対する負担金の減、それから、内部情報システムが、導入より５年を経過し、再リースとなることによる機器等の使用料の減などが主な要因でございます。なお、特定財源のその他は、八代地域イントラネット運用にかかわる氷川町の負担金などでございます。

説明欄の上から２つ目の基幹システム運用事業９万８千９７万７千０００円は、住民基本台帳、税情報など３９業務のシステム使用料７万３千６８万８千０００円、入力データ作成委託料１万１千５２万５千０００円、コンビニ収納アウトソーシング対応改修委託料２万４千７万６千０００円、社会保障・税番号制度中間サーバー運用負担金２万６千７万８千０００円、非常用発電機修繕１万２千９万６千０００円が主なものでございます。

次に、八代地域イントラネット運用事業６万５千５００円は、氷川町との共同運用で、地域内１４０カ所の公共施設を高速回線網で結ぶための通信回線使用料２万７千８４万円、ネットワーク設備使用料３万５千１万円などが主なものでござい

ます。

次に、情報化端末等運用事業４万３千９万５千０００円は、複合機・プリンター賃借料５万２千４千０００円、職員に配備しているパソコンのリース料３万８千９万７千１千０００円、画面転送型インターネット接続導入経費７万６千２万１千０００円などでございます。なお、画面転送型インターネット接続導入経費につきましては、２９年度から３３年度における債務負担限度額６万８千５万８千５千０００円をあわせて設定しております。

次に、内部情報システム運用事業１万８千３万５千１千０００円は、財務会計、人事給与など内部業務のシステム運用管理及びシステム保守を行うもので、その主なものは、システム機器リース料でございます。

５８ページをお願いいたします。

説明欄の基幹システム研修事業４万７万５千０００円は、基幹システムを運用する職員のスキルアップ研修費用でございます。

次に、サーバー管理運用事業１万３千１万７千１千０００円は、インターネットや行政ネットワークの庁内共通サーバーの管理を行うもので、各種サーバーシステム運用支援及びサーバー保守の委託料３万８千０万４千０００円、サーバー等の機器等リース料５万９千０万９千０００円が主なものです。

次に、地域情報化事業７万０千４万０００円は、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会負担金３万１千４万０００円、地方公共団体情報システム機構負担金１万８千円が主なものでございます。

続きまして、目７・交通防犯対策費に８万２千２万５千１千０００円を計上しております。前年度に比べ８万０千１千０００円の減でございます。なお、特定財源の国県支出金は、国の地域防犯灯・街路灯整備事業補助金などで、また、その他は中央駐車場、新八代駅東口駐車場の使用料などでございます。

まず、説明欄３つ目の防犯活動推進事業７万９万８千０００円は、八代地区防犯協会負担金４

８５万円、氷川地区防犯協会連合会負担金２１万５０００円が主なものでございます。

次に、防犯灯設置事業５５０万３０００円は、坂本、千丁、鏡、東陽地域の市管理の防犯灯の電気料１１７万１０００円、ＬＥＤ防犯灯など防犯灯設置補助金４００万円が主なものでございます。

次に、交通安全運動事業４１０万５０００円は、交通安全啓発グッズ購入費８３万６０００円、交通安全ポスターの印刷製本費２１万６０００円、八代地区交通安全協会負担金２１１万円が主なものでございます。

次に、交通安全指導員関係事業８００万５０００円は、交通安全指導員７８人の報酬３５１万円、非常勤職員の交通安全教育講習員２人の賃金２７８万７０００円、及び社会保険料４６万６０００円、交通指導員の被服購入費８０万１０００円が主なものでございます。

３つ飛びまして、最後の行、生活交通確保維持事業２６３８万５０００円は、坂本、東陽、泉地域の乗合タクシー運行業務委託料２４５０万円が主なものでございます。

次に、目８・人権啓発費に１億１４８０万６０００円を計上しています。前年度に比べ８５万４０００円の減でございます。なお、特定財源の国県支出金は、県の人権の花運動委託金などでございます。

説明欄２行目、人権啓発推進事業１０６８万４０００円は、八代地域人権教育のための推進会議分担金１８４万円、市人権問題啓発推進協議会交付金４１０万円が主なものでございます。

また、来年度１１月に、部落解放第３０回熊本県研究集会が開催されますので、参加予定者の出席負担金を計上しております。

次に、最後の行、男女共同参画啓発事業１３９万２０００円は、デートＤＶ防止のためのアドバイザー派遣事業９万２０００円、いっそＤＥフェスタ委託料８０万円が主なものでござい

ます。

５９ページとなります、男女共同参画推進事業６１万円は、弁護士２名、臨床心理士１名の男女共同参画専門委員の報酬１５万円、ステップアップセミナー委託料１６万９０００円が主なものでございます。

次に、青少年健全育成事業９４５万６０００円は、街頭指導などに当たる青少年指導員の報酬４２０万９０００円、青少年相談員２人の報酬３２４万３０００円が主なものでございます。

続きまして、目９・公平委員会費に、前年度とほぼ同額の事務事業経費１２７万円を計上しております。

ここで、説明者を辻本次長に交代いたします。
○委員長（堀口 晃君） はい、辻本財務部次長。

○財務部次長（辻本土誠君） はい、引き続き説明いたしますが、先ほど５６ページの本庁の市有財産管理事業の中で、所管の公用車の燃料費を１４４０万と申し上げましたが、１４４万円の誤りでございました。御訂正お願いいたします。申しわけございません。

それでは、引き続き５９ページでございます。

目１０・諸費で、６３８７万４０００円を計上しております。前年度とほぼ同額でございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に、国の自衛官募集事務委託金、その他に経営構造対策事業費補助金返還金などがございます。

まず、中段の国県支出金等返還金事業１０００万円は、前年度分の国県支出金の精算に伴う返還金の準備金でございます。

次に、市税還付金事業５０００万円は、前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金でございます。

６０ページをお願いいたします。

続きまして、項２・徴税费、目１・税務総務費で、５億２９６万７０００円を計上しておりますが、前年度に比べ４０７１万６０００円の

減ですが、主に職員給与経費として一般職4名減によるものでございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に県の県民税徴収事務委託金があります。

続きまして、61ページをお願いします。

目2・賦課徴収費で1億1182万8000円を計上しております。前年度と比べ2221万3000円の増でございます。これは、平成28年度が固定資産税に係る次回評価替えの価格調査基準年度に当たることから、標準宅地、路線価等の鑑定評価に係る土地鑑定評価業務委託料が増加したこと、また、コンビニ収納に係る納税通知書作成業務委託料の増が主な要因でございます。なお、特定財源としまして、その他に徴税手数料、督促手数料がございます。

まず、市民税賦課徴収事務事業2358万5000円は、納税通知書などの印刷製本費244万7000円、コンビニ納付に対応するための封入封緘業務委託料725万円、eLTAXなどのシステム使用料599万2000円、地方税電子化協議会等負担金174万円が主なものでございます。

次に、資産税賦課徴収事務事業4159万6000円は、地番現況図等作成業務委託料395万3000円、不動産鑑定業務委託料2267万7000円、地籍情報異動更新業務委託料187万1000円、固定資産税納税通知書作成等業務委託料615万4000円が主なものでございます。

次に、滞納整理事務事業4664万7000円は、納税相談員2名減の10人の報酬1670万円、及び社会保険料256万8000円、また、新たに納税窓口相談員1名と、滞納整理事務補助員を1名増の2名分を合わせました賃金380万円、納付書つき督促状などの印刷製本費376万4000円、コンビニ収納事務委託料568万5000円が主なものでございます。

続きまして、項3、目1・戸籍住民基本台帳費で、2億4919万1000円を計上しております。前年度と比べ2729万1000円の減でございますが、職員給与費の減が主なものでございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に、国の通知カード・個人番号カード関連事務補助金や、県の旅券の申請受け付けや交付等に関する事務委託金などがあります。また、その他に住民票、戸籍謄本などの発行手数料などがございます。

まず、戸籍住民基本台帳事務事業2414万7000円は、窓口対応の非常勤職員及び臨時職員の賃金1500万6000円が主なものでございます。

次に、番号制度導入事業2354万1000円は、マイナンバーカードの臨時交付窓口関係経費515万4000円、通知カード及びマイナンバーカード関係事務交付金1201万6000円が、主なものでございます。

次に、住民票などのコンビニ交付事業546万7000円は、平成28年6月から予定しております、住民票などのコンビニで交付するための経費で、コンビニ交付手数料など95万6000円、コンビニ交付システム使用料198万3000円などが主なものでございます。

次に、総合窓口事業の121万1000円は、住民基本台帳システムの改修委託料45万4000円が主なものでございます。

62ページをお願いします。

戸籍システム更新事業1128万円は、システムのリース満了に伴い、10月から新システムへの更新を予定し、あわせて債務負担行為として、平成29年度から33年度までの限度額2613万2000円を設定しております。

続きまして、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費で、5229万9000円を計上しております。前年度より263万7000円の増でございますが、職員給与費の増が主なもので

ございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に県の在外選挙特別経費委託金がございます。

選挙管理委員会事務事業312万5000円は、選挙管理委員4人の報酬133万円が主なものでございます。

続きまして、63ページになりますが、目2・参議院議員選挙費で、7461万5000円を計上しております。この選挙は、平成28年7月25日の任期満了に伴い執行されるものでございます。なお、特定財源としまして、全額県委託金でございます。

参議院議員選挙事業の主なものは、投票立会人や投票管理者などの報酬573万7000円、ポスター掲示場作製、設置、維持、撤去業務委託料641万9000円、期日前投票所や当日投票所などの会場使用料など施設使用料171万6000円などでございます。

次に、目3・天草不知火海区漁業調整委員会委員選挙費で、222万3000円を計上しております。この選挙は、平成28年8月7日の任期満了に伴い執行されるものでございます。なお、特定財源としまして、全額県委託金でございます。

天草不知火海区漁業調整委員会委員選挙事業の主なものは、投票立会人や投票管理者などの報酬51万8000円でございます。

続きまして、64ページをお願いします。

項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で、3794万4000円を計上しております。前年度に比べ1061万6000円の増でございますが、職員給与費の増が主なものでございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に県の統計調査員確保対策事業委託金、その他に市民手帳の販売実費分がございます。

続きまして、65ページでございます。

目2・基幹統計費で、985万7000円を計上しております。前年度に比べ4381万9

000円の減でございますが、国勢調査が終了したことによるものでございます。特定財源としまして、国県支出金に県の経済センサス委託金などがございます。

説明欄の経済センサス事業（活動調査）875万円は、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を調査するもので、統計調査員、指導員の報酬788万1000円が主なものでございます。

次に、項6、目1・監査委員費で5468万1000円を計上しております。前年度に比べ6万4000円の減でございますが、職員給与費の減が主なものでございます。

監査事務事業277万1000円は、非常勤監査委員2人の報酬159万2000円が主なものでございます。委託料12万円は、工事監査の委託料でございますが、地方自治法に定める財務監査の一環として行うものでございます。

以上で、総務費を終わります。

それでは、ページが飛びまして、117ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

款11・公債費でございます。項1・公債費、目1・元金で、56億8410万5000円を計上しております。前年度と比べ2億6505万4000円の減でございますが、主な要因としまして、平成27年度には、5年満期一括繰り上げ償還分の2億円があったことによるもののほか、平成7年度に借り入れた臨時地方道整備事業債など、利率の高い事業債の償還が終了したためでございます。なお、特定財源としまして、国県支出金に県の新幹線沿線道路整備事業費補助金、その他に公営住宅使用料などがございます。

長期債償還元金事業は、学校改築や道路整備など、建設事業などの財源として、市が金融機関等から長期に借り入れた長期債の返済の元金分でございます。

続きまして、目2・利子で6億7075万5

０００円を計上しております。前年度と比べ７４３８万９０００円の減でございますが、低金利の継続見込みから、昨年より低い金利による予算計上としたためでございます。なお、特定財源としまして、その他に公営住宅使用料がございます。

まず、長期債償還利子事業６億７０６５万５０００円は、建設事業などの財源として、市が金融機関等から長期に借り入れた長期債の返済の利子分でございます。

次に、一時借入金利子事業１０万円は、一時的に資金不足を補うために市が金融機関から借り入れる際の利子分でございます。

次に、款１２・諸支出金でございます。項１・基金費、目１・財政調整基金費３７７万円、次に、１１８ページになりますが、目２・土地開発基金費１４３万２０００円、目３・市有施設整備基金費４５２万５０００円、目４・減債基金費９９万７０００円は、特定財源としまして、その他に基金運用で発生する利子があり、それを積み立てるものでございます。

なお、目４・減債基金費が、前年度と比べ６５９万円の減となっておりますが、平成２７年度に基金運用利子の積み立てのほか、平成２２年度発行の市場公募債に係る元金償還相当分６７０万円の積み立てがあったためでございます。

目５・ふるさと八代元気づくり応援基金費５１０２万２０００円は、前年度に比べ２００１万１０００円の増となっておりますが、平成２７年度から拡充しました、ふるさと納税事業のさらなる拡充による、ふるさと納税寄附金の２０００万円増によるものでございます。特定財源としまして、国県支出金に、県を通じてのふるさと納税寄附金１００万円、その他に、本市へ直接のふるさと納税寄附金５０００万円のほかに、基金運用利子２万２０００円があり、それらを積み立てるものでございます。

目６・まちづくり交流基金費１２５万２００

０円は、特定財源としまして、その他に基金運用利子があり、それを積み立てるものでございます。

最後に、１１９ページになりますが、款１３・予備費でございます。予算執行における緊急対応分としまして、予備費２０００万円を計上しております。

以上、款２・総務費、款１１・公債費、款１２・諸支出金、款１３・予備費についての歳出の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、ただいま説明が終わりました。

非常に長時間だったですけども、今、ちょっと３時ぐらいです。

しばらく休憩をしたいと思います。再開は３時１０分から行います。

（午後２時５９分 休憩）

（午後３時１０分 開議）

○委員長（堀口 晃君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

午前中、本委員会で、亀田委員から資料請求がありました、合併特例債の借り入れ状況等を配付させておりますので、後ほど御一読ください。

それでは、先ほど第２款・総務費、第１１款・公債費、第１２款・諸支出金及び第１３款・予備費について、説明が終わっております。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） よろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 部長さんたちの総括、いつもありがとうございます。

その中で、ちょっとキーワードになった部分というのが、新庁舎建設もあって、防災機能というのがあったかと思うんですが、八代で発生

する災害というのは、どのようなものを想定して、この防災対策というのをとられていくのか、というふうに思うんですね。先日テレビばちよっと見とったんですが、東北のところで、狭いあれだったんですが、1人も出していないと、壁ばつくってですね。そのときの首長の思いが、ちょっとテレビですずっとあって、何年かけて、こん地域には、こればつくつとけば災害は起きないと。それこそ、まさに防災ということでした。

防災とですよ、災害対策というとは、ごちゃまぜに使われているような気のして、ようわからぬとですたい。防災機能を持った庁舎といなるばってんが、災害対応ですもんね、庁舎建設の後の話がですたい。

八代に襲来する災害というのは、何が一番危機的を考えて、それらに対していろんな防災対策をとるのが常套手段だというふうに思うんですが、それを各課で共通してですよ、各部で共通認識のもとに、災害防災対策というのを持ていくのが常套手段だと思うんですが、八代で一番想定される災害というのは、どのようなところをですね、考えておられるのかについて伺いたい、その辺の共通認識はあるのかということについて。

まだよかですか。財政の部分についてもですね、庁舎建設において、防災機能を高めるといような発言もあったかと思うんですよ。その辺ですね、ちょっと、若干違和感のあったもんですけん、災害、八代に襲来する災害はこれだと、こんなものというイメージがあつて、それに対応するのが防災機能だというふうに思うんですよ。集中してそっちに対応していくのが、何といいますか、防災機能という言葉が躍っておるような気がしてならぬとですよ。防災と言えは錦の御旗だというような感じがしてですね、実際何を想定して防災機能を高められるのか、その辺の共通認識を持っておられると

だろうかと思つての話です。わかりますか。

1人に答えもらえばいいです。あるのか、ないのかも含めてですね。

○委員長（堀口 晃君） じゃあ、分けて結構です。岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。財務部、岩本です。

今の庁舎といいますか、新庁舎建設の建設を進めるに当たりましては、これは随分前から言っていますように、地震ですよ。この庁舎が、いわゆるI s値というのが低いので、震度6程度の地震が来たら耐え切れないというところで、まずは、地震が来た場合の想定を一番考えています。その後、地震と言えは津波がありますので、津波が来た場合、ほかのところを見ると、やはり地下とか、1階とか使えなくなりますので、そういう部分には、主要な機械の部分とか、書類の部分とか、そういうのは、今は下には置かないということで、上層階に持っていくといようなところも、一応頭の中には入れながら、そういう庁舎の機能として捉えています。

あとは、大きなところでは、その2点です。（委員亀田英雄君「最後がちょっと聞こえなかったですが」と呼ぶ）

あとは、台風とか、いろんな災害がありますが、それは通常分ということです。

以上です。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） そのテレビではですね、15メートルの堤防をつくりたいと。15メートルの津波を対応して、15メートルじゃ負けるけん、15メートル50センチで、その50センチばですね、あっちのほう、東北のほうで、県と国と頑張つて進めたと。その内側には来とらんとですたい。それが、本当、防災機能だと。だけん、津波もですよ、何メートルの津波を想定しているんですかという質問もしたいんです。

それは、もうよかですが、その付近まで詰めて、防災機能というのをしっかり設定せんと、やみくもにですよ、事業費ばっかり上がっても仕方ないし、必要な部分については金ばかけんばんじゃなろうかというふうに思うもんですけん、一言申し添えてみました。

済みません。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 記者室、55ページです。ちょっと二、三、質問させてください。

55ページの記者室業務委託事業166万5000円あるんですが、何となくですね、何となくなんです、八代のことがあんまり、いい話題が載らないような気がしてならぬというのは、私ばかりかもしれぬんですが、記者さんたちですよ、まちっと交流を深めてちょうか、これだけ顔ば出しよっとですけん、八代のよかところをまちっと載せつくれちょう話はでけんのだらうかと思いながらですね、その辺の交流の話、その辺の記者さんたちとの話は何もしならんのですか。

○委員長（堀口 晃君） 豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい、記者室業務を所管しております広報広聴課、豊本でございます。

記者室につきましてはですね、日ごろから私も行き来をして、記者さんたちとも会うようにしております。極力八代の話題を載せていただくように、また、各担当課にもですね、記者室に投げ込みの資料というのがありまして、極力そういったイベントとか、行事とかあるときには、各課から情報をもらって、記者室に投げ込むようにして、しっかり八代の記事を発表してもらうようにということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） よろしくお願ひしておきます。何か、そげんしか見えぬとですよ、最近。（広報広聴課長豊本昌二君「はい、わかりました」と呼ぶ）

次、56ページ、公共施設等管理、総合管理計画策定事業なんです、総務委員会で言ったっかな。言ったときは、職員さんがつくらっしゃったような気もすつとですが、職員じゃでけんもんですかね。丸投げしてどげんすつとですか、今から大事な話ば。職員で頑張ってみるって気持ちはなかですか、について伺いたい。二百何万も出すなら、自分たちでできやせんですか。自分たちでせんばならん話じゃなかですかね、これは。

○委員長（堀口 晃君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。公共施設総合管理計画策定事業につきましてでございますけれども、これは、去年からの債務負担でやっていただいてやっておりまして、総務省からの要請を受けたもので、2カ年かけて、更新とか、施設ですね、施設の更新とか統廃合、それから、長寿命化などの本市の公共施設の管理に関する基本的な考え方を記載した計画書を策定するものでございまして、28年度が最終の年度でございます。

計画策定後には、各施設所管課あたりとですね、連携をとりながら、計画の中で示す更新でありますとか、統廃合、それから、除却などの基本方針に即して、所管課の中で判断してもらって、それを考えるために、今回計画をつくるわけなんですけども、この計画の策定に当たってはですね、資産整備というのにも必要になってまいります。道路、それから土地、それから建物、全ての資産が、その対象となりますことから、どうしてもですね、職員だけの手じゃ不足が生じるということで、委託をお願いしているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 非常に残念です。せっかくなんですたい、よかもんばつくろうと思えば、自分たちでつくってよかろうと思うばってんですね。できることは自分たちですてすよ、事業費の圧縮削減というのは取り組んでいたきたいと。それなりの理由があつとは、申し述べられたんですが、大体取り組む姿勢がですよ、総務省のあったからという話じゃなくて、必要な事業は、自分たちで先取りしてですたい、せんばならぬとじゃなかろうかというふうに思っています。

続いて――

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 次の57ページですね、各支所の地域振興事業というのが、突然出てきた。今まで、いろいろ支所にという話はしてきたんですが、出てきましたね。50万ずつという話だったというふうに思うんですが、逆に、50万で何ばせろと言いなつとですかというようなことを思うんですよ。支所と連携のとれたような話なのか。どのような基準、50万という積算根拠とまではなかですばってんが、50万ちゅう値段ばつけた気持ちなつとお聞かせください。そして、どのようなことをしていきたいのかということですよね。企画、どなたが立案したかしらんですが。

○委員長（堀口 晃君） はい、増住企画振興部次長。

○企画振興部次長（増住眞也君） はい。今回各支所地域振興事業ですね、この目的は、御存じのように、支所は、地域振興と地域防災の拠点として位置づけておりますけども、支所の、合併以来、支所では職員数が減少しておりますて、この機能を維持していくのが非常に難しくなりつつあるということがございまして、そこで、今後は地域住民といかに連携してですて、実施できるかが重要になってくるということか

ら、地域づくり活動、あるいは防災意識の向上を図る事業を実施される住民の団体に対して、直接支援をして、育成するというのが、今回の交付金の目的でございまして、その対象事業についてはですて、地域づくり活動の充実とか、あるいは防災意識の向上、それから、住民の健康福祉充実、教育文化の振興と安全・安心の実現ですとか、環境保全の形成計画、景観形成とか、そういうものを考えております。

具体的に申しますと、例えば、地域内の郷土芸能の伝承とか、あるいは保存に関する活動ですとか、あるいは地域の特産品の開発事業ですとか、地域の案内板、看板設置事業とか、こういうもの等をですて、されるところを応援していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 積算根拠と支所との連携というものが、ちょっと抜けたような気がすつとですて。その辺ばちつと、お聞かせ願えませんか。

○委員長（堀口 晃君） はい、増住企画振興部次長。

○企画振興部次長（増住眞也君） はい。積算のですね、具体的にこれに対してこれで、この事業をやるので幾らという積算は、今回はしておりません。みずから、地域の住民の方々がされるものに対してですて、それに対して支援をしていきたいということでですて、少しでも獲得をしたいということで、予算を取ったんですが、現状、今の段階では50万円ずつだったということでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 言えはですて、いっばい出てきはせんかと思うてですて。防災意識と言いながら、郷土芸能という話ですて、幅は、間口は広かつですて、今の話は。もし、よければですて、その状況ば見てですて、補正でも

組んでいただけるというお気持ちがありますか。

○企画振興部次長（増住眞也君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、増住企画振興部次長。

○企画振興部次長（増住眞也君） まずは、初めて行う事業でございますので、なるべく活用していただいてですね、その活動の状況を見ながら、これはもっと、有意義な事業だから投資をせんといかぬということであればですね、予算獲得を一生懸命やりたいというふうに思います。

以上です。（委員亀田英雄君「よろしく願いしておきます」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。ちょっと内訳を教えてほしいんですけども、56ページ、少し説明はあったんですが、定住促進対策の創生先行の分で、新幹線定期の援助、もろもろおっしゃったんですけども、その内訳を教えてほしいのと、あと、政府要望関係、57ページですね、2回、夏秋で218万ということが、多分ざっくり半分で2回分なのかなと思うんですけども、少しその内訳、詳細といいますか。

それと、その下の住民自治推進事業の内訳、それと協働の推進に関する条例研究事業52万、これも、どういった内容で、どういう内訳なのかちゅうのを、少し教えてください。とりあえず、4点ですね。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川と申します。よろしくお願いします。

それでは、予算書の56ページ、定住自立、——先行交付のほうでございますね、こちらの

内訳ということで説明のほうをいたしたいと思っています。ちょっとお待ちください。

こちらのほうがですね、新幹線補助といたしまして210万円をお願いしたいと思っております。今年度も実施いたしました、新幹線を利用して、新八代駅から通勤・通学をなさる市民の方を対象とした補助ということで考えてございます。

それから、移住者交流ネットワークづくり事業ということで、こちらのほう、引き続きですね、来年度も取り組みたいと思っております。具体的には、移住・定住を促進するために、その移住者の受け皿となるようなプラットフォームといいますか、協議会、こういったものを立ち上げたいと考えてございまして、こちらのほうが約150万ということで、合計の163万9000円というようなところになってございます。

それから、政府要望につきまして、内訳でございますけれども、こちらは、まず、定例的に行っておりますのが、国のですね、政府予算の概算要求前の六、七月を捉えまして、国土交通省の九州地方整備局へ1回、それから、本省等政府関係者へ1回、秋のですね、本予算要求時期ということで、秋には本省だけということで考えております。それと、臨時分も含めまして、予算としてお願いを、218万をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） まず、その2点から、この政府要望218万ということなんですけれども、私は、むしろですね、もっとつけるべきじゃないか、費用対効果で考えていったときに、例えば、地方創生の今度の加速化にしても、推進交付金のほうですかね、2分の1、ああいうのも、いろんな形で、今度のは取り合いですよ、

各自治体で。そういったときに、今一番、この間質問でも言うたとおり、国県とはいいい、非常にいい流れに、今なあって、それこそ、知事あたりも、県北の人からは、県南ばかり向いてと言われるようなですね、というような言葉が出るぐらいの状況になってる、この機を捉えて、もっともっと予算をですね、つけけても、それに見返りが伴う、費用対効果が出るような、今状況になってると思うんですね。だから、そういったことを、機を捉えるというのは、まさにそういうことで、そういったことが、また、八代の宣伝というか、いろんな意味でマスコミ、報道、さっき記者クラブの話も出てましたが、もう、そういったことで、いろいろ宣伝して、むしろ予算をつけられるべきではないかなと。この218万はですね、それは、500万でも、600万でもなっても、それだけの見返りの予算をつけていただいて、市民の方々にですね、加速化交付金の内容でいっても、DMOであったり、あと、妙見祭の文化遺産絡みとか、展示場の問題もありましたすもんね。そういうことを考えると、もっとつけられてもいいんじゃないかなというところです。

加速化交付金の部分も、それは10分10のほうがいいからですね、ちゅうちょせずに、どんどん、だめもとでも、石破大臣のところでも行かれてやって、それでまた、難しいことが出てくれば、推進交付金のほうで、また練り上げていくというような、そういった努力をしていただきたいなあと思います。

あと2点、お願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民活動政策課、久木田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議員お尋ねの住民自治の分でございますけれども、主な内容いたしますと、補助金、負担金が多くございまして、地域協議会活動交付金ということで、従前の資源回收集積等の管理業務であったり、敬老会の助成であったりという10個の補助金をまとめた、その分を一括交付金として支給する分につきまして、28年度におきましては6183万2000円、予算のほうを要求しておるところでございます。

それと、これは平成27年から29年までの3カ年でございますけれども、コミュニティ活動活性化補助金ということで、各地域協議会、21ございますけれども、30万を上限として支給する予定としております。これは、各地域協議会の活性化を狙った中での活動的な形の補助金というふうに考えております。

それ以外、あとは事務費的な分がどうございますけれども、各地域協議会の会長さんたちレベルでつくります地域協議会連絡会議、これを年10回開催をしたいと思っておりますので、その費用弁償等々が主な内容でございます。

続きまして、八代市協働の推進に関する条例研究会の分でございます。御存じのとおり、平成27年度におきましては、16名の公募を含めた委員の方々と研究、条例研究等6回の会議を行いながらしていただきまして、現在、提言書というところで、作成をされているところでございます。今月末には市長のほうに提出という予定でございます。

それを受けて、参考としまして、平成28年度におきましては、新たに24名の委員、当然これは公募も来ますが、をもちまして、協働の推進に関する条例をみんなで考える市民会議となるものを設置いたしまして、条例の骨子あたりにつきまして、調査研究を行いたいというふうに考えております。

あわせて、3つの部会、市民フォーラム部会、フォーラム等の開催についての協議、そ

れとタウンミーティング部会、住民説明会等の実施についての協議、それと市民啓発部会、条例に関する啓発等についての協議というところで、部会のほうを設置して、事業のほうを行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この住民自治の6854万、資源回収云々とか、一括でいうことなんですが、この部分でも、今、各、そうですね、町内会に任せてあって、それぞれにいろいろ問題も抱えとるところもあるんで、このところについては6854万で、まち協のコミュニティー云々ということでの補助も含まれとるということなんですけれども、やっぱりもうちょっと、何ちゅうかな、喜ばれる使われ方というか、まち協の人たちがですね、よく中身が理解できてないというか、意思の疎通というか、という状況じゃ、これだけの予算にしても、これが、これからあんまりふえることもないんでしょうから、結局その、住民自治を進めれば、予算がいっぱい、一括でおりにくるということが膨らむというような誤解された解釈もあるんですよ。でも、決して私は、この先々に、それが膨らんでいくとは思えないんですよ、実際問題。その部分を、各まち協でもうけ出してくださいということですよ、本質は。いろいろと制約がかかっているのも、あれにも使えます、あれにも公民館が使えるようになる、こういうことにも使えるようになる、もっと言えば、ビジネスチャンスもあります。その地域でもうかったお金は、そちらでやってくださいみたいな、あんまりいいことばかりで、だけど、高齢化してきて、自分たちが市役所の職員さんたちと同じようなスキルで対応できるかといったら不安というのが現状なんで、この予算がふえる見込みがあるのかな、ないのかなというのが、確認が1点と、それと、協働推進の条例研究というの

は、結構長々やられているような気がすつとですよ。実際、これ、条例研究で、さっき16名が、今度は24名にして、作成云々というの、ちょっと聞き取れぬかったですけども、フォーラム分とかタウンミーティングみたいな部会もつくって、平成28年度云々ということなんですが、これね、私は、住民自治条例も含めた、いろいろな話だと思うんですけども、これは憲法違反の問題から、何から、いろいろあるような話で、それを市民運動的にどうなんだということで、52万ついとるんでしょうが、これは、条例ありきなんですかね。それとも、その研究の中で、なかなか問題点が多いと。例えば、岸和田に視察に行ったときであったり、いろいろと、前の総務委員会にいたころから、25年以前から、この住民自治条例であったりとか、議会基本条例なんかは、議運なんかでも視察しよつとですけども、案外、あのときはやり物ですね、実際、失敗したなという御意見が多いんですよ、本音を聞くと。だから、そこら辺の将来の見通し的には、立ちどまることもあるのか、それともこれは条例で進めていくのかというところがわかれば、2点、最初の住民自治と条例と、どうですかね。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） じゃあ、お答えさせていただきます。

まず1点目、地域協議会の活動交付金の今後の額の増額とかについての見解ということでございました。

まず、今の制度につきましては、平成31年度まで行うという形で要綱等を定めております。そこあたりを含めたところで、その後の展開というところで協議等が、当然必要になってくる

かと思しますので、今のところ、何とも、その後を言えないような現状であろうかと認識しています。

それと、条例研究の分につきましては、２７年度に初めて研究の事業費を計上させていただいています。それ以前は、啓発とかに、３年間ほど努めたという状況でございます。

今後の、平成２８年度の事業ということでございますが、先ほど言いましたように、調査研究という分を主眼に置きながら、慌てず行っていきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、軽々に、なかなか言及できないんでしょうけども、可能性としてですよ、一括の交付金の、平成３１年まではこのままでいくんですよというお話ですよ。そこがめで、そこからふえる可能性は、可能性としてあるんですか、ないんですかというのと、条例は、２８年度事業云々と言われたんですけど、そこはどぎゃん意味なんですかね、ちょっとわかりやすく、今２８年度云々で、調査研究が、その条例、さっき言った条例ありきなんですかね。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） 失礼します。市民環境部の堀でございます。

ただいまお尋ねの点でございますが、課長申し上げましたように、この積算につきましては、当然地域の方々が、今運営をしていただいている、非常に貴重な財源でございますので、これを維持していくという方向は必要と考えております。

ただ、増額とか、あるいは減額とかいうのは、課長申したとおり、現時点で決まっております。

るので、今後の、当然仕事をしていただいている内容、あるいは今後の財政状況等含めまして、当然、その３１年度までに検討させていただければと考えているところでございます。

２点目につきましては協働の条例につきましてでございますけれども、私どもとしましては、この地域協議会を支えるための財源支援とか、そういう意味としての条例というのは、当然必要になってこようということは、行政的には考えているところです。ただ、この研究会の中において出ているのは、先ほど言葉として出ました、調査研究をするという範囲で行っておりまして、当然、その中にいろいろな意見も出てこようかと思えます。課長申し上げましたように、現在報告書を作成されて、研究会から提示していただくことになっておりますが、その内容、私どもは、そういう意見を大事にしながら、当然憲法違反とか言われるようなことがないように、そして、地域の方々のために、この条例があつたらばいいというのか、なくてもできるんですっていうのか、それ自体が、まだ現時点では結論が出ていない状況でございますので、それで、２８年度研究をしていただくという方向で、今作業を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。可能性としての話なんで、あんまり広げませんが、維持をしていくと、しっかり維持をしていきますよということまでですよ。

ただ、この間も質問で言うたように、あんまりですね、現場の方々と担当課の思いが乖離せんようにしないと、いいことばかり言って、何も、我々にとってはどうなのという話になってる部分で、どうも話が先行し過ぎてですね、あれもしてください、これもしてくださいと、説明会はいいいんですよ。八千把校区で言えば、いいことばかり言うんだけど、デメリットの

話が少なくて、そこを突いたら、口ごもってしまふというようなふうに、今受け取られてます。だから、増額を、あたかもするように言うんだけど、増額のことは言いならぬ。でも、言い回しとすれば、住民自治を進めてくれれば、あれもできます、これもできます、こんなものもふえていきますみたいな話が、物すごく、ちょっと話がですね、想像が膨らんでいるところが、市政協力員の方々に非常に受け入れられてない現状があるので、そこはしっかり踏まえてですね、この間の答弁どおり、頑張っていたかと思ひますし、あと、条例の部分もですね、簡単にまちづくり条例みたいなことを、次長、おっしゃいますけれども、これは大変難しいですよ。一回つくってしまうとですね、なかなか後戻りができないということで、つくってしまったところが、悩みを抱えているところもあるし、当然憲法違反の問題ちゅうのは、条例つくってしまえば出てくるんですよ。だから、そこは、あんまり拙速にやらないように、調査研究もですね、しっかりしたところで、市民の皆さんの方々のサークルじゃなくて、タウンミーティングとかフォーラムとか、いろいろ耳傾けながら、ただ専門知識方々の方ですね、法の専門の方々の、有識者の方々も当然入れて、しっかりとした調査研究をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、要望ですね。

はい、中村委員。

○委員（中村和美君） ちょっと関連しますけど、この新幹線定期券の210万かな、これはどういうところに使われておるのか。要するに、福岡とか、鹿児島とか、わかればですね。

それが1点と、もういっちょは、それに関連して、八代、新駅八代東口の駐車場、この件で、これは24時間幾らなのかなあというのも、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

それと、最後に、日奈久地域開発事業の29

万5000円、29万5000円というのは、これで何ばすつとかなというのがありますので、ちょっと、この29万5000円の予算についてをお伺ひします。3点。

○委員長（堀口 晃君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 済みません、お待たせしました。

新幹線、ことしから制度をスタートしております、通勤先として多いのは、通学先として多いのは、鹿児島中央が、今29名申請いただいている中で、10名の方が鹿児島中央になってございます。次に川内駅ということで、やっぱり鹿児島方面ということになります。鹿児島の川内がですね、7名の方が御利用ということになってございます。それから、久留米駅御利用が4名、新玉名が2名、出水2名、博多1名、筑後船小屋が1名ということで、済みません、最後に申請いただいている方の通学先をちょっと承知していませんので、合計合わないと思いますが、大体そういったところに行ってください。

通勤の方が1名いらっしゃいますけれども、この方は新水俣駅だったと記憶をしております。

以上でございます。

それから、日奈久開発費のほうでございますけれども、こちらは、今保寿寮横の土地が、まだ市有地として持っておりまして、ここの維持管理を行うための費用でございまして、除草費等でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。はい、久木田市民活動政策課課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 委員お尋ねの分でございます。

八代市への、新八代駅東口駐車場、これにつきましては、普通車100台分のスペースを有しております。値段的には、済みません、24

時間機械管理という形で運用をしております、金額的には、1時間に100円というところで、30分増しごとに、——20分まで無料で、1時間ごとに増額をしていくというような状態になっております。

それと、定期券所有者ということで、新八代駅のほうの新幹線を使う定期券を利用される方の提示等があればですね、月額6170円という月決めのほうも行っております。

済みません、ちょっと資料が古うございますけれど、昨年の8月10日現在でございますが、月決め契約で23台、当然、その残りの77台が一般利用という状況でございます。月決め契約の23台につきまして、詳細どこまで御利用されているかというところまでは押さえておりませんが、いずれにしろ、新幹線通勤、通学という意味合いで御利用されて、それで減免等行っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（中村和美君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） じゃあ、まずは、市営駐車場から。JRの駐車場は1日に600円、24時間ですね、600円なんですよ。屋根つきじゃない、新幹線ホームの下じゃなくて、露天のほうは1日500円、なぜかなて、せっかく近くだから、それはJRに遠慮して、こういう高い料金を出しているのかなていうふうに思います。

私も、たまには四、五日、ちょっと出張することが、年に一、二回あるんですけど、やっぱり100円違えば、500円ぐらい違いますので、そうなれば、やっぱり安いところに入れるということでございますし、大いに使うためには、そしてまた、営利事業でございますので、もうちょっと新幹線関係のJRとの駐車場関係を兼ね合いて、ぜひですね、検討してみたらどうかというふうに要望しておきます。

というのは、私たちは、今言った通勤とか通学とか、また一段とですね、安うしとってやったら、喜んで通勤、通学に使われるというふうに、私は考えますので、これは市営でございしますので、市民のための駐車場ということを見ると、もうちょっと再考を促しておきたいと思います。JRとのですね、関係もあろうとは思いますが、ちょっと高いなあというふうに思います。

日奈久はわかりました。日奈久は三角地、ほかの業者さんからも買いたい、どうでしょうかという要望がですね、あっておるようでもございますが、なかなかあそこが、みんな買うとして1億2000万ぐらいの土地に、土地代になるというような計算が出ておるようでございますので、業者さんも、ちょっと日奈久のためには頑張りたいが、1億2000万まではなあと、それじゃ、切り売りでもどぎゃんかなという話まで出ているところもあるようでございますが、草刈りばかりしとっても、何もならぬと思いますし、たまには、あそこは、シー・湯・遊で、サッカーとか、子供たちがいっぱいするときは、臨時駐車場とか何かありますので、それはいいとは思いますが、なるべく早くですね、どうか市のほうとしては方針を決めるようお願いを申し上げたいと思います。

それと、新幹線の定期券購入、これは鹿児島のほうが、本当主かもしれませんが、今は、私の子供なんかが、大阪とか何かおったときは、マンション代だけで8万から10万ぐらい、それに生活費とかやれば、相当苦労したこと、思い出があります。若い職員さんたちは今からでございますので、楽しみにしててくださいね。

そういうことからすると、我が家から通うということは、おやじ、おふくろにとっても安心なんですよ、食事面にしても、そういう防犯面にしても。ということになると、やはり、もうちょっとやっぱりこう、もう3月で、恐らく

それを購入する人も、知っている人は購入される、鹿児島とか、久留米とかぐらいは購入されるかもしれませんが、もうちょっと、12月か11月ごろから、こういう券がありますよと、ぜひ八代から通っていったらどうですかというような、もうちょっと宣伝もですね、市報等にも載せて、宣伝するというのも、一つの、住民定住促進の一つのあれになりやせんかなというふうに要望しときますので、どうぞ再考をお願いしときたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。先ほど歳入の部分で、ブロードバンドの普及というのをちょっと、インターネットの関連という形で御質問させていただいて、歳出の部分で、いま一度質問をしてくださいというふうなお話でしたので、歳出のことに関しても、そうですね、情報通信というところの、これ、歳出では入っておりませんけれども、ここに強引に、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、要するに、ブロードバンドを普及されていない地域はわかりました。その地域の中での要求があるのかということとを前提として、今後普及するのであれば、どういったふうな形でしていくのかという計画があるのかどうかというところで、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） 生田情報政策課長。

○情報政策課長（生田 隆君） はい。それでは、今、要望ということでのお話でございますけれども、現在のところは、要望はございません。

一昨年にですね、郡築地区の地域協議会の要望という形ではいただいております。その前は、

千丁地区のほうから校区要望という形でいただいております。いずれの場合もですね、電気通信事業者のほうにおつなぎをしているということでございます。が、現在のところは、要望いただいている地区はございません。

それから、ブロードバンドの整備の手法ですが、第一義的には、電気通信事業者がするというのが第一義的なことでございますけれども、人口密度が薄いか、採算面がとれぬという場合もございますので、その場合はですね、幾つか方法がありまして、公設民営、あるいは民設民営で、市のほうから負担金を出すというふうな方法がございます。公設民営の場合は、総務省のほうから3分の1ぐらいの交付金というのがございますけれども、それは条件不利地域に限られますので、例えば、離島であるとか、過疎地であるとかだけでございますので、現実的には、電気通信事業者が行う整備の一部について、自治体が負担するというふうな方法があるのかなということで、県内のほうを調べてみますとですね、最近では、平成25年に山鹿市、26年に熊本市、同じく26年に和水町というふうなところで、自治体のほうが、ほぼ折半かなというふうなところだと思いますけれども、整備をやっておるというふうなことでございます。

いかんせん、ところが、かなりADSL、北新地地域は、ADSLで以前整備をいたしましたけれども、ADSLは、NTTのメタル回線を利用できますので、ある程度金額的には安く済むというところですけども、光回線は、一から引き直しということになりますので、例えば、八代市全体を光化という場合、かなり莫大なお金にもなるかなあというところもございしますので、今後、慎重に検討していかなければならないことじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい、中身がよくわかりました。

今後、電気通信事業者と折半という形になったときには、優先順位は、地域としてはつけられないのかなあ、つけてもいいのかなと、ちょっとそのところがよくわからないんですけども、とにかく、地域を全体的にするのであれば、かなりの額がかかるのではないかなと思われます。そのときに折半となったら、大体どれぐらいを予想されていらっしゃるのでしょうか。全然おわかりにならないところですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、生田情報政策課長。

○情報政策課長（生田 隆君） 正式に、事業費等の算出は行っておりませんですけども、一般的にですね、光ケーブルを1キロ敷設するという場合は、約150万円から200万ということが言われておりますので、それに総延長ということで考えますと、数十億のオーダーになるのではないかと、これはあくまで推察ですので、そういうふうと考えております。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。うちの地区は、先ほどおっしゃったように、53局で、ADSLというところでやっておりましたが、かなりインターネットが遅いので、私は、個人としては使えないなという状況にあったものですから、外しましたけども、事業所の方にとってみれば、経営という面では、かなり光があるか、ないかというところで、事業負担というのは、かなりかわってくるんじゃないかなあというふうに推察します。そういった面において、まだ地区からの要望が上がってこないというような話で、私は個人的に、ちらちら話は聞いておるものですから、これが地区から要望として上がってくるものかどうかというところで、もう一

度、上がったときに考えていただけるような事業なのかなというところだけ、最後にちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○情報政策課長（生田 隆君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、生田情報政策課長。

○情報政策課長（生田 隆君） はい。先ほど申しましたように、第一義的には、電気通信事業者が行うということで、地域から要望が正式に上がれば、おつなぎはするというふうなことで、その協議の中でですね、採算面、あるいはいろいろな面を協議をしていかなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。（委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 3点ですね、ちょっと手短にお伺いしたいと思うんですけども、55ページの北海市との交流事業についてお伺いしたいと思います。

派遣と受け入れということで、記念して、ことし、特に力を入れてなさるんだろうなというふうに拝察いたしますが、派遣、受け入れ、それぞれ来年度のどれくらいの時期を予定しているのか、今現在わかる範囲内でお答えいただきたいというのが1点と、本市も、今回このように来年度予算ということで、予算措置の上程をなさっていらっしゃるわけなんですけど、先方もですね、何がしかの予算措置を手だてなさっていらっしゃるかどうか、わかれば、あわせてお聞きしたいということと、それから、来年度以降ですね、この取り組みについては、どのような、――再来年度以降ですね、どのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、松川秘書課長。

○秘書課長（松川由美君） はい。秘書課でございます。

まず1点目ですね、例年、平成8年の3月に北海市のほうと友好都市締結をいたしまして、来年度がちょうど20周年を迎えます。来年、その記念事業ということでさせていただきたいということで、今回予算を計上させていただいているところでございます。

まず、派遣でございますけれども、そうですね、その前に、通常ですと、大体覚書というのを、平成8年のときに取り交わしておりまして、その中で、大体1年に1事業ぐらい、相互に交流しましょうということで、1回につき大体15名程度でいしましょうということで、覚書を交わしているところです。20周年なものですから、それをちょっと拡大させていただいて、来年度はしようかということで考えております。

大きくは、まずですね、派遣事業につきましては、3つ事業をさせていただきたいと思っております。

1つが、市民使節団ですね。そちらのほうは、派遣いたしますのが、大体30名ほどを考えております。市長とか、あと議員さん方もですね、数名行っただきまして、あと、市民の方々20名程度を公募で募集をいたしまして、トータル30名で、市民使節団ということで、北海市のほうを御訪問いただくかということで考えております。それが1つ。

2つ目としまして、スポーツ交流団、こちらのほうが、今のところは中学生ということで考えておりまして、スポーツ交流をメインとして考えています。今のところですね、種目のある程度限定しておりまして、バドミントンと卓球あたりの子供たちに行っただこうかということで考えています。こちらのほうが、2つの競技を合わせまして20名ほど、まとまって行っただこうかということで考えております。それが2つ目。

もう一つはですね、派遣のほうに入れてはおりますけれども、メッセージ交換とかタイムカプセルみたいな形ですね。来年が20周年なので、30周年に向けて、保育園児さんたちにメッセージカードですとか、あと、いろんな制作物をつくっていただいて、それを10年間保管をして、10年後の30周年で、またあけて、交流しましょうというようなことで、3つ、重立ったところで派遣としては考えております。

次、受け入れのほうでございますが、うちのほうからですね、北海市のほうに、20周年を迎えるに当たって、何か事業を考えておられますかということで、お尋ねをしましたところ、向こうとしましては、1つだけでいいですということでですね、向こうのほうから、青少年民族楽器代表団という方々が来られるということで、北海市のほうでは予定をされているということで、向こうのほうは、覚書の枠内の15名ほどで来られるということで聞いております。それ1本だけを、今予定しているところでございます。

覚書の中で、八代市、双方に滞在しているときの宿泊料とか、交通費関係は、それぞれで持ちましょうということで覚書しておりますので、その分に係る経費を予定しているというところでございます。

あと、29年度以降の交流につきましてですが、昨年度、北海市のほうの外事弁公室のほうと話をしまして、今後も交流については続けていきたいと思いますので、お話をさせていただいておりますので、今後も国間ではいろいろ、対日感情とかもありますけれど、その分、市民同士の交流ということで、草の根的に交流は深めていきたいと思いますので、お話し合いはさせていただいておりますので、今後も進めていくということで考えております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、ありがとうございます
いました。

ちょっと私が聞き漏らしてたら申しわけあり
ません。いつぐらい実施されるかということ、
お答えありましたですかね。

○委員長（堀口 晃君） 松川秘書課長。

○秘書課長（松川由美君） 済みません、派遣
の時期につきましてはですね、正式にはですね、
派遣のほうは、まず、市民のほうですけども、
正式には、まだ詰めてないところでございます。
ただ、3周年とか5周年のときには11月ごろ
に行かれておりますので、そのあたりは、議会
がない月とか、そういうのも見計らって、詰め
させていただきたいなと思っております。

あと、スポーツ交流のほうも、子供たちがメ
ーンになりますので、大きなお休みのとき、夏
休みですとか、冬休みあたりを考えたいと思
っております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい、ありがとうございます
いました。

20周年を記念してですね、今後、両市がう
まく、良好な関係がなお一層築けるように、し
っかりと応援していきたいというふうに思いま
す。ありがとうございました。

委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） もう1点、よろしいで
しょうか。別件ですけども。

ページ、58ページの防犯灯設置事業につい
てお伺いしたいと思います。

先ほど、予算説明の中で、この事業について
は、大きくは電気料への支出とLED補助を含
むというようなお話があったと思います。とり
わけ電気料についてお伺いしたいんですが、お
おむね120万弱、来年度ですね、予定されて
いらっしゃるということで、その対象地域が、

坂本、千丁、東陽、泉等ということで、旧郡部
を指しているのかなというふうに思ったんです
けれども、では、旧八代市についてはどうい
う取り扱いになっているのか、お尋ねしたいと思
います。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼
務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活
動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼
務）（久木田昌一君） はい、失礼いたします。

電気代のほうが117万1000円というこ
とで、予算措置のほうをお願いしております。

内容はですね、今、委員がおっしゃったとお
り、旧支所、千丁、鏡、旧町村ですね、の管轄
しています千丁支所、鏡支所、東陽支所、坂本
支所、合計で275基の分の電気代でございま
す。これにつきましては、合併時に、当時の町
村のほうで、公設ということで整備をされてお
りましたので、そのまま市のほうに引き継いで、
市で管理を行っているという現状でございま
す。

旧八代市におきましては、公設の分の防犯灯
はございませんでしたので、当然、旧八代市内
の分につきましては、公設防犯灯がないとい
うことで、電気代等の支出はしてないという状
況でございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。この防犯灯につ
いては、全国いろいろ調べてみますと、公設で
公が維持管理しているところもありますし、公
が設置して、民といいますか、地元で維持管理
されている、いろいろなケースがあるんですけ
ど、私、金額が幾らかかるか置いて、現実
的には、この防犯の意味からすると、公が一義
的な実施主体になっていくべきものかなとい
うふうな思いもあるところでございます。合併し
て、もう10年たつと。もし、これが逆に、旧

八代市が公設でやっていて、旧郡のところそうじゃなかったとした場合、規模だとか、かかる費用というのは、大きく違うんでしょうけれども、やはり何がしかの整理というのが、今後維持管理の面からしてもですね、平等の観点からいくと、考えるべきときに来ているのかなというような気がいたします。試算すれば、お幾らというのは、今聞けば、すぐ出されると思うんですけれども、来年が来年、すぐということではないんですが、合併してからの地域の平等性を考える上においては、財政上厳しい中かもしれないかもしれませんが、旧八代の各町内の校区の方も御理解いただけるようなですね、お取り組みなりを、意見を聞きながら考えていただければというふうに思います。

御検討いただけるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 失礼いたします。

旧町村の分につきましては275基、という経緯で、それぞれの旧町村のほうで公設という形になったかというのは、詳細ではございませんけど、現在の負担をしている場所を見ますと、例えば、駅前であつたりとか、商店街であつたりとかいうような形で負担をしているような現状でございますので、恐らく推測しますと、多くの方々が利用される、より公に近いようなところを公設という形で整備されたんだろうというふうに推測しております。

当然、旧八代市と同じように、各町内においては、それぞれ町内の設置という部分もあるというふうに認識しております。

今後ですね、おっしゃるとおり、この275基、公設でございます。委員がおっしゃいまし

た、全体的な公設というところも含めた中で、各、全国の市町村の中で、いろんな形であるというふうに認識をしております。今後ですね、大きな課題というところで検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

あわせましてですね、現在の補助の状況のほうをお話をさせていただきますと、年間に400万という補助金の予算を計上しております。大体100件を超える、ことしが105件ですね、というような整備をさせていただいているような現状で、当然、補助要綱に基づきまして、LEDのほうの取りかえであれば3万1000円を限度にするとか、そういう要綱の中で、各町内のほうから御申請をいただいた中で、整備のほうを補助しているという現状でございますので、それだけお伝えをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。検討いただけるということで、きょうのところは、ここでとどめたいと思います。ありがとうございました。

○委員（成松由紀夫君） 最後、1点。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 済みません、さっき、58ページ、人権啓発推進事業から男女共同にぽんと飛んだっすけども、人権同和政策事業と人権相談事業の229万、388万の、ちょっと内訳、教えていただけますか。

○委員長（堀口 晃君） 濱田人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濱田大祐君） 人権政策課の濱田でございます。

まず、委員お尋ねの人権同和政策事業の費用の内訳でございますけれども、大きなものとして、八代市同和対策奨学金等給付事業121万円が主なものでございます。そのほか、人権擁護委員協議会補助金58万1000円、それから、人権の花運動費用15万5000円等

でございます。それから、人権政策審議会委員報酬10万7000円等が主なものでございます。

それから、人権相談事業の費用の主な内訳でございますが、人権相談員の報酬324万3000円、それから、人権相談員の社会保険料53万1000円、それから、相談窓口周知カード9万3000円、これは小さい名刺大のカードを広報紙として使用しておりますが、2万枚程度作成して、各小中学校、高校等に配布しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） わかるんですけどもね、いつも言うように、主体性を持ってないで、やらされたりというような事業予算あたりは減らさんといかぬだろうなあというふうに思うんですよ。なかなか、了承しかねるようなところも、一部にはあるんですけども、ただ、いいことは、いいことでやられているんですよ、八同水協の中でも、先生方が自分たちで部会をして、いろいろ女性であったり、子供であったり、それとか、ハンセン病、水俣病を含めた研究とか、そういったことはですね、維持されても結構だと思いますけども、一部、なかなか私も了承しかねるような予算もあるんですけども、そこはしっかり、また考えていついただかないと、まずいんではないかなというのがあります。

それと、確認、済みません、ことはまだ聞いてらんだったですけども、人権相談の窓口の相談件数はどれぐらいですか。そこは出せると思うんですけど。

○委員長（堀口 晃君） はい、濱田人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濱田大祐君） はい。平成27年度の相談件

数でございますが、383件、2月末現在でございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 話せる範囲で結構なんですけど、その主なものは、こういったものですかね。DVとか、いろいろあると思うんですけども。

○委員長（堀口 晃君） はい、濱田人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（濱田大祐君） 主なものといたしまして、DV、離婚、いじめ、ハラスメント等が286件でございます。そのほか、地域の課題等で52件、女性に関する人権につきましては32件等でございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。そこら辺、383件で、388万、なかなかその人権相談員の皆さん方がですね、DV、離婚、これは大体、毎年あんまり、件数からいくと、主なものでいくと、余り推移が変わらないのかなと思いますけども、社会現象として、どうしてもDV、離婚、いじめ、その辺が中心で、地域が、これからまた、なかなか核家族化でですね、進んでいくし、そういったところはしょうがないのかなというふうには思いますけども、しっかりですね、要るもんは要る、要らないものは要らないということで、しっかり考えて取り組んでいただきたいと、意見で終わります。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、説明があった分かもしれぬとですが、61ページ、コン

コンビニ受付事業等総合窓口事業について、コンビニ受付事業がどのくらいからの予定なのか、総合窓口事業というのが、どのようなことなのか、もう少し詳しくお知らせ願えませんか。

○委員長（堀口 晃君） 福本市民課主幹兼課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 市民課、福本です。

コンビニ交付事業につきまして、交付予定数ということで、今回は初年度ということで、約7700件ぐらいのコンビニ交付というのを考えております。

今後、周知徹底いたしまして、カードの交付、コンビニの周知を行っていきたいと考えております。

それともう一つ、総合窓口事業……（委員亀田英雄君「時期」と呼ぶ）時期は、コンビニ交付事業に関しましては、ことしの6月1日からでございます。

済みません、総合窓口事業としましては、2つの事業を、今回考えております。総合窓口事業としまして、1つは、昨年の8月3日から実施しました証明書のワンストップサービスということで、税証明の一部を市民課の窓口で交付しております。それを今後も継続するというものです。

2点目としましては、支所で扱っております住民票の受付、住民票といいますか、住民基本台帳の受付業務を、支所のほうで受け付けられて、それを入力するのを本庁で行うという一括集中事務ということを考えております。その中では、市民に迷惑をかけないように、受付はあくまでも支所で行いまして、業務の一部分を本庁で行いまして、業務の集中管理をするということで考えております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ワンストップ、証明書

のワンストップサービスは、今ここで窓口ばして、に取り組むちゅう話でよかですかね、今の話は。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 福本市民課主幹兼課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） はい。

税証明を市民の方にわかりやすいようにということで、市民課のほうでも交付させていただくということを行っておるところであります。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 了解しました。

もう1点、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい、了解しました。

先ほどの質問の、歳入のときした質問ば忘れておりまして、予算全体の話なんです、岩本部長、何遍も済みませんね。教育費が1割に満たないという点について、どのようにお考えなのかということについて伺いたい。歳入の部分で、岩本部長にお聞きしたいというふうに思いますが。

○財務部長（岩本博文君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。教育費の1割の確保、これはずっと前から言われておりまして、私たちも予算編成する際には、かなり気にしながら予算編成してます。それで、結果としてですね、いつも、というような状況に、今回もなっちゃいまして、ただですね、私たちの一つの基準の分がある、もう一つの基準があつとですけども、一般財源の1割、一般財源総額の1割を教育費に使うというような一つの基準の中では、教育費は10%を超えたところで持ってます、ただ、結果的に総事業費ということであれば、事業費が膨らめば膨らむほど、それに伴って10%のパイも大きくなりますので、かなり、その辺はですね、今回も環境セン

ターとか、そういう大きな事業が出てくれば、そちらの費目のほうに取られてしまって、なかなかほかの科目は、それなりにまた、調整しながら、つくり上げていくということで、かなり、総額で10%を維持していくのは、なかなか難しいような事業になってまいりました。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） もう言いませんから、よかですよ、それ。教育の、学校なんかに出かけるとですね、以前の話なんです、なかなか予算が足らぬとですたいていう話は、よく聞いた話だったですよ。そういう意味もあって、提案の中にですよ、提言の中に盛り込まれたものだろうというふうに思いますので、担当にもですよ、予算の出し方とかですたいて、尻ばたたいですよ、取り組むように、そして全庁的にそんな話をですよ、共有していただいて、取り組んでいただければと。言いわけはどけん denn なんですけん。ここの1割という話ですばってんが、人材育成の部分は、後で絶対話になっていくと思うとですよ。その部分をしっかり認識していただいて、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。先ほど亀田委員の質問の中で、ワンストップサービスという観点から、受付は各支所とか出張所でした後に、手続等は本庁、本所ですというようなお答えだったかと思うとですけど、57ページにある八代地域イントラネット運用事業というものの活用でですね、その支所等で受け付けした、本庁データリンクとして活用できるというシステムが構築されているのかなというのを、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本市民課主幹兼課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 今回

の支所業務の一部を本庁で入力するという方法につきましては、従来から住民基本台帳システムというのを導入しておりまして、その中で、スキャナ機能というのを、今回導入するということになる、オンラインで、支所で受け付けた分を、本庁で見られるということで、その中で、入力業務がスムーズにいくということで考えております。その改修業務委託料が、今回45万4000円上げております。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） ということは、特に、本庁機能の集約ということよりも、データリンクで、各支所間、出張所間をですね、結べれば、それは、そんな大きな箱物は要らないというような、データでやりとりができればですね、というふうに、各支所や出張所の充実っていう観点も、活用ができればいいんじゃないかなと思うんですけど、その点についての認識はいかがですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、福本課長補佐。

○市民課主幹兼課長補佐（福本桂三君） 済みません、市民課で、住民基本台帳事務のほうを扱っておりますので、なかなか大きなシステムの話になると、なかなかお答えできかねます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

もう1点いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。本村部長の冒頭の総括の中で、市長八策の見直しに触れられて、住民自治というお言葉をですね、協働のまちづくりというところに移動したというお話があったと思うんですけども、市長八策の見直しに当たられてですね、これは、もともと行財政改革の観点から設定されてたと思うんですけど、項目を移動するときに当たっての各所管課でのですね、やりとりというか、協議の過程というのは、どのようなものがあったのかなというの

を、ひとつお尋ねしたいんですけど。これは両方、それぞれの所管の担当にお尋ねしたいんですけども。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい、企画振興部です。

今、お尋ねの全体的な話なんですけど、市長八策については、最終的には、市の組織、市長が表明して、市の組織の一つの行動基準ということで、行革推進本部会議の中で了解をとってということなので、その前には、幹事会のほうでおろして、また、幹事会のほうにかけるためには、各課のほうにまで十分協議をした上で素案をつくってもらって、上げておるということです。今おっしゃったように、組織内での意思疎通は図られているのかというふうに受け取らせていただくと、そのとおりですというお答えになります。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 市民環境部は。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい、失礼します。市民環境部でございます。

御指摘のとおり、以前の市長八策におきましては、行財政改革の第2項、住民自治の推進という項目として上がってございましたが、今回は、第7項目の市民と行政の連携により協働のまちづくりを進めますという項目の第1項目めに組みかえを行っております。

今回、市長八策の改定を行う中におきまして、この7項目の市民と行政の連携による協働のまちづくりを進めるという項目を、新たに設けて、協働のまちづくりを進めることに力を入れる、当然まちづくりの活動拠点になる公民館のコミ

ュニティセンター移行を含めて、挙げているわけですが、第1項目の住民自治の推進、まちづくり活動の拠点施設となる公民館のコミュニティセンター移行というものを、力を入れた項目として挙げさせていただいているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。そういったですね、説明がなかったんですよ、項目を移動するとか、市長八策を見直しましたという丁寧な説明がなかったの、困惑したところなんですけど、そこです、57ページに、住民自治推進関係の予算が上げられていますけど、先ほどの説明の中では、企画費の中で御説明があったと思うんですよ。その観点からいけば、担当課はかわったと、企画からですね。本当は、今まで企画がやってたのかなという、何か、行財政改革の観点からですね。それは、もともと市民協働部とかでやってたんでしょうけど。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。市民環境部でございます。

御指摘の今回の当初予算の説明についてでございますけれども、総務費に関しまして、御存じのように、企画振興部、財務部、そして総務部、そして市民環境部の4部が入っておりますので、説明の担当として、次長のほうが2人だけで説明をさせていただいております。御指摘のように、担当部ごとの説明をいたしますと、費目が非常に混在しておりまして、逆に御迷惑をかけますので、2人の次長の説明を行うということで、済みません、御質問の、以前におきましても、市民環境部が担当しておりますし、現時点でも、市民環境部のほうがまちづくりのほうにつきましましては担当させていただいており

ますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 今ですね、住民自治とか、あるいは定住促進とかいろいろ、市はいろんな政策を持っておりますけれども、同時に、人材育成という意味でですね、ひっくるめて、職員の人材育成を必要だって考えておられる工夫も見えております。

そこでですね、ちょっと質問なんですけれども、例えば、先進地視察等々ですね、旅費等については、どんな考えを持ってつけておられるかというのを聞きたいんですよ。先進地視察することによって、充実した住民自治ができる。やっぱし、日本中で一番進んでいる市町村に行つて研修をするということは、非常に勉強になると、私は思つておるわけなんですけれども、我々市議会議員というのは、案外そういった意味で、自分に関係する、担当の内容についての先進地視察をしてきます。ところが、戻つてきてみて、八代市がどの程度の考え方、やり方をしているかというたとき、ああ、これでいいんだろうかというのが、多々見受けられるんですよ。そういった意味で、この旅費というのは、非常に大切な部分だなと思つておりますけれども、それについて、部長、財政部長のほうが、やっぱ詳しくかでしょうね、よろしく。

○委員長（堀口 晃君） はい、岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） 財政の立場から言ひます。財政査定作業する中で、物件費的なもの

のは、かなり厳しい目を持って査定しております。それで、先進地視察についての旅費とか、こういうものについても、本当に必要なのかというところを、とことん聞き取りまして、予算計上マル・バツ、それなりにあると思ひます。（委員鈴木田幸一君「はい、よございます」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい、基本的には、財務部長の答弁ちゅうのは、そういった形でしかできないだろうと思ひますけれども、要するに、予算獲得の場合はですね、担当部の部長のですね、やっぱし、あるいは担当の折衝につながっていくと思うんですけども、そういった意味で、今言つてるのは、住民自治とか定住自立のね、総務部長のほうからの意見というのが、非常に大事じゃなかろうかと思ひますけど。

○委員長（堀口 晃君） 坂本総務部長。

○総務部長（坂本正治君） それでは、失礼します。

確かにですね、今おっしゃつたように、職員に研修についてはですね、それぞれの部署ごとに研修を重ねるというのは、これは大事な部分でありますので、我々も職員研修の全体の予算としては、人事のほうで組んでおりますけれども、それぞれの部署でですね、それぞれ必要な研修については、当然重ねるべきだと思いますし、十分先進地の事例もですね、踏まえて、我々の事業に生かすというのは大事な部分でありますので、今後とも、それについてはしっかり協議をしてまいりたいと思ひますし、十分検討させていただきたいと思ひます。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。財務部長、そういったことでありまして、八代市が特に力を入れて、市長がこういったことに力を入れるということについてはですね、やっぱし、職員の

派遣とか、職員の育成のためにもですね、旅費等についてはですね、できるだけ理解を示してほしいというのが、私たち議員のお願いじゃなからうかと思ひます。

そういったことですね、もう一つですけども、先ほど、西濱委員の質問でありましたけど、北海市の交流20周年がありますけれども、事業として、八代市は3回派遣する。向こうからは1回だということです。結局、友好都市ということでの北海市であるわけなんですので、あちらから得るものと、こちらから学んでもらいたいものというのがあると思うんですよ。私は、議員になって10年になりますけれども、北海市に行ったことがないんですよ。議員の中でもですね、ほとんどの議員が行ってないと思うんですよ。そうした意味ではですね、やっぱし、果たして身近な北海市、友好都市だろうか考えたときですね、議員にとっては、あんまり身近ではないなというのを感じます。ということですね、やっぱし、せっかく20周年であるならば、八代市の議員もですね、数多くの方が行ってもらいたい、そういった予算の組み方ちゅうともですね、考えてもらいたいなという、これは要望になると思ひますけれども。

○委員長（堀口 晃君） 答弁要りませんか。

○委員（鈴木田幸一君） そうですね、これは答弁にならぬと思うですよ。国交だいけんですね。はい、そういったことで要望ということでさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか、要望で。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、総務部長の顔ば見たけん、ちょっと思い出したんですが、新しい体制の事業展開という、総括の部分で、というくだりがあったんじゃないかなあというふうに聞いたんですが、後の職員のエ

ールも含めての話だというふうな感じも受けたんですが、その辺も含めて、今の最後の、予算の思い入れの部分の最後の部分をですね、新しい体制の事業展開に持っていきたいという、その辺の気持ちを、もう少しお聞きしたいなあというふうに思ひます。

○委員長（堀口 晃君） はい、坂本総務部長。

○総務部長（坂本正治君） それでは、失礼します。

先ほどの総括の中でですね、最後のところで、確かに新しい体制での事業展開に期待を寄せているというふうに申し上げました。これは、先ほど、今話も申し上げましたけども、それぞれ組織がですね、時代に合わせて変わっていきます。当然、我々もそういう組織に合わせてですね、体制に合わせて、我々の考え方も変えていく必要があるということでの職員研修の重要性も含めて、そういうことで申し上げておりますし、また、これは、後でまた説明があるかと思ひますけども、また、少しですね、組織の再編等についても、少し検討いたしております。そういうのを含めて、新しい体制というか、これは、先ほど話がありましたように、市長八策の施策もそうです。そういう施策に合わせてですね、我々自身がしっかりと対応していべきではないかということも含めての、こういういい表現にさせていただきましたので、御理解をいただければと思ひます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。鈴木田委員の関連ですけど、20年前に行った男でございますけれども、北海ですね。物すごく変わっているという話は聞きました。課長に、時期的にはいつがいいかということでございますので、ちらっと言うと、10月の終わりごろから11月の

初め、中旬ぐらいまで、台風がないころ、そして北海はベトナムのすぐ近くですから、暑いのですから、そのくらいが一番时期的にも、気候的にもいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 答弁要りませんか。大丈夫ですね。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。予算書の54ページのですね、職員研修事業についてお伺いしたいと思います。

今回、とりわけ新規事業として、女性活躍推進研修というのを取り入れられる御予定というふうに、御説明あったかと思いますが、具体的にですね、職員、どういう層を、性別も含めて対象とした研修を、どのような目的でですね、実施されようと考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事課の中でございます。

女性活躍のための研修ということで、いろいろ考えられるんですけども、1つは、女性職員自体の能力を伸ばすための研修というのが考えられます。これは、既に27年度から自治大への派遣を行ったりとかして取り組んでいるところですけども、それとまた別にですね、意識を変えていくということで、これは男性、女性、それぞれですね、意識を変えていくということが必要で、そういった研修を取り組んでみたいと。また、特に職場の管理職ですね、管理職の方々の意識が変わらないと、女性職員の能力を伸ばしていくという日ごろからの人材育成ができていけないというふうに思っていますので、そういった面からの意識啓発も必要というふうに考えております。

ただ、一度にはですね、できませんので、計

画的にそういったものを取り組んでいきたいというふうに考えております。

今年度につきましては、意識啓発ということで、なるべく多くの職員がですね、研修の機会を得られるように計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。昨年、女性活躍推進法もできて、市の職員も、毎年女性の採用の割合もふえていらっしゃることは思います。あと、近い将来、女性の職員さんが管理職になるというのは当たり前ようになっていくわけでございまして、今回説明者の中では、次長お1人ですね、おいでですけども、あわせてちょっとお聞きしたいのは、参考までにですね、自治体にも指導的立場になる女性職員の割合という目標値をですね、数値設定するように定められていたと思うんですけども、八代市ではその点どのように、今お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） 現在、年度内に策定すべく、今内容を検討中でして、今、部内での案を策定しているところです。もう年度内、余り時間がございませんので、内容を確定させて、皆さんに周知をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。計画ができましたら、私たちにもお知らせいただければ助かります。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかありませんか。いいですか。本当にいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 意見は、採決の前、ここが最後ですかね。

○委員長（堀口 晃君） はい、そうです——いや、まだあります。

ちょっと待ってくださいね。いや、もうここです。ここでしかないでしょう。

○委員（亀田英雄君） 採決の前に。

○委員長（堀口 晃君） 採決の前には——

○委員（亀田英雄君） 次は採決ですか。

○委員長（堀口 晃君） 次はもう、あと消防費が終わって採決に入りますので。

○委員（亀田英雄君） なら、消防費の前でよかです。採決じゃなからんばですね。

○委員長（堀口 晃君） はい、採決じゃないです。よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 採決じゃなかでしょう、今度。

○委員長（堀口 晃君） いや、違います。はい、消防費が次ありますので。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費についてを終了いたします。

執行部入れかえのため、しばらく小会いたします。

（午後4時40分 小会）

（午後4時46分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務部から説明をお願いいたします。

○総務部次長（丸山智子君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、丸山総務部次

長。

○総務部次長（丸山智子君） はい。総務部次長の丸山です。よろしくお願いいたします。

（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

第8款・消防費につきまして、説明させていただきます。座りまして説明させていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、どうぞ。

○総務部次長（丸山智子君） 初めに、一般会計予算書16ページをお願いいたします。

歳出、款8・消防費、本年度予算額は20億1640万9000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしますと、2億7685万4000円の減となっておりますが、広域行政事務組合消防費負担金の減が、主な要因でございます。特定財源としまして、国県支出金4677万4000円、地方債5280万円、その他財源としまして、消防団員等公務災害補償等共済基金収入など5897万円を充てております。

では、予算書の100ページをお願いいたします。款8・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費では、16億4597万6000円を計上いたしております。前年度と比較しまして3億675万6000円の減となっております。これは、主に、消防救急無線等のデジタル化整備事業が終了したことによる負担金の減少でございます。特定財源の国県支出金は、権限移譲市町村交付金20万5000円、その他11万4000円は、火薬類取締事務手数料でございます。

説明欄の広域行政事務組合負担金事業は、常備消防負担金が16億3521万6000円、鏡消防署の用地購入費負担金774万2000円、日奈久分署用地購入費負担金296万円などでございます。

続きまして、目2・非常備消防費では、2億9086万円を計上いたしております。前年比

で4732万6000円の増となっておりますが、主に消防団資機材の整備に要する経費が増加したものでございます。特定財源の国県支出金3984万2000円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金1320万5000円と、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金2023万7000円、熊本県電源立地地域対策交付金640万円などでございます。その他の5822万1000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金収入で、消防団員退職報償金5710万円と消防団員等公務災害補償費100万円などでございます。

説明欄の消防操法大会等事業178万9000円は、出初め式に係る経費71万4000円、熊本県消防操法大会出場に要する経費107万5000円などでございます。

消防団育成及び消防団員教育事業649万3000円は、消防団員の訓練や研修に係る予算のほか、消防団分団の運営補助等でございます。主な内訳としまして、消防団分団の運営補助として、1分団当たり2万6600円の73分団分で194万2000円、年末警戒補助金234万円のほか、消防団幹部の視察研修旅費102万7000円などでございます。

消防団活動事業1億8870万6000円は、消防団員の処遇及び消防活動に要する経費等を計上いたしております。主な内訳としましては、消防団員2500名分の報酬としまして5382万3000円、共済費としまして、消防団員退職報償金の支給に係る掛金4800万円と、同じく公務災害補償に係る掛金475万円、福祉共済掛金750万円などのほか、退職します消防団員への退職報償金としまして、5710万円を計上いたしております。

そのほか、火災や災害時の緊急出動に対する消防団出動手当として1372万5000円を計上しており、出動1回につき1800円、延べ7625人分を計上しております。

消防団整備事業9387万2000円は、消防団活動に必要な資機材等の整備経費で、主な内訳としましては、消防小型ポンプ積載車9台分4374万円、小型動力ポンプ6台分1402万8000円、新入団員の被服費320万5000円、消火活動の迅速化及び水利の有効活用を図るため、低水位の水利でも吸水できるディスクストレーナー115個を新たに配備する経費として1242万円を計上しています。

また、消防団の装備基準の改正に伴い、災害対応用として、平成28年度と29年度の2カ年で、全団員に半長靴といいます、編上げ安全靴を配付することとし、その経費1000万円と、東陽、坂本方面隊へのエンジンチェーンソーの配備として30万7000円を計上しております。

続きまして、同項、目3・消防施設費では、2229万4000円を計上いたしております。前年度と比較しまして407万6000円の減となっておりますが、主に簡易水道消火栓負担金の減によるものでございます。特定財源、国県支出金100万円は、熊本県電源立地地域対策交付金で、地方債600万円は、過疎債、消防施設整備事業債でございます。

全額、消防施設整備事業で、消防水利関連の予算を計上しております。主な内容としましては、大島町に防火水槽を新設するための工事請負費516万2000円、海士江町第2の消防格納庫建てかえ工事に242万3000円、消火栓の新設、改良、移設に係る負担金954万円を計上いたしております。そのほか、屋外消火栓ホース等格納箱150万円と防火水槽やポンプ倉庫などの改修費用172万8000円などでございます。

同項、目4・防災管理費では、5727万9000円を計上いたしております。前年度と比較しまして1334万8000円の減額となっております。特定財源の国県支出金は、球磨川

水系防災・減災ソフト対策等補助金444万7000円、熊本県電源立地地域対策交付金の100万円などで、地方債の1450万円は、合併特例債と防災減災債でございます。

説明欄の防災管理一般事務事業314万2000円は、熊本県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金271万9000円が主なものでございます。

次の防災訓練事業166万8000円は、総合防災訓練費用として143万円、各校区を単位として実施します住民参加型防災訓練に要します費用23万8000円などでございます。28年度の住民参加型訓練は、松高、宮地東、坂本の3校区を予定しております。なお、総合防災訓練は、県が実施する県南地域総合防災訓練に合わせて実施する予定といたしております。

防災対策事業827万円は、防災体制の充実を初め、市民の防災意識の高揚を図るための予算で、主な内容としましては、緊急情報配信システムなどの保守点検業務57万1000円に加えて、新規事業として、坂本町のネットワーク型雨量観測装置を更新する経費451万6000円などがございます。これは、国、県の雨量観測装置が2地点しかない坂本町にある、市独自の観測装置4カ所を更新し、降雨状況の把握や避難対策に活用するものでございます。

続きまして、防災行政無線整備事業375万8000円は、主な内訳としまして、防災無線が聞こえないエリアの解消に向けまして、引き続き、本庁同報系防災通信システム屋外拡声器の増設を予定しており、28年度は、郡築4番町、5番町、7番町の3カ所を整備予定として、工事請負費1166万2000円を計上いたしております。

また、個別受信機の購入費用に207万5000円で、この中には、山陰で電波の不感地区となっております金剛地区鼠蔵町にも新規導入することといたしております。

そのほか、本庁及び坂本、鏡、東陽支所の防災無線通信施設の定期保守点検委託費831万6000円、熊本県防災行政無線システム再整備の負担金として350万円などがございます。

最後に、災害時用備蓄資材整備事業としまして、575万6000円を計上いたしております。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。いいですよ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。今予算書を見させていただきましたら、消防、それから防災、災害対応、危機管理ということで、事業費も非常に大きいですね、担われる責任の重さも、改めて感じるところなんです。今、八代市のこの所管部署は、非常にやる気のある優秀な職員さん、マンパワーを備えていらっしゃるからこそもててと思うんですけども、いざ何かあったときのため、備えあれば憂いなしということで、なお一層、この職員の配置についてもですね、防災の町、強いまちづくりを唱える上ではですね、関連団体とのつながりも大事でしょうから、今後、人員配置についてもですね、総務部のほうでもしっかりと、改めて申し上げるまでもないのかもしれませんが、市の重要施策の大きなことを担っていただけるポジションの配置については、なお一層御検討いただければなというふうをお願いして終わります。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 関連でよろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。関連の意見ですけれども、今、人員配置出しましたけれども、私が、今広域でも見受けられるのが、市の執行部というか、職員さん方が、今、完全に引いて、スリーデーマーチ云々もこっちでされてますけれども、前いらっしゃったときから比べると、やや対応に苦慮されているところが見受けられるんですね。そこを何とか、今再任用のOBの職員さん方が行かれて、アドバイスされて、いろいろ対応されている部分で、頑張られているんですよ、非常に。けれども、やっぱり、そこでもですね、もう一回、やはり市から消防署のほうにですね、出向するような連携というか、そういったことを、少し考えとっていただきたいなと。やっぱり、前のほうが、それはスムーズでしたよ。やっぱり、今はですね、決してスムーズじゃないということよりも、非常にいろんな場面、場面のときに困られている。さっきの住民自治でも言いましたけど、やっぱ、行政のプロの職員さん方が、こういう職員さん方も当然プロなんですけれども、やっぱり事務方の仕事としてはですね、それだけの、やっぱり差というか、出てくるところは、多分坂本部長も出向されてた経験があらわれるから、よく理解されていると思いますが、そこら辺のところも、少し考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。先ほど、財務部長にも話をしたことだったのですが、八代に必要な防災対策というのが何かちゅうことばですたい、しっかり見きわめられて、本当に必要、何をどうすればいいのかて、何が来るのかていう災害ばしっかり想定されてですよ、必要な対策

というのをしっかり立てていただきたい。その辺がちょっと明確になっていないような気がずっとですたいね。その辺は全庁的に共有していただいて、しっかりした対応をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。消防団活動の事業という中、この一端としてというふうに考えられるんですけど、旧町村の中での消防団、これでいろいろ分団がたくさんありますけれども、この連携、それから、人材育成という面においてもですね、以前あったのかどうかわかりませんが、分団長さんたちが集まって会議をされとか、そういったものが、団長さんじゃなくて、その下の部長さんあたりをまとめられた形で会議を催されるというのは、非常に人材育成の面においても、それぞれの足りない点、いい点というのが見えてきて、意見交換会ですよ、そういったものも、今後、前があったのであれば、もう一度再考する必要もあるのではないかなというふうに考えます。意見として、はい。

○委員（成松由紀夫君） 済みません、もういっちょだけ。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 済みません、1つ言うのを忘れとったんですけど、今ですね、現場の消防団で、私も入ってはおっとですけども、十分はできてないんですが、都市部において、非常に消防団員が少なくなって、町内のほうに、役員さんをお願いをいろいろしたりというところで、今度は、なかなか町内もいっぱいいっぱいのところがあって、そこが少しトラブルになってみたりとか、3人とか、4人とかに消防団が、都市部のほうでですね、なってしまうような現状があるので、できれば、そこら辺の現場の声も少し吸い上げていただいて、少しアドバイスなり、何なりというのでも考えていかん

といかぬ時期に来ているんじゃないかなというのを思うんですね。そこの現場の人たちも頑張りたい。しかし、なかなか対応的にどうかというと、アパート、マンションになってきて、というのがですね、今、例えば、うちの足元の地域でもあっているんで、そういう意味合いも込めて、この間一般質問の中で、市役所ですね、職員さん方が、地域とともに汗をかいてというところは、そのくだりも、一つ意味合いとしてあったんですよ。ですんで、市役所の職員さん方でも、消防団に率先して入るとか、PTAとかでも活躍されている方いっぱいいらっしゃいますけど、そういったところも、少し全庁的に取り組んでいただければ、少し問題解消になってくるのかなというふうに思いますので、そこら辺も、坂本部長、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。
はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 済みません、ちょっと思い出しました。

消防団を確保するために、地域の方々が率先して、若い方々の自宅のほうに行かれるというお話はあります。そのときに、本人はいいですよとおっしゃっても、親が反対するとか、そういったことがよくあるらしくて、そのときに考えられたことで、おたくの息子さんをよろしく願いますと、ぜひというところの一番下の欄に、市長の名前を、ちょっとこう、書いていただくとか、推薦みたいな形で、そういうふうにすると、バックボーンがしっかりしているんだなというようなイメージを与えるということで、ぜひ、そういうこともしていただければなという、そういう御意見を聞いたことがあります。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。
ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。きのう、消防操法大会の冒頭の市長の挨拶の中で、いろんな災害に対応するためにということで、雪対策を一つ、市長も挙げられてました。八代市の管内広くてですね、坂本や泉というのは積雪をする地帯もあるということで、できればですね、支所管内に現場調査や実態調査ですね、できるような連絡車程度ですね、私、軽自動車がいいと思うんですけど、そういった車を、実際現場に配置するっていうことがですね、望ましいんじゃないかなというふうに思ってます。

財源は、先ほど幾つか出てきましたけれども、球磨川の防災対策のですね、事業が、あれはソフトにしか使えないのかなと思うんですけど、そういった事業がですね、あるということで、ぜひ活用してですね、それが現場に即した防災の観点だというふうに思ってますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で、第8款・消防費について終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

これから採決に入るわけなんですが、採決に入ります前に、議案第10号・平成28年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、歳入歳出全体についての意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 十分な質疑を交わしましたし、執行部の意見も、話も伺いましたので、賛成したいというふうに思うんですが、その中でもですね、どうしても軽微な部分について、承服できない部分についてはあるんですが、賛成したいと思います。

それを申したいということと、いつも言われていることなのですが、繰越金がですね、多いんじゃないかということについては、いつもいつも話があつとですが、今回も、やっぱりそんな感じですね、速やかな事業の展開というのを申し添えたいというふうに思います。

以上、意見です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、全体的に、歳入歳出ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第10号・平成28年度一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号・平成28年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第17号・平成28年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。広報広聴課、豊本でございます。着座にての説明、お許しください。失礼します。

それでは、議案第17号・平成28年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、説明をいたします。

予算書は、こちらのですね、特別会計予算書、済みません、こちらになります。予算書のほうで説明してまいりたいと思います。153ページからになります。済みません、155です。155ページのほうをお願いをいたします。

それでは、平成28年度、よろしいでしょう

か、八代市ケーブルテレビ事業特別会計の予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億5265万7000円と定めます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページになりますが、第1表、次のページですね、156ページ、第1表、歳入歳出予算に記載いたしております。

それでは、まず、予算の総括を説明をいたします。済みませんが、159ページのほうをお願いしてよろしいでしょうか。159ページをお願いします。

上のほうの表、歳入予算でございますが、第1款・分担金及び負担金は7万3000円で、前年度と同額でございます。

第2款・使用料及び手数料は、指定管理者制度の導入に伴い、現年度分は利用料金として指定管理者の収入になりますことから、市の歳入で予算化するものは94万9000円で、過年度の滞納分の使用料の対応になります。

第3款・財産収入は61万円で、今年度の実績を踏まえております。

それから、第4款・繰入金は1億5097万8000円で、前年度に比べ1713万6000円の減でございます。主な要因は、公債費の支払い計画による減少と、指定管理者制度導入に伴う削減効果によるものでございます。

第5款・繰越金は1000円。

第6款・諸収入は4万6000円、延滞金や過料、雑入でございます。

続きまして、下の表になります。下の表をお願いします。歳出の第1款・ケーブルテレビ事業費は、897万8000円で、指定管理者導入により、前年度1億2098万6000円に比べ、大きく変わります。財源の内訳は、繰入金の729万9000円、残りは過年度分の事業収入などでございます。

第2款・公債費は1億4367万9000円で、前年度に比べ597万3000円の減、財

源は全て繰入金でございます。

以上が総括でございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして、御説明いたします。160ページのほうをお開きをいただければと思います。

まず、歳入でございます。第1款・分担金及び負担金では、分担金としまして、先ほども申し上げました7万3000円を計上しております。これは、泉地区において、新規でケーブルを自宅に引かれた方が、受益者分担金を平成26年度まで分割して支払われることになっておりましたが、完納できないため、未納分を計上いたしておるところです。

次に、第2款・使用料及び手数料は、先ほど総括でも御説明いたしましたとおり、現年度分は指定管理者の利用料金となりますので、市が歳入予算化するのとは過年度滞納対応分使用料8万9000円、それと手数料7万円、合計の9万4000円でございます。

161ページのほうをお願いいたします。

次に、第3款・財産収入は、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入といたしまして61万円を計上いたしております。これは、各地区で建てられた移動通信、いわゆる携帯電話用の鉄塔までに必要となる伝送路の一部を、ケーブルテレビであきのある伝送路の空芯を貸し出している分の貸付料でございます。

次に、第4款になります。第4款は、繰入金是一般会計からの繰入金といたしまして、1億5097万8000円を計上いたしております。歳出の不足分を一般会計から繰り入れます。

次に、第5款でございます。繰越金は、前年度からの繰り越しとして1000円を計上いたしております。

162ページをお願いいたします。

第6款・諸収入は、項1・延滞金加算金及び過料といたしまして、それぞれ1000円を計上しております。

あわせて、項2・雑入として4万4000円も計上いたしております。これは、車両リース契約の関係で、4、5月分を市から払います関係でございます。あわせまして、指定管理者のほうから、市に同額4万4000円は、市に納められる形になります。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

163ページをお願いいたします。

第1款・ケーブルテレビ事業費でございますが、目1・一般管理費といたしまして、76万4000円を計上いたしております。指定管理者制度導入により、前年度に比べ、大きく変わっております。

右側になりますが、節1・報酬16万1000円は、ケーブルテレビの管理運営審議会とケーブルテレビ番組審議会の委員報酬でございます。節9・旅費につきましては、3万3000円ですが、こちらも先ほどの審議会の交通費についての費用弁償となっておるところです。それから、節14・使用料及び賃借料4万4000円は、車両のリース契約の関係で、先ほど申し上げました分で、後で指定管理者から雑入で同額が納入されます。それから、節23・償還金利子及び割引料4万円は、誤って収め過ぎになった使用料をお返しする過誤納付の還付金でございます。節27・公課費4万86000円は、使用料で賦課した消費税の27年度分を納めるものでございます。

続きまして、目2・施設維持管理費では、821万4000円を計上いたしております。これも指定管理者導入により、前年度に比べ、大きく変わっております。右側になりますが、節11として、需用費564万円は、設備機器の修繕費でございます。節13・委託料257万4000円は、指定管理の委託料、28年度分でございます。

債務負担につきましては、済みません、もう

1枚めくっていただいて、165ページの下のほうにですね、165ページの、済みません、上の表にしております額が、3年間の合計780万8000円ということになっております。ちなみに、29年度は255万2000円、30年度は268万2000円と予定をいたしておるところでございます。

済みません、163ページに、もう一度お戻りいただいて、下の表をお願いをいたします。款2・公債費でございます。公債費につきましては、当初、ケーブルテレビ施設設備を整備いたしましたときに借入しました起債の償還などを行うものでございます。

元金の償還といたしまして、平成28年度は1億4081万円を計上いたしております。また、利子は286万9000円でございます。

以上、説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いをいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 歳入の分担金で、1人の方のは、どうされるんですか。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。ずっと、実は滞納がですね、長く続いておまして、今はもう、とにかくその金額をですね、お願いしているという状況で、23年度から4年間の、大体分割のですね、計画だったんでございます。30万かかったものが、あと14万残っております。毎月6000円の12月の4年での予定でしたが、ずっと、ちょっと残っている状態があります。今は、また支所等を通じてですね、このお金はずっと残っていきますので、支払っていただくようお願いを続けておるところで

ございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 後ちっとですけんね、頑張って、ここ辺が残らぬごと、きつか話でしようばってんが、お願いしたいと思いますのと、もう一つ。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今さっきの説明の中で、債務負担行為を30年までするという話のあったのですが、30年で払い終わるという聞き方でよかですかね。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、豊本広報広聴課長。

○広報広聴課長（豊本昌二君） はい。指定管理のですね、債務負担行為のほうは、済みません、指定管理委託する期間、28年から30年度までで780万8000円、それを、先ほど言いました200万円ほどを、3年間ということでございます。

多分、亀田委員がおっしゃるですね、このケーブルテレビの初期投資のときの、それが実際30年度で実質的に終わります。

ただしですね、途中、昨年度も7800万ほどの市債をしました。今年度も災害復旧費、補正でお願いした分、それが2700万ほどございます。そういったのも、少し修繕でですね、している部分もありますので、少しは残ってまいります。基本的な初期投資は、先ほど亀田委員がおっしゃった30年度にちょうど終わりですので、30年度までの中で、どういうふうにかケーブルテレビをしていくのかということ、当然方針として立てていかなければいけないということで、現在いろいろとですね、民間あたりとの知恵もおかりしながら、調査を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 意見ですが、その辺の方向性はですね、逐一報告をいただければというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第17号・平成28年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会いたします。

（午後5時19分 小会）

（午後5時20分 本会）

◎議案第24号・定住自立圏形成協定の締結について

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第24号・定住自立圏形成協定の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

議案第24号・定住自立圏形成協定の締結について、企画振興部から説明いたします。

詳細説明は、宮川企画政策課長のほうにいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。皆様、改めましてこんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課の宮川でございます。

大変お疲れのところ、お時間いただきますが、よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案書のほうは1ページ、議案第24号について、説明のほうをさせていただきます。

本議案は、提案理由に記載がございますとおり、地方自治法第96条第2項の規定によりまして、議会が議決すべき事件を定めていただくための条例の制定をお願いするというもの、議案の議決を得ることから御審議をお願いするものでございます。

定住自立圏の構想推進要綱に基づきます、定住自立圏形成協定にはですね、それぞれ、済みません、議案書のほう、1ページおめくりいただきますと、この協定書というのがございまして、2ページからが協定書ということになっておりまして、こちら、今回相手になりますのは、芦北町ということになりますので、それぞれの議会からですね、議決をいただくということになります。

それではですね、中身のほうなんですけれども、済みません、こちら、お手元にですね、総務委員会、右肩に議案第24号総務委員会資料1と書いてありますものを、御準備いただけますでしょうか。A4の1枚物、縦のものでございます。よろしいでしょうか。

それでは、少し読まさせていただきます。

定住自立圏構想の概要についてでございます。

1点目、定住自立圏構想の状況ということで、国の施策でございます、この構想は、人口5万人程度以上などの条件を満たす中心市と、近隣

市町村が相互に役割分担をし、連携、協力することによって、圏域全体に必要な生活機能を保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みでございます。要綱につきましては、平成20年に策定しております。

中心市は全国に254ございまして、県内では熊本市、八代市、玉名、山鹿、菊池と、記載の7市となっております、これまで中心市宣言を行っておりますのは、玉名市を加えまして、現在6市ということになってございます。

また、県内で宣言後にですね、定住自立圏を形成しておりますのは、本市が氷川町とビジョンを策定しておりますので、本市を含めまして、合併1市、県内で形成された山鹿と天草、それから、人吉・球磨で、圏域で形成されている4圏域となっているところでございます。

それではですね、済みません、定住自立圏構想の概要につきましてはですね、もう1ページ、A4のレジュメが、こちらに配付してあると思いますので、そちらのほうを御準備いただけますでしょうか。参考資料2と振っております。済みません、こちらの資料でございます。ありますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

1ページおめくりいただきます。ページ番号はですね、左肩のほうに横文字で1、2、3、4と振っております。済みません、ちょっと見にくくて申しわけありませんけれども。これが、定住自立圏構想の推進要綱の概要でございます、ただいま申し上げました中心市というのが左側の表で記載がございまして、中心市宣言を行うということになります。

それから、近隣市町ですね、との形成を、協定書を結ぶということになります。おおむね通勤、通学10%の要素などを考慮して判断と書いてありますとおりでございます。この要件を満たしておりますのが、氷川町と芦北町ということになっております。

協定を締結しました後に、この右側に③定住自立圏共生ビジョンということが書いてございまして、これは中心市がつくるということになっております。こうやって、一緒に連携してやっていこうというような取り組みが、この定住自立圏というようになってございます。

2ページ目の中心市の要綱、中心市宣言につきましては、記載のとおりでございますので、割愛のほうをさせていただきます。

1ページおめくりいただきまして、済みません、4ページを見ていただきますと、この協定書に記載をする内容が書いてございます。3つの分野ですね、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化ということで、それぞれ6項目から4項目の協定書に記載する内容が書いてございまして、今回議決をお願いしております協定書の案文にもですね、4ページ以降には、そういった分野ごとのですね、取り組み内容というものを記載をさせていただいております。

ちなみに、このビジョンというものを策定しますと、その取り組みに対しまして、中心市及び近隣市町村へ特別交付税の措置がございまして、平成26年度から拡充をされてございまして、中心市には、今8500万円を上限として、近隣市町村には1市町村当たり1500万円というような交付税の措置がございまして。

それでは、済みません、もとのページに戻っていただきまして、こちらのA4の、済みません、あちこちって申しわけございません。こちらの1枚のほうに戻っていただきますと、先ほど申し上げました、芦北町との定住自立圏形成に向けた手続ということで、中心市宣言は終わっております。26年9月でございます。

今回お願いしております、この議案を議決いただきますと、市町でですね、協定書のほうを締結させていただきますと、今度は、③で、芦北も含めました氷川町とのですね、1市2町で

のビジョンというのを、私ども八代市のほうでつくるというようなことになります。一応、28年中には策定をしたいと、かように考えているところでございます。

以上、済みません、簡単ではございますが、こらちの協定書の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。これより採決いたします。

議案第24号・定住自立圏形成協定の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第25号・八代市過疎地域自立促進計画の策定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第25号・八代市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。引き続きまして、企画振興部から、八代市過疎地域自立促進計画の策定について、説明をいたしますが、説明詳細は、宮川企画政策課長のほうが行います。よろしく願います。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。それでは、引き続き、また御審議ほどよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案は、第25号になります。議案書9ページを御確認をください。

今回提案をしております八代市過疎地域自立促進計画につきましては、さきの12月定例会中、この総務委員会で、取り組み状況など報告させていただいておりましたが、現行法の失効期限が平成33年3月までの延長として、法改正がなされたことに伴いまして、今回、この過疎地域自立促進特別措置法ですね、第6条1項の規定によりまして、議会の議決を経ることから、お願いをするものでございます。

内容につきましては、別冊になっておりましたので、別冊のほうですね、少し説明を、済みません、資料といたしまして、右肩にですね、議案第25号、過疎の計画策定に係る資料ということで、済みません、こちら資料のほうを配付させていただいておりますので、済みません、御準備いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、済みません。

それでは、こちらのほうを読まさせていただきます。

過疎地域とは、ということで、市町村の財政状況や一定期間における人口減少率などを基準といたしまして、市町村ごとに指定されるものでございます。合併前は、坂本、東陽、泉が過疎町村でございました。

八代市過疎地域自立促進計画策定に当たって基づく法令につきましては、過疎法が根拠となっているところでございますが、法施行以来、平成22年4月に失効期限の6年間延長と、ソフト事業の追加などを内容とする改正、また、

24年6月には失効期間の5年間の延長を内容とする、2度の改正が行われております。

過疎地域自立促進計画とは、ということで、過疎に指定されました市町村においては、過疎地域の振興のための市町村計画を定めることができる、できる規定とされておりまして、これを定めることによりまして、過疎対策事業債という有利な起債、いわゆる過疎債でございますけれども、こちらを活用できるということになっております。充当率は100%、交付税措置が元利償還金の70%ということになっているということを、御説明をさせていただきます。

それと、国庫補助のかさ上げ等も優遇措置を受けられるということになってございます。

なお、計画策定に当たりましては、米書きで書いておりますとおり、県が策定します方針を踏まえて、それぞれ市町村が策定するということになっておりまして、県計画が9月に示されたことを受けまして、策定に着手をしたというようなところでございます。

八代市の現状でございます。本市におきましては、平成17年から21年までの5年間、市町村合併を受け、八代市全体が過疎とみなされておりましたが、22年度以降は、旧坂本、東陽、泉の地域のみが、一部過疎地域として指定を受けているという状況になってございます。

計画策定の方針でございますけれども、本市では、22年から27年までの6カ年です、計画期間とする、この過疎計画を策定しており、坂本、東陽、泉地域においてですね、各種事業に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き、過疎地域の振興を図る上で、この3地域にさまざまな事業の整備は重要であると捉えておりまして、新たな過疎計画を策定したいと考えてございます。

なお、この計画策定に当たりまして、失礼しました。はい、済みません。計画策定に当たりましてはですね、八代市全体ではなく、この旧

坂本、東陽、泉、3地域が限定されているというところでございますので、この実施予定の事業のみを対象として、この地域でですね、実施される事業のみを対象として検討を行っているというところでございます。

過疎計画の構成につきましてはですね、本文に記載すべき事項は、過疎法及び施行令に定めがございます。

済みません、こちらの右の表にですね、A3判の参考資料というものがついているかと思えます。こちらの概要を御確認いただきますと、今回策定いたします、計画の案をですね、体系的に示したものであると御理解をいただければと思います。

この計画のですね、骨格ともなります地域の自立のための基本方針を記載をしてございます。農林水産業の振興、雇用の創出、交流の拡大と文化の保存・伝承と、7項目を定めてございます。

この基本計画に基づく施策といたしまして、産業の振興や交通、通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備などなど、9項目の施策を記載しており、その施策に基づきまして、農林水産業を初め観光、また道路整備等を含む交通、通信、その他、上水道、生活排水、高齢者福祉、医療、教育、文化と、具体的な各種の事業に取り組むこととしております。

本編の議案につきましては、各施策の項目ごとにですね、具体的に実施いたします事業等を計画として取りまとめておりますので、また、御確認いただければと思います。

本計画の策定に当たりましては、過疎地域市町村等が過疎債や国の補助制度を活用して事業を実施する場合は市町村計画に掲載をされることが必要とされておりますことから、個別事業に関しては、一部過疎地域の振興に資する事業について、今後想定されるものをできるだ

け幅広く掲載をしてございます。

農林水産や観光等の産業分野で32事業、市道及び林道で87事業、その他、電気通信、簡易水道、消防施設、医療等々ですね、合計181の事業を、幅広くということでございますので、記載をさせていただいております。

過疎法に基づきます優遇措置の適用を受けるためには、計画への登載が必要ということになっているものでございますので、実際の事業の実施に当たりましてはですね、事業の緊急性や、あと財政状況、この辺を見させていただいて、実施していきたいと考えておりますので、全てができるかという、なかなかそうはいきませんというようなところでございますので、その点は御理解をいただければと思います。

最後に、今回の計画の期間でございますけれども、過疎法の失効期限が5年間延長されましたことを受け、平成28年4月1日から32年度、33年3月31日までの5カ年計画というようなことで、計画を定めているというところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○委員（亀田英雄君） いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 後に同じようなのが続くんですが、ごとに、ひとつ現地でですね、お願いといいますか、過疎地、辺地の現状というのはですね、ここで話をする以上のものがあるというふうに思って、そこに住む者の1人としてですね。全てができるかという課長の話だっ

たり、全てをしてくださいという話ではなかったですが、実際にですね、現状の把握をしっかりとされて、よければ、現地にも足を運んでいただいて、その現状ばですね、見ていただきたい。あと10年もすれば、ほんになくなる地域というのが、大分あつとですもん。そこは、八代市の縮図までは言いませんが、そげんなる地域が出てきますけん、人口減少対策もですね、絵に描いた餅にならぬごて、しっかり、どげんかしてほしかですばってん、まあ、どげんもならぬ部分のあつとでしようばってんが、実際目で見てですね、運んでいただきたいなというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいたいなと。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代市過疎地域自立促進計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第26号・木々子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第27号・深水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第28号・仁田尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第29号・辻辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第30号・釈迦院辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第31号・小川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第32号・責・川原谷辺地に係る公共

的施設の総合整備計画の策定について

◎議案第 33 号・樅木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第 26 号から同第 33 号まで、すなわち木々子、深水、仁田尾、辻、釈迦院、小川内、責・川原谷及び樅木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての 8 件については関連がありますので、本 8 件を一括議題とし、採決については、個々に行いたいと思います。

説明をお願いいたします。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。引き続きまして、企画振興部から議案第 26 号・木々子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、以下 8 件、一括して説明を、宮川企画政策課長にいたさせます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。それでは済みません、また、引き続きよろしく、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案は第 26 号から 33 号でございます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 議案書 11 ページから 26 ページまでの辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、一括して説明のほうをさせていただきますと思います。

まず、今回提案をしております辺地に係る公共的施設の総合整備計画、以下、辺地計画と申しますけれども、につきましては、さきの 12 月定例会中、総務委員会で取り組み状況などを

報告させていただいているというところがございます。

過疎計画と同様に、辺地計画につきましても、27 年度までの計画期間となっておりました。このようなことから、引き続き 28 年度から 32 年度までの 5 カ年の延長を行うべく、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるためには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特別措置等に関する法律第 3 条 1 項の規定によりまして、議会の議決をいただく必要がございますことから、個別に、この辺地地域ごとにですね、提案をさせていただいているというところで、提案理由に記載のとおりでございます。

それでは、まず、辺地計画の概要について説明をさせていただきますので、こちら、済みません、議案書とは別冊で準備をしております、右肩に、議案第 26 号から 33 号と入っております資料のほうを、お手元御準備いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

少し読まさせていただきます。

辺地とは、一定の地域における人口や地域の中心から公共交通機関、医療機関等の距離、電気、水道などライフラインの整備状況などを判断基準として、おおむね字ごとに設定をしているものでございます。

辺地における総合計画の策定に当たって基づく法令等は、記載のとおりでございます。

辺地における総合整備計画とは、公共的施設を整備しようとする市町村が、法の第 3 条に定める計画を指してございます。

辺地については、この総合整備計画を策定することにより、辺地対策事業債という、先ほどの過疎債よりも有利な起債が活用できるということになっております。充当率が 100%、先ほどの元利償還金の交付税措置が 70%と申しましたが、辺地のほうは 80 ございます。これを活用することができるとなっておりまして、

本市では17年度に策定された旧泉村での辺地計画、また、18年度に策定されました坂本地区での計画、22年に策定しました10辺地の総合整備計画をもって、対象となる地域の基礎的な基盤整備を行ってきたところでございます。

八代市の状況でございますけれども、本市においては、直近のですね、人口等を調査しまして、現在9辺地を有しているというところになります。

坂本においては、深水、辻、責・川原谷、木々子、小川内の5地域、東陽におきましては、内の木場、泉におきましては仁田尾、樅木、釈迦院の3地域が指定されています。

次の2ページを、済みません、御確認ください。

これまでの辺地計画の策定状況でございます。東陽地区のですね、内の木場辺地につきましては、この範囲内におきまして、おおむね道路整備や水道整備が終わっておりまして、現時点で新たな事業の予定がないということから、前回に引き続きまして、辺地計画は策定をしてございません。

それからですね、さっき亀田委員がおっしゃったところで申しますと、この表のですね、中ほど、22から27の中には、南河内と椎原というのがあるんですが、これが人口がですね、50人を割ってしまいまして、それでいきますと、点数的に足りないということで、今回辺地計画からも外れてしまうということで、まさにおっしゃったとおり、大変厳しい現状があるというのを、この計画をつくりながら、再認識をしております。

計画策定の方針でございますけれども、先ほども述べました、新たな辺地計画につきましては、過疎計画との連携が深いということで、5カ年間の延長ということで考えてございます。

辺地計画の構成については、議案書のほうで、済みません、説明をさせていただきたいと思い

ます。

まず、辺地の要件といたしましては、自然的要件によりまして、交通条件、経済活動、自然的、経済的、文化的条件が不利で、他の地域に比較して生活の利便性が低い地域と定義がなされてございます。一定の地域における人口要件、ただいま申し上げました、半径5キロ範囲内のですね、人口が50人以上であるというところが必要でございます。のほか、地域の中心からの公共交通機関、医療機関等の距離、電気、水道などライフラインの整備状況などを点数化した辺地度点数が100点以上となることが、政令で定める各種要件を判断基準としてございます。

それでは、各辺地の概要について、説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いします。

第26号・木々子辺地に係る、この計画の策定には、済みません、議案書の12ページを、済みません、見ていただけますでしょうか。

この辺地は、坂本のですね、大字中谷いの一部を区域として策定をしてございます。辺地内の人口は76人、面積が8.9平方キロとなっております。5平方キロ内の人口が76人、辺地度点数が131点でございます。

今回の整備計画では、市道木々子・板ノ平線の改良、市道下代瀬・木々子線の改良、林道木々子走水線の舗装、林道木々子日光線の舗装などを予定をしてございます。

次に、議案第27号・深水辺地について、説明をさせていただきます。14ページを、済みません、お開きをください。

この辺地は、坂本町の大字深水い、深水ろ、深水はで構成をしてございます。辺地内の人口は226人、面積が18.8平方キロとなっております。5平方キロ以内の人口が226人、辺地度点数は132点でございます。

今回の整備計画では、林道袈裟堂深水線、林

道深水線の舗装、林道馬廻・板ノ平線の開設、下深水地区の簡易水道事業等を予定してございます。

次に、議案第28号・仁田尾辺地に係る計画について、説明をいたします。1ページおめくりいただきまして、16ページを御確認ください。

この辺地は、泉町の大字仁田尾、葉木を地区として構成をしてございます。辺地内の人口は92人、面積が65.5平方キロとなっております。5平方キロ人口が57人、辺地度点数262点でございます。

今回整備いたしますのは、林道の葉木線、林道の福根線の改良、林業専用ですね、菖蒲谷線の開設、林道福根線舗装、市道朴の木線の改良、市道西の岩線の舗装、市道二合腰越線の舗装、小原地区の小原簡易水道整備などを予定してございます。

済みません、申しわけございません、57人でございます。失礼しました。

それでは、第29号議案のほうでございます。辻辺地に係る公共的施設の計画につきまして、18ページを、済みません、お願いをいたします。

辺地内の人口は131人、面積のほうは6.7平方キロとなっております。5平方キロ内の辺地人口が131人、辺地点数が173点となっております。

今回整備いたします内容といたしましては、市道日光・辻線の舗装、林道木々子日光線の舗装を予定をしているというところでございます。

次に、議案第30号・釈迦院辺地に係る計画について、説明をいたします。20ページを御確認ください。

この辺地は、泉町ですね、大字柿迫の一部を区域として構成をされてございます。辺地の人口が140人、面積が10.4平方キロ、5平方キロ内の人口が78人、辺地度点数は10

3点となっております。

今回の整備では、林道花の尾線の改良、市道糸原線の改良、市道横手坂本線の舗装、一ツ氏簡易水道を事業として予定をしてございます。

次、議案第31号・小川内辺地に係ります計画の内容でございます。22ページを、済みません、お願いいたします。

この辺地は、坂本町の大字百済来上を区域として構成をしてございます。辺地内の人口が247人、面積が5.5平方キロ、5平方キロ内の人口が247人となっております。辺地度点数が141点で、今回整備いたします内容としましては、林道の山口・小川内線の舗装を予定してございます。

次に、議案第32号・責・川原谷辺地に係ります計画の内容を説明いたします。1ページおめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

この辺地は、坂本町の大字鮎埴にの一部、及び鮎埴ほの全域を区域として構成をされてございます。辺地内の人口が104人、面積が19.5平方キロ、5平方キロ内の辺地の人口が104人となっております。辺地点数は130点でございます。

今回整備いたしますのは、林道登俣川原谷線の開設、川原谷地区簡易水道整備事業を予定してございます。

次、議案第33号・樅木の辺地の計画でございます。1ページおめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。

この辺地は、泉町の大字樅木を区域として構成をしてございます。人口が134人、面積が65.4平方キロ、5平方キロ内の人口が134人となっております。辺地度点数が353点となっております。

今回整備いたしますのは、林道樅木線改良、市道五家荘椎葉線、市道八八重四方田線、市道下屋敷樅木線の舗装、泉第八小学校の空調施設

の整備、同じく第八小学校の校舎長寿命化、同じく第八小学校の教職員住宅改良、グラウンド整備を予定しているというところでございます。

以上が、今回の辺地計画となりますが、説明させていただきました事業は33事業ございまして、今、この事業表のですね、事業費用を合計いただきますと、11億4140万円となっております。そのうち辺地債の活用予定が8億6350万円を見込んでございます。大変大きな数値となっておりますが、これも、先ほど説明いたしました過疎計画と同じく、優遇措置を受けるためには、計画への記載が必要となりますことから、割と幅広く記載をさせていただいておりますので、事業実施に当たりましては、事業の緊急性、財政状況等を勘案して実施していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

また、先ほどの説明資料の続きにはですね、カラー版で、坂本地域、それから、泉地域の辺地の区域とですね、ただいま申し上げました人口や整備内容を一覧でお示ししておりますので、また、後ほど、ここがその地域だということを御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、ただいま説明が終わりました。

それでは、以上の部分について質疑を行います。

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。辺地、辺地と言われてもですね、辺地に指定されるばかりでもうよかちゅう感じですが、多分、市ノ俣とかですね、この下の、あっちは、50人ば満たぬとじゃなかろうかと思うとですよ。だけん、そのあたりの手当ての考え方といいますか、は、何かありますか。南河内を含めてですね。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策

課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。今回策定しました計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、旧自治体ごとでつくってございましたものを継続した形になっておりまして、計画策定に当たりまして、計画をまとめるに当たってはですね、区域を見直して、辺地に入れられないかというような検討も、実は担当のほうでもしっかりやってみてもらってまして、ちょっと字を組みかえようとか、努力をさせていただいたんですが、そうすることによって、全体が辺地でなくなってしまうというようなこともありまして、今回ですね、御提案をさせていただいているところで、区域としては、御承認のほうをいただければと、そのように考えております。

ただ、今、この辺地から外れましたところにつきまして、何もしないかということは、決してそうではございませんので、通常の要望も踏まえましてですね、担当課で、それぞれ事業のほうは実施してまいりたいと、かように考えておりますので、御理解いただければと思います。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決をいたします。

まず、議案第26号・木々子辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本

件は可決されました。

次に、議案第27号・深水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第28号・仁田尾辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第29号・辻辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第30号・釈迦院辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第31号・小川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第32号・責・川原谷辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第33号・樅木辺地に係る公共的

施設の総合整備計画の策定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

小会いたします。

(午後5時55分 小会)

(午後6時05分 本会)

○委員長(堀口 晃君) それでは、本会に戻します。

ただいまの時刻が、6時ちょっと過ぎでございます。

今、終わったのが、予算議案と事件議案、これから条例議案が2、4、6、8の10、11本あるということです。

きょうの段階ではですね、条例議案と、それと請願・陳情についてまでは終わらせなければならないということがございまして、所管事務調査についてはですね、16日の午前10時からにしたいと思いますが、皆さん、御意見、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) はい。事前に、皆さん方にはお諮りしとったので、ぜひ、16日の午前中ということでお願いしときます。

所管事務調査については、今、お待ちいただいている、それぞれの部署については、もう帰っていただくように事務局のほうからお願いしてもらっていいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) よろしく願いいたします。

○委員(成松由紀夫君) 委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) また、予備日については御相談させてください。

○委員長(堀口 晃君) はい、わかりました。

◎議案第３９号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第３９号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課、中でございます。よろしくお願いします。それでは、着席の上、御説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） はい、どうぞ。

○人事課長（中 勇二君） お手元に、説明資料を別途配付いたしておりますけども、ございますでしょうか。左肩に、人事課関係分と四角囲みをしているものでございます。ありますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そちらを使って説明させていただきます。

それでは、議案第３９号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明いたします。議案書は５３ページからになります。

まず、改正の趣旨でございますが、前回、１２月議会におきまして、平成２７年１０月１日からの被用者年金制度の一元化に伴います改正をお願いしたところでございますが、今般、労働者災害補償保険法の一部改正に伴い、地方公務員災害補償法施行令が改正されることを受けて、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、まず、１つ目が、

傷病補償年金と障害補償年金等が支給される場合の調整率の改正でございます。２つ目が、休業補償と障害補償年金等が支給される場合の調整率の改正でございます。

第１条で、議会の議員その他非常勤の職員関係を改正いたします。傷病補償年金については、調整率を現行の０．８６から０．８８に改正します。次に、休業補償につきましても、同じく０．８６から０．８８に改正をいたします。

第２条で、消防団員等関係を改正いたします。傷病補償年金については、非常勤職員と同じく、調整率を現行の０．８６から０．８８に改正しますが、高度な危険が予測される場合の業務、これを特殊公務災害と呼びますが、その場合の調整率は、加算された率となっており、こちらもそれぞれ改正をされます。また、休業補償につきましても同じく０．８６から０．８８に改正をいたします。

施行日は、平成２８年４月１日とし、附則のほうに必要な経過措置を規定しております。

説明につきましては、以上のとおりでございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。以上で説明を終わります。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第３９号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第40号・八代市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○委員長(堀口 晃君) 次に、議案第40号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(中 勇二君) 委員長。

○委員長(堀口 晃君) 中人事課長。

○人事課長(中 勇二君) はい。それでは、引き続き説明させていただきます。

議案第40号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

改正理由でございますが、平成26年に人事院から勧告され、国家公務員においては、平成27年度から実施をされております、給与制度の総合的見直しについて、平成27年には、熊本県の人事委員会勧告においても、平成28年度から実施することが適当であると勧告されたことを受けまして、本市においても、平成28年4月から実施するために必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正の概要でございますが、大きく4つの項目がございます。まず、1項目めですが、給料表の改定でございます。行政職給料表では、平均で2.3%の引き下げでございます。病院の医師に適用します医療職給料表、1表を除く、全給料表で同様の改定が行われます。

この見直しは、地域間の給料配分の見直し及び世代間の給料配分の見直し、この2つの観点から実施をされるものでございます。

地域間の配分見直しにつきましては、特に、

地方において、公務員の給料が民間に比較して高い水準にあるという指摘に、制度的に対応するものでして、全国统一して使用します給料表については、一番低い地域の水準に合わせて引き下げ、その引き下げ分については、次の項目になりますが、地域手当を引き上げることによってバランスをとる、実質的なマイナスをなくすという改定の内容でございます。

世代間の配分見直しにつきましては、若年層の引き下げ率を低くし、高齢層、給料の高いほうの引き上げ率を高くし、給料が緩やかに上昇するように改定されております。

また、引き下げ改定となりますことから、激変緩和措置としまして、2年間の現給保障措置を附則のほうで定めております。

続きまして、2項目めが、地域手当の改定でございます。先ほども少し触れましたが、こちらは、民間の給与水準が高い地域に勤務する者に対して支給される手当でございます。これまでは、支給率の最高が18%でございましたが、給料表のマイナス分を補うために2%引き上げられまして、最高20%の手当が支給されることとなります。ちなみに、20%の対象となるのは東京都の区分だけでございまして、本市を含めた熊本県内では、この手当の対象となる地域はございません。0%ということでございます。

続いて、3項目めです。単身赴任手当の改定でございます。基礎額が現在2万3000円のところを7000円引き上げて3万円とし、距離に応じて加算する額の限度額を7万円とします。例えば、東京都の事務所に単身赴任した場合、基礎額3万円と加算額5万2000円の合計8万2000円が支給されることとなります。単身赴任世帯の経済的負担に配慮した改定でございます。

最後、4項目めが、管理職員特別勤務手当の改定でございます。管理職につきましては、管

理職手当が支給されますので、原則、時間外勤務手当等が発生しませんが、週休日等に業務の都合で勤務する必要がある場合には、管理職員特別勤務手当というものの対象となります。これを今回、災害などの対応のために、平日の深夜、午前0時から5時までの間に勤務した場合も対象に加えるというものでございます。

主な内容については、以上4点でございます。

施行日は、平成28年4月1日からと、願ひしたいと考えております。

説明につきましては、以上のとおりでございます。御審議方よろしくお願い致します。

○委員長（堀口 晃君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、願ひいたします。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。改正には賛成します。ただ、申し上げておきたいのは、国の給与2%削減に伴って、地方に願ひしてきたということなんですけれども、国の場合、ここにも説明がありますように、地域手当という部分でカバーされているのがほとんど対象になっているわけですが、地方においては、この地域手当を改定しても、対象になるのはごくわずかであるという実態からして、総合的見直しは受け入れるものの、国は国として、給料じゃなくて、給料全体として手当も含めて手取りがあんまり変わらないというのに比して、地方は、給料が下がったものの、手当分はリカバリーできないというのが現実なものですから、理不尽さがあるというのが地方の声だというふうに思います。しかしながら、とはいえ、制度設計自体は受け入れることがよしとせざるを得ない状況ですが、

この件については、引き続きですね、いろんな面で自治体における課題の一つだということを共通認識しておきたいというふうな、意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第40号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第41号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第41号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、引き続きして、議案第41号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正について、御説明いたします。配付資料は3ページ目になります。

改正の趣旨でございます。ただいま御説明いたしました給与制度の総合的見直しは、退職手当の支給水準に影響を及ぼしますことから、現行の支給水準の範囲内で、公務への貢献度をよりの確に反映させるため、国家公務員の制度に準じて、本市の退職手当支給条例について、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、現在、退職手当の計算につきましては、勤続期間と退職時の給料額をもとに算出する基礎額と、退職前5年

間、60月における役職に応じた調整額の合計額を退職手当として支給しているところです。今回、給与の見直しにより、基礎額のほうが影響を受けることとなりますが、その範囲内で調整額を引き上げることにより、補填しようという制度改正でございます。

引き上げ額につきましては、資料にございますとおりですが、例えば、退職前60月、5年間の第5号の支給区分に該当する、これは次長職や課長職が対象となりますけれども、現行3万3350円のところを4万3350円へと、1万円引き上げられますので、掛ける60月で、60万円の調整額が加算されるということになります。

退職手当の支給水準につきましては、これまで3年間かけて、100分の17を引き下げてきたところございます。今回、それとは別に引き下げ要因が発生しましたので、支給水準の確保を図るための改正でございます。

制度の変更については、この1点のみでございまして、その他は引用条文のずれや、字句の整理を行うものでございます。

施行日は、総合的見直しに合わせまして、平成28年4月1日からといたしております。

説明につきましては以上のとおりでございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） 一言。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。一言、公務員の皆さんはですね、非常に頑張っておられて、退職されるわけなんですけれども、実は、本当

に今までですね、相当退職金下がってきております。私たち一般の人には、まだ知られていないのがですね、公務員が退職した場合は失業手当がないんですよ。そういった意味で、退職金をですね、十分に与えておくということですね、本当に安心した老後が、退職した後の老後が送れるという、そういった意味もありますので、できるだけ優遇した内容があってもいいかなと思っております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、ありがとうございました。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第41号・八代市職員退職手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第42号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、続きまして、議案第42号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、説明いたします。配付資料は4枚目になります。

改正の趣旨でございます。改正地方公務員法が、平成28年4月1日から施行されることと

なっておりますが、関連する条例５本について、所要の改正をお願いするものでございます。

資料のほうでは、改正の項目ごとに整理をいたしております。

まず１点目が、改正に伴う条項のずれに対応するものでございます。第２４条第６項が、第２４条第５項に繰り上がるものです。これが、第１条の勤務時間条例、第２条の給与条例、第３条の教育委員会の給与条例に関係しております。

次に、２項目めが、等級別基準職務表の条例化が義務づけられたことに伴いまして、現在、給与条例において、級別職務分類表として定めておりますが、これの名称を改めますとともに、法律の求める基準に合致する内容に改正するものでございます。第２条の給与条例関係でございます。

３点目が、字句の整理です。地方公務員法第２２条に、採用は全て条件付とするという規定がございますが、この附という字のこざとへん、左側ですね、を取るという改正が行われますので、同じ形で使用しております、公益法人等への派遣条例を改正いたします。これが第４条関係です。

最後、４点目が、退職管理条例に関するものでございます。１２月議会に提案いたしまして、御審議をいただいたところでございますが、その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、県費負担教職員に係る退職管理については、任命権者である県の教育委員会ではなく、服務監督を行う市町村教育委員会が行うものとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。こちらが第５条の関係でございます。

施行日は、いずれも平成２８年４月１日からといたしております。

御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第４２号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４３号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第４３号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、議案第４３号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について、御説明いたします。資料は最後のページになります。

改正理由でございますが、農業委員会に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をお願いするものでございます。

内容でございますが、法律の改正に伴いまして、条例で引用いたしております条項ずれが生じたことへの対応、及び耕作者を農業者に、関係人を関係者と、法律での規定どおりに改める

ものでございます。

施行日は、法律の改正に合わせ、平成28年4月1日からといたしております。

説明は以上でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第43号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第44号・八代市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第44号・八代市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

橋口文書統計課長。

○文書統計課長（橋口幸雄君） はい、文書統計課でございます。

議案第44号・八代市個人情報保護条例の一部改正について、説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい。

○文書統計課長（橋口幸雄君） 議案書のページとしましては、79ページと80ページでござ

いますが、あらかじめ配付しております、こちらの資料をもとに説明いたします。右上に、議案第44号と書いてあります、1枚物の資料でございます。

それでは、資料1の改正理由でございますが、そちらに書いてありますとおりでございますが、番号法におきましては、個人番号をその内容に含む個人情報、つまり特定個人情報について、一般的な個人情報よりも、より厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、この特定個人情報をデータベース化した、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価、これはPIAといっておりますが、このPIAを実施しなければならないとされております。

PIAには種類がございまして、資料の下の四角囲いにありますとおり、原則的に、ファイル数に応じまして、①から③の種類がございします。今回改正いたしますのは、1の改正理由の5行目から書いてありますとおり、番号法の規定により、③の全項目評価を実施する場合は、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される、合議制の機関などの意見を聞かなければならないとされておまして、本市においては、これに当たる機関として、八代市個人情報保護審査会がありますことから、全項目評価を実施する場合、この審査会に意見を聞くという規定を条文中に加えるものでございます。

具体的な改正内容としましては、資料中ほどの、2の改正内容にありますとおり、審査会の所掌事務に、PIAに関して意見を述べる旨の規定を追加するもので、施行期日は、28年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第４４号・八代市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４５号・八代市行政不服審査条例の制定について

◎議案第４６号・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第４５号・八代市行政不服審査条例の制定について、及び議案第４６号・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての２件については、関連がありますので、本２件を一括議題とし、採決については個々をお願いしたいと思います。

それでは、説明を求めます。

はい、橋口文書統計課長。

○文書統計課長（橋口幸雄君） はい、引き続き、２件の条例について、まとめて説明をさせていただきます。

議案書のページとしましては、これも８１ページから９３ページまでございますが、こちらのほうは、あらかじめ配付しております、この資料ですね、右肩に議案第４５号及び第４６号関係とあります、こちらをもとに説明いたします。

条例の説明の前に、新しい行政不服審査制度の概要について、簡単に説明させていただきます。

資料１ページです。

そちらに書いておりますとおり、行政不服審査法が５２年ぶりに抜本的に改正されまして、新しい行政不服審査法が４月１日から施行されます。

現行の行政不服審査法は、昭和３７年の制定、施行後、長らく本格的な改正がありませんでしたが、国民の意識変化や関連法制度の整備がなされたことから、今回、公平性・利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しが行われました。

新法の具体的な改正内容は大きく分けて２点ありまして、まず１点目は、資料１ページの６行目なんですが、１、不服申し立て構造の見直しでございまして、２点目は、資料の２ページの一番上になりますが、審理・裁決の手続の見直しでございます。

まず１点目、１ページの不服申し立て構造の見直しですが、その内容は２つありまして、そちらに書いておりますとおり、①不服申し立ての手続を審査請求に一元化（異議申し立ての廃止）、②審査請求をすることができる期間を３カ月に延長、現行６０日です、でございます。

具体的な内容につきましては、その下に記載しておりますが、これをもう少しわかりやすく図にしましたものを３ページに載せております。これの３ページの左が現行、右が改正後で、現行では異議申し立てと審査請求の２本立てとなっておりましたが、これが審査請求に一本化されます。また、請求することができる期間について、６０日以内から３カ月以内と延長されております。

次に、また、もとに戻っていただいて、資料２ページになりますが、新法の改正内容、２点目の審理・裁決の手続の見直しですが、これも

内容は2つありまして、①審理員による審理手続、②第三者機関への諮問手続の導入となっております。これは、4ページに図を載せておりますので、そちらをごらんください。

これも左が現行、右が改正後となっております。現行では、これまで不服申し立てがありますと、問題となる処分を行った担当課が受け付け、その処分担当課が審査庁として審理し、裁決するという流れになっておりました。これでは公平性が保てないということで、右側の、改正後の流れとしましては、まず、不服申し立てがありますと、図の中ほど、①のところですが、まず、市長が審理員、下の網掛けの部分です。審理員というものを指名します。この審理員は文書統計課長の職にある者としておりますが、審理員は、その下の②③にありますように、審査請求人と処分担当課との間で、弁明書や反論書などを通じて、論点を明確にした上で、審理員意見書というものを作成し、これを、真ん中少し上の審査庁（市長）、担当する課は、処分庁、つまり処分担当課以外の課が担当することとしておりますが、こちらに、この審理員意見書を提出します。④の部分です。

次に、この審査庁は、⑤から⑦のとおり、この審理員意見書を、上の網掛けにあります行政不服審査会、これは今回新たに設置するものですが、この審査会に諮問し、その答申を受けて、最終的に裁決するという流れになっております。つまり、裁決に一貫して処分担当課をかかわらせないつくりとしております。

以上が、新行政不服審査制度の大まかな概要ですが、次に、今回制定します議案第45号の八代市行政不服審査条例について説明いたします。

資料5ページになります。

1の制定理由については、これまで述べたとおりでありまして、2の制定内容につきまして、まず、（1）ですが、書類等の写しの交付に係

る手数料について規定しております。この手数料の額は、政令で定める額に準じた額としておりまして、次の片仮名のイにありますとおり、手数料の減免についても、あわせて規定しております。

次に、（2）ですが、行政不服審査会の組織及び運営に関し、アからオまでの事項を定めております。委員の構成としましては、弁護士、税理士、大学教授などを予定しております。

続きまして、資料6ページになりますが、議案第46号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてです。こちら、新行政不服審査制度に対応するためのものございまして、関係する10本の条例について、異議申し立てを審査請求に改めるなど、字句の改正等を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いします。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 1点よろしいでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 確認ですが、これが可決されてから、施行の段階になってからの実務的なことで、ちょっとお尋ねなんですけれども、いろんな行政処分が、当事者に文書なりで発送されたら、当然その文書の中には、不服審査請求の申し立てができる趣旨のことを、あわせて明記される形となるんですかね。

○委員長（堀口 晃君） はい、橋口文書統計課長。

○文書統計課長（橋口幸雄君） はい。これまでも教示文という形で、これまでも教示はしておりました。その内容が、今回60日から3カ月に延びるとかですね、そういったふうな数字の改正は行います。教示そのものは、今後も行

っていきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。安心しました。
ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 新法ということですので、なるべくこういうことにならないほうがいいんですが、今、八代市内にもですね、いろいろな地域の問題であったり、もろもろ、課長も御存じだと思いますので、なるべく、新たな審理員と、この行政不服審査会ということで、少しわかりやすくはなって、期間も長くなったということなんです、なるべくですね、そういった方向に行かないような努力を、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第45号・八代市行政不服審査条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第47号・八代市携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第47号・八代市携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） 福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。八代市携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、企画振興部から、生田情報政策課長に説明をいたさせます。よろしくをお願いします。

○情報政策課長（生田 隆君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、生田情報政策課長。

○情報政策課長（生田 隆君） はい。情報政策課、生田でございます。お疲れのところ、よろしくをお願いします。

それでは、八代市携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明いたします。座って説明させていただきます。

本条例は、不感地域解消のために、市が整備を行っております、携帯電話基地局に関して、地方自治法244条の2第1項の規定により、施設の設置及び管理について定めるものでございます。

今回の改正は、本年度国庫補助により整備し、28年4月1日より供用を開始する予定の基地局1局の新設と、昨年度整備しました3カ所のうち2カ所につきまして、設置場所の地番構成に伴います変更についての改正を行うものでござ

ざいます。

資料につきましては、議案第47号ということで、右肩に記載しております新旧対照表によって説明をいたしたいと思います。

表の上から6段目でございますけれども、枳ノ俣、市ノ俣及び横様の基地局が、昨年度整備した基地局でございます。このうち、市ノ俣及び横様基地局について、分筆登記を行いました関係で、地番の変更を行うものでございます。

また、その下の袈裟堂基地局につきましては、今年度事業により整備を実施し、平成28年4月1日から供用開始を行うことから、今回新規に追加するものでございます。

なお、施行期日につきましては、地番修正2カ所については、公布の日から、それから、新設につきましては、正式な供用開始でございます28年4月1日といたしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、以上、説明がありました。

それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（中村和美君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。これは防災無線というか、緊急無線にも兼ねますので、ぜひ、こういう電波が通じないところは、積極的にですね、していただきたいと、このようにお願いしておきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしくお願いいたします。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより

採決いたします。

議案第47号・八代市携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第48号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第48号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼納税課長（松本秀美君） はい、納税課の松本でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、松本財務部理事兼納税課長、お願いします。

○理事兼納税課長（松本秀美君） はい。お手元の議案第48号関係の資料をお願いいたします。

議案第48号・八代市市税条例の一部改正についてでございます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） お願いします。

○理事兼納税課長（松本秀美君） 改正の理由といたしまして、平成27年3月31日に成立しました地方税法の改正のうち、徴収猶予制度の見直しに関する事項が、28年4月1日に施行されることに合わせ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の概要といたしまして、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されるとともに、徴収の猶予、換価の猶予制度について、その一部が、地域の実情等に応じて条例で定めるとされたものでございます。

八代市の改正案は、熊本県、熊本市の改正案に準拠して定めるものでございます。

なお、徴収の猶予とは、納税を猶予するものでございます。具体的には分納を認めるということでございます。

また、換価の猶予とは、滞納税を確保するために、差し押さえた不動産等を公売することを猶予することでございます。事実上、分納を認めるということでございます。

以上で、簡単ですが、説明を終わりたいと思います。よろしく審議のほうお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。1点いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）各地域の実情に応じてというのは、具体的にいうと、どんな例が挙げられますか。

○委員長（堀口 晃君） はい、松本納税課長。

○理事兼納税課長（松本秀美君） はい。今まで、例えば、東京都と、例えば、五木村というふうな形でございますが、同じような形で徴収猶予、分納猶予、分納に関しても、徴収猶予、換価猶予につきましても、同じ50万とか100万でございました。この金額について、東京都であれば100億とかということもありますでしょうし、仮に五木村だったら、10万円ということもあるかと思いますが、それが一律でございました。それで、各地域の実情に合わせて、金額等については条例で決めなさいということでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 地域間格差の経済力に応じたというようなことってということですかね。

○委員長（堀口 晃君） 松本課長。

○理事兼納税課長（松本秀美君） はい。例え

ば、滞納税額が100億円というところと、10万円というところが、一律に金額を決めておりました。これについて、各地域の実情に応じたところで、金額等も決めなさいということでもございました。（委員堀徹男君「わかったような、わからぬような」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 松本課長は御存じですけど、以前、滞納処理で失態があつとったと思いますけれども、こういう法改正で、またいろいろ、るるわかりやすくはなっているんですが、そういったところはしっかり頭に入れて、以前のようなことがないようにですね、ぜひお願いします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第49号・八代市消費生活センター条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第49

号・八代市消費生活センター条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（本村秀一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 本村市民環境部長。

○市民環境部長（本村秀一君） はい。大変お疲れさまでございます。

それでは、議案４９号・八代市消費生活センター条例の制定について、久木田課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 大変お疲れでございます。

それでは、議案第４９号・八代市消費生活センター条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。じゃあ、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、議案書の１０７ページをお開きをお願いいたします。

提案の理由といたしましては、消費者被害を防止し、消費生活の安全を確保することを目的に、平成２１年９月に消費者安全法のほうが施行されておりますが、消費生活相談件数の増加、それと相談内容の複雑化などによりまして、地方公共団体の相談体制を、さらに強化していく必要があるということから、平成２６年６月に改正消費者安全法が成立しております。それで、平成２８年４月１日に施行される予定でございます。

この改正消費者安全法においては、地方消費者行政の一層の強化、充実を図ることを目的に、消費生活センターを設置する本市のようなところにつきましては、センターの組織運営等につきまして、条例で定めるということになってお

りますことから、今まで本市におきましては、消費生活センターを、八代市消費生活センター設置規則で設置しておりましたものを、新たに八代市消費生活センター条例で設置をするものでございます。

内容につきましては１０８、１０９ページのほうをごらんをいただきたいと思います。

制定します内容につきましては、内閣府令等で定める基準を参考にさせていただいておりまして、第１条では、消費者安全法に基づき、八代市消費生活センターを設置するということとしております。

第２条では、センターの名称と位置を定め、第３条からは、センターの運営や、行政職員の配置、有資格者の相談員の確保、相談員の資質向上などを定めているものでございます。

また、附則で、平成２８年４月１日から施行することとしております。

以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。これは、今度条例ができ上がったということですけど、——つくってあるということですけども、これまでの苦情というのは、大体、市においてはどれぐらいあったんでしょうか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。過去の相談件数でございますが、新規の相談件数といたしますと、平成２６年度におきましては、年間に８６

1件、それと、平成27年、これは先月末の2月末ということで、お知らせください。827件ということで、今年度、恐らく900件ぐらい、超えるんじゃないかというふうに推測をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。この1件につきですね、もう一回来るという場合もあるんじゃないかと思う。この累計では、また、もっとふえてくるんじゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。前川委員のおっしゃるとおりでございまして、新規の分として、先ほどは数字を申し上げさせていただきました。継続としましてはですね、大体新規の3分の1から2分の1程度が継続という形で、繰り返し御相談等があるような現状でございます。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。改めて、こういう条例がつくってありますので、今後は、職員の確保というかですね、それに対応する職員さんたちが、適当な御意見を述べられるような、そういった職員さんたちをきちっと配置していただければというふうに、不安も伴って、そういうふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第49号・八代市消費生活センター条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎平成27年陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、請願・陳情の審査を入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、継続審査となっております、平成27年陳情第4号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

本件について御意見はございませんか。

○委員（亀田英雄君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） これが、継続になった経緯は、よくわかりにくいという点で、もう少し詳細にというのが、継続の理由になったかと思えます。

それが履行できなかったという点においてです、継続ということで、またお願いしたいというふうに思うんですが。

○委員長（堀口 晃君） はい、ただいま亀田委員のほうから、継続審査をというふうな御意見がございましたが、ほかございませんか。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。前回の委員会で、この審議があり、本日に至るまで、一定の期間がありましたものですから、私も個人的に、この関連のことで、いろいろ勉強したところでございます。それに基づいて発言させていただきたいというふうに思うところなんです、そもそも法ができて、現在に至るまで、かなりの年数が経過してきて、いろんな実務が、全国でなされてきたことだというふうに推察するところなんですけども、中でも、平成17年に、この件に関する訴訟が起きていて、ちょっと長くなりますので、割愛しますけども、結論から言いますと、最高裁まで行って、この法のあり方自体は合憲だという判例があるというのを学ばせていただきました。

また、税の関係になりますものですから、国税庁が所管するところの税務大学校の教授も一考察を述べておりまして、この件に関しては、法人税法で言うような規定を、所得税法に盛り込むということがあれば別だけれども、現行のあり方を支持するような意見として述べていらっしゃるかなというふうに、私自体は理解したところでございます。

いろいろ多様な御意見があるんでしょうというのは、推察しますけれども、法、司法の判断だとか、研究機関だとか、当事者たる国税庁の意見あたりをいろいろ鑑みますと、なかなか難しい部分もあり、結論を得るには、なかなか至らないんじゃないかなというふうな思いにいたるところでございます。

したがいまして、今後も時間をとるよりも、今回の段階で、結論を得るに至らない、未了という形が、私としてはよろしいんじゃないかなということで、意見を申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 西濱委員、確認させていただくと、西濱委員は、審議未了でもいい

んではないかという御意見でよろしいですか。

ほかございませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、済みません、私は採択をしたいいただきたいという立場から、お話をします。

出されている方の願意はですね、地方における零細事業者の働き分をですね、事業者の所得として認めていただきたいと、事業者の所得じゃなくて、家族の働き分として認めていただきたいというのが願意であって、陳情書にあるようにですね、白色申告をされている家庭、実は、私もそういう家庭に育ったんですけども、私が働いた分というのは、給料200万円をもらってもですね、50万円分しか控除がされないということで、これはいかに不条理な仕組みであるかということがですね、わかられてないという現状があると思います。

このことに対して、陳情者の方ですね、全国でおよそ400の自治体が、国に意見書を上げているということで、私も、私なりに調べさせていただきましたけれども、432に上る自治体が、この意見書を採択してですね、出されています。ほかには、税理士の団体も出されています。そして、政府の答弁もですね、所得税法56条の廃止に言及されている答弁もあるということで、記録も調べさせていただいてはおります。

そういった、国は国としてとかということの法の話もいいんですけども、この願意のそもそものは、家族にも所得の控除を認めていただきたいと、何とかしていただきたいというお願いが高じて出されているんじゃないかなというふうに思います。何も、この八代市からこれを初めて出すということではあれば、それは考えるところもあるでしょうけど、もう既に、他の自治体でも400近くの自治体が上げていると

いう事例もあるということを踏まえると、私は、地方から、こういった零細業者のですね、方の声を上げていくのも、我々地方議員の務めではないかなというふうに思います。

よって、私は、採択をお願いしたいというふうに思います。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） いや、ちょっと待ってください。

確認なんです、採択ということで、採決をとるということで確認してよろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。ですから、肃々と、審議未了、賛成、継続というのがありますので、決をとっていただきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、これまでの部分から、ほかはございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 私も、この文章からいったら、今、堀委員がおっしゃたようなふうにも聞こえました。ただ、私自身もちょっと調べさせていただいて、この第56条というのは、趣旨や目的は何だろうというふうに考えたときに、大変、個人単位主義というのを、すごい徹底されているなあというふうに感じました。

でも、結局はですね、家族の中で一緒に生計をなしているということにおいては、生計を一つにしているという、そういった親族は納税者として生計を一つにしているという、そういったふうな意味にも捉えた中で、同一の財布のもとで生活しているということは、むしろ、家族のあり方というのを捉えていると思うんですね。だから、この法に関して、この反対意見の方の意見を通した中で、家族の解体っていうような、ひいてはですね、家族の解体というような意味も、ちょっと捉えられるなというふう

に、私自身はそういうふうに捉えましたので、このことに関しては、審議未了のほうが適当ではないかなと、私はそう思いました。

○委員長（堀口 晃君） 審議未了ということですね。

ほかございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） それではですね、継続審査を求める意見と、審議未了を求める意見と、採決を求める意見がありますので、まずは、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

継続審査としないことに決した場合、——済みません、それでは、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情について、閉会中継続審査の申し出をしないと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託された案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書並びに委員長報告の作成については、委員長に御一任をいただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（堀口 晃君） それでは、所管事務調査については、先ほど小会中に申し上げましたとおり、１６日午前１０時から継続して、所管事務調査を行うこととし、本日は終了いたしたいと思います。

それでは、大変長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後６時５９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２８年３月１４日

総務委員会

委員長